

○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

教員自修の一法は確に其講習にあり抑講習の方法に至つては會員各自をして豫め講習學科を研究準備し置かしむること及會場に於て會員の活動を促すか如き多少改良すべき点なきにあらざるも要するに數年來各郡市に實施したる状況は實に盛會にして美馬、板野、阿波、麻植の諸郡は何れも會員二百人以上に及び學科の上より觀るときは其會員二百人以上のもの手工、麥稈又は經木、真田、百四十五人、造花二十七人、其他百三十三人計三百五人、教授法、農業、教育學にして之に繼くは體操、遊戯、理科、林業、商業とす思ふに教育學、教授法の研究必要なるは論なく手工、農

郡市名	名東	勝浦	那賀	海部	板野	名西	阿波	麻植	美馬	三好	徳島	合計
名東	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
勝浦	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
那賀	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
海部	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
板野	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
名西	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
阿波	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
麻植	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
美馬	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三好	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
徳島	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

商業の如き加設科目及理科の研究に注意せるは目下の急務に適合せりと云ふへく女子の裁縫講習者五十四人の如き比例上於て他科に劣らすと云ふへし明治三十七年中の状況次表の如し

高等小學校へ入學獎勵は勿論補習科夜學、温習會等へ入學獎勵の結果三十七學年の始め男子は卒業生百に對し八十八七分、女子は四十七人八分九厘の所三十八學年の始めには男子八十二人九分、女子五十二人一分五厘に達す、更に之を三十六年四月高等科へ入學の歩合男子六十四人九分七厘、女子三十六人二分八厘に比すれば其増加特に著しく誠に慶ぶべきの現象なり而して其結果の最も可なるは徳島市及阿波郡にして不可なるは海部郡とす殊に勝浦、海部、板野、麻植、三好諸郡の女子に於て何れも卒業生の半數以上は尋常科卒業のみにして補習の方法を取らざるか如し此等は國民教育の效果に對し大に注意すべきものならん次表其要を示せり

廿七年三月尋常科卒業児童中等科等へ入學者調 廿八年三月尋常科卒業児童中等科等へ入學者調

郡市名	名東	勝浦	那賀	海部	板野	名西	阿波	麻植	美馬	三好	徳島
名東	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
勝浦	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
那賀	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
海部	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
板野	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
名西	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
阿波	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
麻植	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
美馬	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三好	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
徳島	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況







○現時ニ於ケル教育ニ及ホス狀況

(小學校基本財産調)

(三十八年四月)

九九二

紀念學林計畫及施行一覽表

郡市町村設置ノ	金額	種別	設置年月	管理方法	備考
名東	ナシ	現金	自卅三年四月	郵便貯金	
勝浦	三三三	公債	自卅四年四月	貸附殖利	
那賀	五	現金	自卅五年三月	郵便貯金	
海部	三三三	公債	自卅一年四月	郵便貯金	
板野	一	現金	自卅六年四月	郵便貯金	外ニ本年度ヨリ 實行ノ計書着手 中ノ町村八アリ
名西	三	現金	自卅三年七月	銀行貯金	
阿波	ナシ	現金	自卅六年六月	郵便貯金	
麻植	九	公債	自卅七年四月	郵便貯金	
美馬	三	現金	自卅一年十月	郵便貯金	
三好	四	現金	自卅七年七月	個人貸附	外ニ計書中八村 外ニ千五百圓ノ 石似貯券寄附手 續中ノ村一アリ
徳島	ナシ	現金	自卅八年八月	郵便貯金	
合計	一五	現金	自卅六年六月	銀行貯金	寄附手續中ノ金 額萬圓千壹百圓

郡市名	計	町村數	反	中	町村數	反	業	別
名東	一	一	0	0	0	0	0	0
勝浦	一	一	0	0	0	0	0	0
那賀	一	一	0	0	0	0	0	0
海部	一	一	0	0	0	0	0	0
板野	一	一	0	0	0	0	0	0
名西	一	一	0	0	0	0	0	0
阿波	一	一	0	0	0	0	0	0
麻植	一	一	0	0	0	0	0	0
美馬	一	一	0	0	0	0	0	0
三好	一	一	0	0	0	0	0	0
徳島	一	一	0	0	0	0	0	0
合計	一	一	0	0	0	0	0	0

各郡に於ける學林施設經營の情況

村名	反	別	植	樹	經營	力	法	反	別	業	法
名東郡	1000	桑			小學校附屬養蠶室ニ屬スル桑園トナシ紀念事業トスルコトニ決議			0		0	
勝浦郡	二五五	杉			卅五年度ヨリ着手傍示區協議費ヲ以テ支辨			六〇〇	杉	五〇〇〇	
高鈴村	二五五	杉			卅八年度ヨリハ區費ヲ以テ支辨			一五〇	杉	五〇〇〇	
同	一〇〇	同			卅三年度ヨリ毎年増加スル計書ヲ立テ村費ヲ以テ支辨			一〇〇	同	二〇〇〇	
正木校	一〇〇	同			卅五年度ヨリ個人へ貸附殖利ヲ圖ル			0		0	
那賀郡	10				卅五年度ヨリ個人へ貸附殖利ヲ圖ル			0		0	
長生	10				堤腹使用許可ノ上ハ學校生徒ニ植ヘシム			0		0	
大野	10				卅八年度ヨリニヶ年間村費ヲ以テ支辨			0		0	
加茂谷	1000	杉			卅八年度ヨリ三ヶ年間村民ノ夫役ヲ以テ栽植			0		0	
鷲敷	五〇〇	杉			卅八年度ニ於テ村費ヲ以テ支辨			0		0	
延野	四〇〇	同			卅八年度ニ於テ學校生徒ノ父兄ニ植ヘシム			0		0	
日野谷	四〇〇	同			寄附金ヲ以テ支辨			0		0	
宮濱	三〇〇	同						0		0	
坂州木頭	三〇〇	同						0		0	
海部郡	未	定						0		0	
三岐田	1000	櫟			紀念林設置ノ爲日課金委託ヲ一株トシ卅八年一月ヨリ三年間積蓄積ス			0		0	
日和佐	1000	櫟			卅七年度ヨリ設ク生徒ヲシテ從事セシム			0		0	

○現時ニ於ケル教育ニ及ホス狀況

九九三







○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

井内谷	150,000	二七,000	卅六年度ヨリ卅七年度ニ設定
加茂	六五,000	三三,000	卅八年度ヨリ着手
三正	五〇,000	卅八年度ヨリ着手	

三正	五〇,000	卅八年度ヨリ着手
加茂	六五,000	卅八年度ヨリ着手
井内谷	150,000	二七,000

○徳島縣師範學校

(明治三十八年三月三十日 内務部長宛報告)

●第一學校として實行したる事項 一當校に於ては學校各部の内容を整頓改善するを以て時局に際して當校になすべき最大紀念事業となし屢職員に其旨を告げ目下其方針を以て進みつゝあり。二時局の當初屢全校生徒を講堂に集めて時局に關する講話をなしたり其他此時を利用して體育衛生に關し一層獎勵を加へ規律を嚴正にし時刻を確守する等のことは時々職員並に生徒に示達訓諭したり。三本年度豫算は時局の爲め大に削減せられたるを以て生徒をして特に此際學校備品並に消耗品を大切にすべきこと並に給與品貸與品に對する心得を確實ならしむる爲め本年度初に於て生徒一般に訓諭する所ありたり。四時局に際し本年度豫算は大に削減せられたるを以て生徒に貸與すべき毛布の新調附屬小學校にて連年一部つゞ改造し來りたる兒童用机の新調は之を見合せ忍ぶべきは之を忍ひたるも器械標本圖書の教

授上必要なるものは力めて之を購求し以て此際と雖も教授力の減退せざらんことを圖れり。五生徒の元氣を鼓舞し困苦に堪ふるの習慣を養ふ目的を以て昨年五月十日撫養地方に男子は武裝強行軍をなし女子は比較的長途の遠足を行へり。六昨年六月廿六日我第四十三聯隊か劔山の功名をなせし報に接するや本校よりは第十一師團長並に聯隊長に祝辭を送れり。七昨年九月六日遼陽陷落祝賀の爲め及び本年一月六日旅順開城紀念式日の夜職員生徒一同提灯行列(第二回は武裝せり)を舉行せり。八昨年 天長節の佳辰を擇ひ同日の祝賀式を兼て十月十日特に時局に關して内閣總理大臣に賜はりたる 勅語の捧讀式を舉行して職員生徒に 勅語の御旨趣の在る所を訓示し併せて帝國大學卒業式の際特に文部大臣に賜はりたる 勅語の御旨趣をも説き及ぼせり。九昨年十二月告森内務部長より外國輸入品の購買を避けて正貨の流出を防止するため極めて細紗の購入を制限すべし云々の通牒あるや職員並に生徒を集めて該通牒の旨趣並に毛織類のみならず其他百般の事に節儉を守るべきを訓諭せり。十本年縣訓令第一號に依り一月六日旅順開城紀念式運動會講談會を舉行し同日を以て豫て第十一師團より送られたる戦利品並に可成當校と關係ある軍人家族に乞ふて出征者戦病死者の紀念品を借り受けたるものを集めて展覽室を

○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況



設け二日間同校生徒児童並に一般人民に観覽せしめたり第四十三聯隊補充大隊よりは特に之れが爲め好個の紀念品を貸與せられ其品數總計九十三點に達せり。十一前項紀念式日には小屋大尉外二大尉第十一師團より派遣せられ講演會には各其實歴談をなせり其以前昨年十一月〇日櫻間磯吉氏を聘して戦時講話を乞へり同氏は東鷄冠山北砲臺占領の際決死隊長にして其實歴談は小屋大尉等のご同様志氣を鼓舞するに於て極めて有益のものなりき本校に出征軍人を招待して其實歴談を聞き志氣を振作せしよと前後二回とす。十二本縣出征軍人の遺骨到着毎に全校職員生徒出迎をなすよとに定む(第五回ハ時刻不定ノ爲メ校長ノ代理山迎ヲナセリ)。十三軍人葬儀には生徒總代を會葬せしめたることあるも授業に差支ふることあるを以て學校長一人全體を代表して式に參列するを例とす(以上本校の分)。十四附屬小學校に在りては時局の當初並に其後共時々各學年兒童に相當の程度に於て各訓導をして時局に關する講話をなさしめたり。十五時局當初より常に學校内に常設せる學校新聞之は本校兒童の聞知するを要する校内並に社會の重要なる出來事を記して知らしむるものを利用して戦勝其他戦時に於ける重要事項を知らしめ其他戦地圖戦争畫等は別に時々揭示して兒童の直觀に訴へたり。十六遼陽占領の際兒童は提燈行列に加はらしめす別に祝賀式を

舉行せり。十七旅順開城紀念式日本校の通り。十八兒童家族の出征者にして戦病死ありたるときは其兒童の屬する學級の受持訓導及兒童總代は吊慰會葬することに定む。十九當校附屬小學校第十九條に依り出征者の子及弟妹に家計困難なるが爲め授業料を免除したるもの。今日までに三人なり(以上附屬小學校の分)。第二當校職員生徒並に兒童の個人として實行せし事項 廿本校職員の國庫債券に應じたる額は左表の通り

	應募額	募入額	應募額	募入額
第一回	貳千九百圓	貳千九百圓	第二回	千參百五十四圓
第三回	千七百七十五圓	七百圓	第四回	參百五十四圓
計	七千五百廿五圓	既定參千九百五十四圓		千五百圓
				未定

廿一前項の如く一方には應分の力を盡して國庫債券に應ずると同時に更に此際少しにても政府の收入金を増加せしめんがため又各自に節儉を勤めんが爲又何人も相當の盡力をなさるもの無からしめんと目的を以て公債應募者は月俸五十分の一應募せざる者は月俸十分の一を月々郵便貯金となし此金員は時局の終局まで其金を引出さる規約を職員間に結ひ以て昨年二月より實行せり職員郵便貯金總額今日までの分五百五拾五圓七錢當校雇員にも何れも郵便貯金をなさしめ其月



々預入の額は随意とす今日まで雇員預金總額參拾參圓八拾錢。廿二昨年二月本縣出征軍人家族救護の爲め當校職員一同其月俸の百分の一を酬金義捐せり。廿三昨年十月本縣出征軍人に寄送すへき毛布を募るの舉あるや各自に其不用の毛布を寄附するは別として當校職員一同より毛布代金拾五圓を寄附せり。廿四前記第八項の結果として當校職員一同は時局中洋服の新調を見合せ其他毛織物の使用を慎む規約をなし當時の第四年生は彼等卒業の際にも可成洋服を新調せず當分現今給與の生徒服のまゝにて小學校に勤務すへき申合をなして學校長に申出てたり。廿五當校職員にして以上列記の外恤兵出征軍人後援事業に應分の助力をなすもの少なからず。廿六當校生徒は縣費を受け居る身分なるを以て學資の一部を割て恤兵等に義捐せしむるの方針を取らず由て舍内に理髮店を設け理髮器械を備へて相互に理髮し各自毎月の理髮費を貯蓄し居れり其額今日までに金七拾八圓貳拾七錢七厘に達す當初は之を積て相當の額に達すれば恤兵部に寄附の見込なりしか後變して先般廿八年一月より同滿二ヶ年に貳百圓を此方法によりて蓄積し以て義勇艦隊製艦費中に寄附することに決せり女子には適當の作業をなさしめて得たる金を以て相當の盡力をなさしめんことを圖り種々計畫すれども人員の少なさと授業時間の多きとを以

て未だ適當なる方法を見出さず先般出征軍人に給與さるへき夏シャツ袴下百組の裁縫をなさしめたり此種のもの女子の作業として最適當なるに付來る四月よりは更に多數を引受け其作業により得たる利金を以て適當に使用せしめんことを期す其用途は未定なり。廿七男子部生徒有志者の手に成れる畫帖二冊傷病兵慰問の爲め疵きに善通寺豫備病院に寄送せり。廿八附屬小學校兒童には金品の義捐は獎勵せざるも特志のものは學校にて之を取次こととせり今日まで恤兵部へ寄附方を申出し兒童十二人共金額五圓七拾九錢四厘

○徳島縣立徳島中學校

〔明治三十八年三月廿一日  
内務部長宛報告〕

●昨三十七年二月征露開戦の日より職員は月々の俸給の千分の五を生徒は貳錢を積立て恤兵等の資に充つる事とせり。一同年十月傷病者慰問の爲め善通寺豫備病院へテーザルテニス器械器具圖書凡百部を寄附せり。一本校出身並に縁故の軍人に學校長は學校を代表して時々慰問書を發送し特に戦死傷の確報ありたる時は同上の手續をなせり又葬儀のある場合は全校生徒を率ひて之に列し遠隔の場合は各年級總代及學校長之に會せり。一本校卒業若くは之に準する者にして不幸本戦役のため斃れたる輩の略傳を編輯することとし委員を設けて着手中なり。一本年一月義勇艦



○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

隊創設の舉を賛成し生徒は各自更に金貳錢つゝを出し向ふ三ヶ年を期し金參百六拾圓を寄附することとなり現に實施中なり。一三十八年三月國民後援會の取扱にかゝる巻煙草寄附に賛同し且積立金を以て職員生徒共同して陸軍へ金百貳拾圓を寄附することとせり

○徳島縣立脇町中學校

〔明治三十八年三月廿四日〕  
〔内務部長宛報告〕

●本校職員及雇員にして應召したる者に對しては職員一同より職員は金五圓雇員は金四圓宛寄附する事に決議を爲し實行せり。一本校職員一同より第十一師團傷病兵運動用として鐵亞鈴大小三十組寄附せり。一本校生徒一同にありては日用品の節約を爲し恤兵部へ金參拾圓寄附せしめたり。一本校職員に在りては一層節約を爲し各俸給より蓄積し今明兩年間に金百圓義勇艦隊費へ義捐することに決議せり。一本校生徒一同よりは尙一層の節約を爲さしめ今明兩年間に金貳百圓蓄積し義勇艦隊費へ義捐方決議せり。一學校雇員にして應召したる戦死者森田庄平遺族へは貧困者と認め職員一同俸給の内より節約し毎月金壹圓五拾錢宛三十七年六月より同年十二月迄扶助せし所其筋より特別賜金及遺族扶助料御下賜に付中止の上元雇人尾形宇平遺族は救護方其筋に於て調査中に付不取敢職員一同より金貳圓慰問料として

扶助し尙將來救護者と認めたるときは森田同様毎月扶助することに決議せり

○徳島縣立富岡中學校

〔明治三十八年三月廿四日〕  
〔内務部長宛報告〕

●出征軍人家族救護の件 富岡村出身の應召軍人家族中生計最も困難にして自活の途なき者に對し當村に於て寄附金募集の舉ありたるを以て當校職員一同は昨三十七年五月より毎年金五拾圓を寄附することに定む。一出征軍人慰問の件昨三十七年九月本縣高等官一同と共に當校奏任待遇職員は俸給月額百分の二を醸出し物品を寄附せり當校出身の出征軍人にして名譽の戦死傷又は病氣に罹りし者ある毎に必ず遺族又は本人に見舞狀を發送することとせり當校出身の出征軍人の偉勳を永く表彰し一面後進者誘掖の爲めに共に將來修身の資料となさんか爲め各自の寫眞を乞ひ受け一室に掲げ置き且つ差支なき限り戦況の通報を依頼し是等を材料として功績簿を作り備へ置く事とせり。一義勇艦隊義捐等の件 當校は義勇艦隊組織の舉あるを開き卒先是に賛同の意を表し昨年九月より生徒一同は日用の筆墨紙及小使錢を節約し且學校に於ても開戦中は教授上多少の不便あるも忍び成るべく教科用書を變更せず在來の物を使用せしめ故本讓受けの道を與へ毎月金拾五錢宛を醸金し職員一同は之と共に各自俸給月額百分の一宛を戦局の終結を告ぐるまで

○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況



毎月之を醸出し義勇艦隊及び陸軍々資金等の費途に支出する事となし依つて先づ第一期獻金として金壹千圓を義勇艦隊に第一期獻金として金參百圓を軍資金に金貳百圓を陸軍恤兵部に差出すとに決す。一雜件 當校職員及生徒は極寒の節内地の夢想だも及ばざる零下十幾度を昇降せる嚴寒なる戦地に於ける出征將士の勞苦を思ひ且つは防寒用具の随一なる毛織物類は戦時禁制品の名の下に輸入に滯滞を來し國內にて軍隊の需用に缺乏を生せんことを憂ひ且つ之れ等の原料及び製作品は主として海外より輸入せるを以て自然正貨の流出を免れざる次第につき一切之等の毛製品を購求使用する事を廢する様昨年十二月より戦役終結まで履行する事を申合せたり當地方に於て戦死者の葬式等あるときは當校職員一同は成るべく會葬する事とせり戦捷の公報到達すれば校門に國旗高張提燈を出し祝意を表し且つ提燈行列に列したり當校職員は開戦中は衣食の費を割き國庫債券に應募する事に申合せ居り己に第一回には參千圓第二回には貳千七百圓第三回には貳千圓應募し第四回には參千貳拾五圓を應募する事に決定せり

○徳島縣立高等女學校

〔明治三十八年三月三十日知事宛報告〕

●時局に關し施設したる事項 日露開戦以來 詔勅令旨の奉讀式を舉行し開戦の

由來目的を知らしめ且隨時戦局の發展壯士烈婦の事蹟を講話し平時得難き豊富の資料を教授訓練に利用し職員生徒互に奢侈を戒め冗費を節し職員は毎月俸給百分の一生徒は一名金貳錢を醸出して恤兵救護の資に供給するものとせり六月上旬神戸より經木眞田の教師來り當地に於て教授を開始するに當り軍人に對する同情を以て勤勉力行の習慣を養成し併て恤兵救護の費を得んと先づ女教員をして技術を習得せしめ七月一日より生徒有志者(但病氣等の外殆んど全部)に放課後一時間づゝ作業をなさしむ七月下旬に至り可なり商品となるべきものを製作し得ることとなり其後昨年十二月まで其業を繼續せり十一月十九日午後一時より職員生徒の外數名の音楽家を聘し講堂に於て恤兵音楽會を舉行せしに來會者七百餘名集金百六拾九圓を得たり以上經木眞田賃金音楽會集金職員生徒の醸金を合算せしに昨年十二月末に於て參百六拾參圓參拾九錢五厘に達せしを以て左の事業をなせり

右の内六拾八圓四錢は經木眞田編賃 百五拾六圓參拾參錢五厘は音楽會集金 百參拾九圓貳錢は職員生徒醸金 金貳百五拾五圓八拾五錢手拭四千四百筋調製及運送費 金六拾圓縣下軍人家族救護費 金拾五圓拾錢慰問帳紙及表裝費 金拾圓阿波慈惠院へ寄附 金拾貳圓五拾九錢出征者に慰問及贈品費 合計金參百五拾參圓



五拾四錢(殘金九圓八拾五錢五厘)出征軍人へ寄送手拭のこと 材料を精撰し圖案は女生徒の經木眞田を編み居るを描き其上に「山をなす屍もこえてうちすすむ心にかたんあははあらしな」の歌を書し歌の終りの捺印にて徳島縣立高等女學校の贈品なることを明にし且つ各手拭に左記の文を添へたり

忠實勇武なるわが軍人の君たちは遠く征路の 皇軍に従ひたまひよく強敵とたゝかひ若衆に屈せず突撃に挑ます一億君國のために 盡さるゝ壯烈には鬼神も泣くべしまして國にゐるわらわらのいかでか感謝の涙にむせばさるべき學の餘暇經木眞田をわみうるところの資をもつて今度此手拭をもつて君たちに送りますことにはなりぬわは禮朝夕光榮ある御身をきよむる多きと幸ともならばうれしき極になむ尙國家のため御自重終局の目的を達したまはむことをかしこ

徳島縣立高等女學校生徒

寄贈せし数は第十一師團歩兵第四十三聯隊に貳千筋砲兵工兵騎兵兵輜重兵各聯隊に五百筋づゝ總計四千筋なり留守第十一師團長よりの謝狀左の如し

謝 狀

徳島縣立高等女學校長 山岡光太郎

右今回ノ戦役ニ對シ奉公ノ誠意ヲ以テ別紙目錄ノ物品ヲ寄贈セラル茲ニ特志ヲ傾シ謹テ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十八年三月七日

留守第十一師團長正五位勲三等 波多野 毅

目 録

一手 拭 四千筋 以上

二軍人家族救護費のこと 徳島毎日新聞社にて縣下出征軍人家族救護費を募集せしとき本校職員生徒名を以て寄附せり。三對開帳のあと 豫備病院内傷病軍人を

慰問する目的を以て特に作りし生徒の文章和歌書等を拾冊に緋綴し絹表紙を附し花鳥等を描き寄贈せしに大に賞賛を得師團長及病院長等より謝狀を得たり師團長の謝狀左の如し

謝 狀

徳島縣立高等女學校長 山岡光太郎

今戦時中ノ戦役ニ對シ奉公ノ誠意ヲ以テ別紙目錄ノ物品ヲ寄贈セラル茲ニ特志ヲ傾シ謹テ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十七年十二月廿七日

留守第十一師團長正五位勲三等 波多野 毅

四阿波慈惠院へ寄附のこと 開戦以來慈惠院へ對する寄附大に減少し數十の孤兒生活に困難せるを開き生徒の名を以て寄贈せり且金員の外裁縫教室に於て拾ひたる絲屑を繼ぎ合せ夏休中に女小使に織らしめたる木綿縞一反を寄贈せり。五出征者に贈品費等のこと 本校職員及職員たりし者或は小使の家族等にて出征せしものに贈品をなし其他本校に關係ある戦死者の家族を慰問する費に供せり本年一月二月放課後(三月ハ學年末ヲ以テ休ム)は第二學年生以上に兵士の夏シャツ、ズボン下を裁縫せしめし員數一千六百六十點に達し其賃金凡五拾圓なり第一學年生には徑木眞田を編ましめしが其賃金凡拾五圓なり以上の外昨年よりの越金九圓八拾五錢五厘及職員生徒の越金貳拾九圓拾七錢を加算すれば現金壹百四圓貳錢五厘あり此金の内を以て義



○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

勇艦隊に義捐すへき者へなり

徳島縣立工業學校

〔明治三十八年四月六日  
内務部長宛報告〕

1008

●本校は開校日淺く時局に關し特に施設したること多からずと雖も常に勤儉貯蓄の實踐に勉め職員及工手は毎回國債募集に際し能ふへきたけ之に應じ生徒に於ても月々多少の貯金をなさしめ去る三月十六日を以て職員生徒合同して金拾五圓七拾八錢を陸軍恤兵部へ寄附せり

四月十四日知事宛報告概要左の如し、

一、三月三十日第一回修業證書授與式を機とし當日午後及翌三十一日生徒成績品展覽會を開く此陳列物は實習成績品にて染物二十五點織物三十八點木工五十一點計百十四點外に圖書百五十枚標本にて一千五百六十四點なり生徒の實習成績品は希望者に賣却することゝしたるに之を求めんとする者甚だ多く一品にして多きは四十餘名少なきは五名にして結局抽籤法を以て賣渡したり其金額染物拾七圓五拾八錢五厘織物參拾八圓九拾六錢木工參拾八圓八拾五錢五厘計九拾五圓四拾錢を得て一品の賣残をも生せさりし此兩日に於ける參觀者六千百十四人の多きに達し生徒教養の實況其他學校の内容を世人に紹介し學校と實業者との關係を密接ならしむ

る點に於て効果少なからざりしと認む

徳島縣立農業學校

〔明治三十八年三月廿一日  
内務部長宛報告〕

●恤兵袋 本項は職員及生徒各目の任意にして軍隊必要の物品と認むるものを寄附せしものなり。一恤兵義捐 本項は職員中高等官待遇の者より各自俸給の百分の二を釀出せり  
備考 目下本科生徒一般放課後細筵其他の物を製作しあれば不日製品を賣却し義勇艦隊義捐手續に至る筈にあり

市町村立小學校

市町村立小學校に於て時局に際し施設したる事項の主要なるものを擧ぐれば左の如し

- 一職員生徒ハ出征軍人ニ慰問狀ヲ發シ又ハ生徒ノ製作ニ係ル書畫作文等ヲ寄贈スルコト
- 二職員生徒ヲシテ出征軍人ノ家族ヲ慰問セシメ出征軍人ヨリ通信アルトキハ其狀況ヲ告ケ或ハ出征者ニ通報スヘキ事項ヲ問キ之カ通信ヲ爲スコト
- 三出征軍人ヨリノ通信ハ之ヲ經メテ冊子トナシ教授上ノ資料ニ供スルコト
- 四出征軍人ノ肖像ヲ描キ又ハ寫眞ヲ集メテ福額ト爲シ校内ニ掲ケ義勇奉公ノ志氣ヲ鼓舞スルコト
- 五馳名軍人ノ送迎及戰病死者ノ葬儀等ニハ可成職員生徒ヲシテ之ニ會セシムルコト

○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

1009



○戰時ニ於ケル教育ニ及ボス狀況

六縣下各地ニ行ハル、特殊事業ノ内其成績ノ最も佳ナルモノヲ舉グレハ概テ左ノ如シ

板野郡川内村ニ於テハ其海濱地タル宇長原村漁家ノ女子ニ編織ノ技ヲ教ヘ兼テ修身讀書ヲ授ケ一ハ以テ生業上ニ直接ノ利ヲ與ヘ一ハ以テ國民タルノ心得ヲ知得セシメテ戰時紀念ノ一タラシメタリ之カ爲メ從來ノ陋習ヲ改メ風俗改良ヲ爲シタルハ勿論其生業上ノ利益大興ヘルモノ多ナリ又同郡堂浦村ニ於テハ昨午以來村内ノ女子ニ夢程眞田ノ傳習ヲ爲サシメ以テ副産業ノ一タラシメシコトニ努メタリ今ヤ村内一般ニ普及シ之ヨリ生業上ノ利鮮少ナラズシテ細民ノ如キハ依リテ以テ家計ヲ助クルノ利大ナリト

同郡内上板七ヶ村ハ最近共組合立三高等小學校ニ手工科ヲ加設シ夢程眞田ノ編製ヲ課シ其教師ハ香川縣ヨリ聘シテ盛ニ傳習ヲ爲シ時局以來益々之カ擴張ヲ努メタルノ結果今ヤ村内一般ニ普及シ其生業上ニ興フルノ利大ナリトス其高等小學校生徒ノ手ニ成リタル貨金ノ如キ既ニ數百圓ニ達セリ向ホ數郡ハ進ニテ教師ヲ増聘シテ普及ニ努メシコトヲ期セリ

勝浦郡ニ於テハ昨年小松島、勝占、多家其ノ三村小學校ニ手工科ヲ加設シテ夢程眞田ノ編製ヲ爲サシメシメカ爲香川縣ヨリ三名ノ教師ヲ聘シテ專ラ之カ傳習ヲ爲シ以テ戰時紀念ノ一タラシシメシコトニ勉メタリ今ヤ其成績觀ルヘキモノアリ又同郡會ハ郡有金貳千圓ヲ郡内各村ニ配附シテ學林造成ヲ期セリ勝占村ノ如キハ別途干圓支出ノ議ヲ決シ林地購入ノ計画中ナリ之カ現實ヲ見ルノ日方ニ違ヤニアラサルヘシ是レ戰時紀念ノ一大美事ナリト謂フヘシ那賀郡ハ郡内各小學校職員俸金銀ヲ減出シテ本年ノ夏季講習會開催ノ資ト爲シ以テ自己ノ修養ヲ爲シ之ヲ戰時紀念ノ一トシテ郡内教育ノ改良上進ニ益セシコトヲ期セリ又富岡村ハ戰時紀念ノシテ幼稚科ヲ設置シタルカ如キハ殊勝ト云ハサルヲ得ヌ又榑村立榑泊水産補習學校ニ於テハ同校生徒課業ノ一タル編織ヲ村内ニ普及セシメ併セテ出征軍人家族ニ益セシメシメカ爲メ此等ニ傳習ヲ爲セルナリ以テ其得ル所ノ利益少ニアラサルナリ

海部郡ニ於テハ郡内多饒ノ產物タル尙黍ノ利用ヲ郡内各小學校ニ爲サシメ以テ一特産物ノ表出ヲ計ソシカ爲メ籠、笥等ノ製造計画中ナリ又日相佐村ニ於テモ編織ノ教師ヲ聘シ之ヲ裁縫教員ニ講習シ學校ニ於テモ漸次之カ教授ヲ爲スヘキ計画ヲ立メリ

三好郡ニ於テハ井川村ニ辻子守學校ヲ開設セリ尙之ヲ池田町等ニ及シ以テ戰時紀念教育施設ノ方法ヲラシメントセリ

名東郡ハ郡内高等小學校ニ寶篋子奨励シ時局以來益々其擴張ニ努ムルノ結果今ヤ該校ノ發達者ノシテ同育上ノ成績觀ルルヘキモノアリ

キモノアリ

麻植郡ニ於テハ桑川、牛島、鴨島、三村ノ諸校ノ如キハ兒童ニ遊具ヲ配與シ(凡ソ一升筒位宛)飼育スヘキ桑ノ植付アル家ニ限リ與フ桑川校ノ如キハ百七十人アリ)各自宅ニ於テ飼育セシム近日開會ノ六郡商評會ニ出品セント樂ミテ飼育スル兒童頗ル多シ此等ハ實業ト教育トノ關係ヲ密ニシ交見ニモ教育ノ價值ヲ知ラシムル上ニ於テ其効果大ナリ又同郡教育會ハ郡内各小學校ヘ各學年度ニ應スル橙黃ヲ配附シテ戰時ノ紀念ト爲シタルハ殊勝ノ事ナリト云フヘシ又鴨島村青年會員ハ出征軍人留守宅ノ耕作ニ無負ニテ從事シタルカ如キ兒童用積蓄ノ事程田ノ原料ヲ無代價ニテ配附シタルカ如キハ誠ニ奇特ノ事ナリトス

七兒童出席ノ奨励、壯丁豫教育、夜學會、講習會、父兄懇談會、通俗談話會等主トシテ學校職員ノ努力ニ依リ教育上ニ顯著効果ヲ與ヘタルモノアルハ別ニ記スル所ノ如シ

戰時に於ける教育の概要

(其二)

明治三十八學年度は時局の第二にして時局開始以來一定の方針に基き極力教育の効果を擧ぐるに努めたる結果其の成績大に見る可きものあり

明治三十七年七月訓令甲第二十八號は今回の事變に際し我が國民の責任愈々重きを加ふると共に教育の必要を感ずること益々切なるに依り教育の効果を以て之が施設の完全ならしむる目的を以て之が施設の要項を示したるものなり當事者本趣旨を體し其職務に勵精したる結果小學校

郡市名	三十八年四月末現在	三十九年三月末現在
名東	一六	一六
勝浦	一六	一〇
那賀	一七	一八
海部	一〇	一〇
合計	五九	五二

○戰時ニ於ケル教育ニ及ボス狀況



○臨時ニ於ケル教育ニ及ボス狀況

教育上に於ける成績の概要を記述せば左の如し

尋常小學校補習科は三十一校高等小學校補習科は三校計三十四校にして前年度と差異なく何れも小學校に於ける教科目の補習練習に努めり其狀況を表示せば次の如し

小學校の教育上兒童缺席の不可なるは今更喋々を要せざるなり故に先年來各郡市とも個人とし團體として種々の奨勵法を設け督勵なせしが卅八年度は尋常男百人に付八十七人七八女七十九人四〇男女平均八十三人五六の割合なるも卅九年度に於ては縣下平均歩合九十五人以上に達せしむるの目的を以

郡市名	尋常科		高等科	
	男	女	男	女
名東	六、六〇	五、〇〇	九、〇〇	九、〇〇
勝浦	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
那賀	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
海部	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
名西	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
板野	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
阿波	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
麻植	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
美馬	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
三好	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
徳島	七、七〇	七、七〇	九、〇〇	九、〇〇
合計	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇

郡市名	尋常科	高等科
平均	九、五〇	九、五〇
徳島	九、五〇	九、五〇
合計	九、五〇	九、五〇

て種々督勵中なり即卅八年度に於ける兒童出席の狀況は次表の如し

三十八學年度就學の歩合は學齡兒童百人に付男女平均九十五人七五にして此の際學齡に達したるものは縣下通して殆ど皆就學の域に達せるも只一種の年長兒童と稱す可き十歳以上の者にして猶豫に屬せる者あるが爲めに以上の歩合となれるなり故に此の年長兒童の就學を専ら督勵の結果往々嬰兒を脊負ひて就學せるものあり此れが就學の狀況は三十六學年度は八百十人三十七學年度は千三十九人にして三十八學年度は實施の學校

郡市名	三十八年度		三十七年度		三十六年度	
	男	女	男	女	男	女
名東	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
勝浦	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
那賀	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
海部	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
名西	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
板野	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
阿波	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
麻植	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
美馬	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
三好	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
徳島	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五	一〇、七五
合計	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇

○臨時ニ於ケル教育ニ及ボス狀況



○現時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

百四十五校就學児童二千五百十五人と  
なれり即ち年長兒童就學の状況次表の  
如し

青年をして益々知徳を練磨し悪風の感  
染を防かん爲に春秋冬の時季を利用し  
適當の方法を設け夜間學校に集めて小  
學校教員の教育せるもの縣下通して二  
百四十七校六千六百六十六人なり其夜  
學實施の状況次表の如し

温習會實施の状況としては専ら晝間小  
學校に於て小學校卒業生を集め教授の  
餘暇を以て實施せるものにして夜學會  
とは其趣きを異にせり縣下各郡とも之  
を實施せるに管徳島市のみに施設せさ  
るは市に在りては私立學校、塾會等の設

郡市名	三十七年度		三十八年度	
	學校數	實施學出席者	學校數	實施學出席者
名東	一	一	一	一
勝浦	一	一	一	一
那賀	一	一	一	一
海部	一	一	一	一
名西	一	一	一	一
板野	一	一	一	一
阿波	一	一	一	一
麻植	一	一	一	一
美馬	一	一	一	一
三好	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一
合計	一	一	一	一

け多く在り此れにて學ぶもの多々ある  
に依るなり其状況次表の如し  
小學校に於て生活に必須なる普通の知  
識技能を授くるの必要なるは勿論にし  
て本科目の加設を奨励せり之か加設を  
なせる學校尋常小學校に於ては前年度  
に比し二十八校高等小學校に  
於ては三校を増加せり其加設  
科目を課する學校數は次表の  
如し

郡市名	三十七年度	三十八年度
名東	一	一
勝浦	一	一
那賀	一	一
海部	一	一
名西	一	一
板野	一	一
阿波	一	一
麻植	一	一
美馬	一	一
三好	一	一
徳島	一	一
合計	一	一

義務教育年限を延長するの必  
要なるは今や上下共に認識せ  
り之が延長の素地として修業  
年限二ヶ年の高等科併置を奨  
勵せり三十八年四月に於ては

郡市名	三十七年度		三十八年度	
	在現	在現	在現	在現
名東	一	一	一	一
勝浦	一	一	一	一
那賀	一	一	一	一
海部	一	一	一	一
名西	一	一	一	一
板野	一	一	一	一
阿波	一	一	一	一
麻植	一	一	一	一
美馬	一	一	一	一
三好	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一
合計	一	一	一	一

○現時ニ於ケル教育ニ及ボス状況



○現時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

修業年限二ヶ年の高等小學校は二校なりしも三十九年三月末に於ては三校を増加し五校となれり次表の如し

三好	三
徳島	三
合計	六
三十九年三月調	三
三十九年四月調	五
三十九年三月調	三
三十九年四月調	五
三十九年三月調	三
三十九年四月調	五
三十九年三月調	三
三十九年四月調	五

郡市名	三十八年四月調	三十九年三月調	三十八年四月調	三十九年三月調
名東	一〇	二	一〇	二
勝浦	三	三	三	三
那賀	七	二	七	二
海部	九	一	九	一
名西	三	二	三	二
板野	元	二	元	二
合計	元三九七六	二二	元三九七六	二二

學校教育は教育中の一部にして家庭社會の力に待つこと多大なりとす之か必要上父兄懇談會通俗談話會等を開設し學校と家庭及社會との聯絡を圖りし學

郡市名	三十七年度	三十八年度
名東	三	三
勝浦	三	三
那賀	九	九
海部	三	三
名西	三	三
板野	三	三
合計	二〇	二〇

校数は二百六十六校なり今父兄懇談會通俗談話會等の狀況を表示すれば次の如し

學齡人員百人中就學累年比較は三十一學年度に在りては男七十八人三二女三十九人六三男女平均六十八人四一なりし

が漸次増加し三十八學年度には男九十七人九七女九十三人三〇男女平均九十五人七五となれり其累年比較表次の如し

年度別	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
板野	三	三	三	三	三	三	三	三
阿波	三	三	三	三	三	三	三	三
麻植	三	三	三	三	三	三	三	三
美馬	三	三	三	三	三	三	三	三
三好	三	三	三	三	三	三	三	三
徳島	三	三	三	三	三	三	三	三
合計	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

學齡兒童就學の奨励に付ては各郡市共に種々の方法を設け督勵に盡せり名東郡の如き三十八學年度は男兒百人中九十九人の歩合となれり此の他各郡市共に男兒就學は殆ど皆就學の域に達せしもの

○現時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

郡市名	三十七年三月調	三十八年三月調	三十九年三月調
麻植	六、三	六、三	六、〇
勝浦	六、三	六、三	六、三
合計	一二、六	一二、六	一二、三







○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

百八十五人なり卅九年九月調各種講習會出席の状況次の如し但此他々府縣にて講習せし者約三十名あり

尋常小學校卒業後高等小

學科に入學修習せるもの

及び補習科、夜學會、温習會

等に入學修習せるもの前

年度に在りては卒業生百

人中男女平均六十六人一

入なりしが卅八年度に至

りては七十一人二二の割

合となれり其状況次の如

し

實業補習教育の必要を認

り種々奨励をなせるも前

三	好教育、體操、遊戯、 算術、代數、幾何、 國語、數學、化學、 島教育學、學校衛生、 染色、裁縫、造花等	一七日間	二百四十九日間	三	三
---	---	------	---------	---	---

郡市名	三十八年四月調		三十九年三月調		合計
	卒業生	補習科	卒業生	補習科	
名東	10	10	10	10	20
勝浦	10	10	10	10	20
那賀	10	10	10	10	20
海部	10	10	10	10	20
名西	10	10	10	10	20
板野	10	10	10	10	20
阿波	10	10	10	10	20
美馬	10	10	10	10	20
三好	10	10	10	10	20
徳島	10	10	10	10	20
合計	100	100	100	100	200

期に比すれば僅に一校の増設にして未だ盛ならず蓋此の學校數の最も多きは美馬郡の九校にして全く設立なきは名東、海部、名西、麻植の四郡なり次表に就て看るべし

郡市名	農業	水産	商業	農商	女子	計
名東	1	1	1	1	1	5
勝浦	1	1	1	1	1	5
那賀	1	1	1	1	1	5
海部	1	1	1	1	1	5
名西	1	1	1	1	1	5
板野	1	1	1	1	1	5
阿波	1	1	1	1	1	5
美馬	1	1	1	1	1	5
三好	1	1	1	1	1	5
徳島	1	1	1	1	1	5
合計	10	10	10	10	10	50

同學校名

勝浦	小松島農業、大松同、生比奈同、正木同、傍宗同
那賀	椿泊水産、四路見農業
板野	榮農業、撫養女子實業
阿波	市谷農業
美馬	頂濱農業、古見同、明谷同、錦谷同、端山同、平野同、皆瀬同、三島同、金川同
三好	井内谷農業、白地同、馬場同、馬路同、佐野同、野呂内同、池田商業
徳島	師範學校農業

児童をして實業を愛し樹裁の方法を知らしむるの目的を以て各學校に於ては種々

○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況







○戦時ニ於ケル教育ニ及ボス状況

儉貯蓄の習慣を養成するは必要なるのみならず殊に今回の時局を記念として一層貯蓄を奨励し以て後日の備を爲さしむるは職に小學教育に従事する者の勤むべき事にして又機宜に適するの施設なりとす之が成績を調査するに主として兒童は各自勞動によりて得たる金員を貯はへ又は父兄親戚等よりの惠與金を貯はへり三十八年度末調査に依り表示すれば左の如し

郡市	名東	勝浦	那賀	海部	名西	板野	阿波	麻植	美馬	三好	徳島	合計
郡市	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
学校数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
貯金ナシナル児童数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
貯金ナシナル児童数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
貯金総額	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一人ニ對スル貯金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
最多額	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
最少額	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
備考	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

第六編

第二十二章

○時局に對し警察取締の状況

戦時に於ける警察の諸務は平常に比して頗る多端なるを見る而して徳島警察署及國府分署は徳島市全部と名東郡及板野郡の一部分を小松島警察署は勝浦郡の全部を富岡警察署及立江警察署の両分署は那賀郡全部を日和佐警察署及川西分署は海部郡全部を石井警察署及神領分署は名西郡全部を撫養警察署及板西一條兩分署は板野郡と名東名西の二郡の一部分を桑川警察署及山瀬分署は麻植郡と阿波板野二郡の一部分を脇町警察署及貞光分署は美馬郡を池田警察署及三野分署は三好郡と美馬郡の一部を管轄して(一)提燈行列其他祝賀に關する雜沓取締(二)戦時に於ける火藥取締方(三)軍人遺族に對する詐欺的行爲取締方(四)時局に對し集金取締方(五)露國人保護に關する取締方(六)軍役夫供給身元證明に關する事項(七)國庫債券取締に關する狀況等に就きて注意警戒を怠らざりし今其大綱を記すれば左の如し但他篇の體に倣ひ又市郡に區別して之を記せり

○(徳島市) 一 提燈行列は左記各項(徳島市祝捷の部に掲ぐ故に省略す)を遵守せし

○時局ニ對シ警察取締ノ状況



め舉行當日は必要の個所に巡查を派し其雑沓を取締らしめしも曾て取締を要したることなし。二戦時に於ける火薬取締方は時局發展後警戒を嚴にし軍需の保全を圖り警備上遺策なきに勉めり。三出征軍人家族に對し名を武運長久に籍り又は出征軍人より依頼を受けたる杯詐稱して金品を騙取するもの續出せんとせり故に受持巡查をして此等の奸策に陥らざる様懇篤注意を與へ一面加害者の檢舉に勉め且犯行の餘地なからしむることに取締れり。四軍隊慰問恤兵其他種々の名を籍り財物を醜集し私利を營まんとするの輩あるは既往の事蹟に徴して明かなるを以て之を取締上受持巡查をして一般市民に注意を與へ嚴重視察を爲ししが敢て甚しき者有るを見さりし。五露國人保護の件は記述の事項なし。六軍役夫供給者身元證明に關する件は該當のものなし。七國庫債券を賣買せんとする者あるを聞知せば直に其原因を内偵し苟も奸商等の甘言に惑はさるることなき様各受持巡查をして注意せしめあり右等行商の爲め欺かれ賣買したる者なし。八敵軍沿岸に襲來せば一般人民に急速覺知せしむるの方法を採り避難の個所を指示し火災に際しては消防夫をして警防に當らしむる等臨機應變の所置を爲し生命財産を全からしむる事に勉めたり。

○(名東郡) 一提燈行列其他祝賀に關する雜沓取締は卅九年一月十三日管内國府村高等尋常小學校に於て旅順陥落紀念式を舉行し祝賀の爲め武術及生徒運動會を開きしに參觀人多數にして頗る盛大を極めたりしも何等の異狀なく無事閉會せり同日又南井上村大字日開尋常高等小學校に於ては紀念式を終るや教員の催により生徒一同各村界迄旗行列を舉行せしに非常の盛況を呈したるも是亦無事解散せり二營部内火薬取締に該當するもの無きも各巡查に對しては充分なる注意取締方を命し置きたり。三軍人遺族に對する詐欺的行爲取締方は徳島市大字富田浦町岸本兵次なる者應召軍人の戸毎に武運長久等の祈禱に應ずべき廣告書を配附しあるを發見し取締の末夫々注意せしを以て何等の被害なかりし。四時局に對し集金取締方は注意を爲しつゝありしも集金上に付違犯者なかりし。五露國人保護に關する取締方は記述の事項なし。六軍役夫供給者身元證明に關する事項は卅七年十月より卅九年四月迄に軍役夫として身元證明書を下附せし者卅三名なり。七國庫債券取締に關しては被害者あるを聞かず唯佐那河内村に於ては第一回及第二回國庫債券を賣却したるものありと雖此等は開懸事業の爲めにして正當の賣買なり。八敵軍來襲の際は各村寺院の釣鐘及警鐘を連打し村民一般に周知せしめ老幼婦女子は



身を以て佐那河内村方面の山間に避難せしめ他の男子は金穀其他物品を運搬し後より同方面に避難せしむるの方針を豫定せり

○(勝浦郡) 一、提燈行列其他祝賀に關する雜沓取締方は戰勝祝賀として誠意國家の慶事として祝賀す可き様取締をなしつゝあり提燈行列の如き列員に異様の服裝をなすものなき様其都度注意を加へたり。二、戰時火藥取締に付ては奸商權が國家を忘れ陰に敵國に供給する者の有無に注意し一面火藥庫の安全を保持する爲め視察度數を加へ彼の露探又は奸商等の不正手段を防遏し當該陸軍官憲に十分の便宜を與ふる様取締つゝあり。三、時局を利用し不正の徒の名を武運長久の祈禱に藉り又は出征軍人の依頼を受けたり杯と詐稱し金品を騙取する者なき様軍人家族に就き注意を與ふること屢次なりしが幸に其事なかりし。四、時局に際し集金取締方は又同上。五、露國人保護に關する取締方は事實上未だ必要の場合に接せず。六、軍役夫供給者身元證明に關する件同上但各巡查へは左項に關し注意を與へ置けり

一、軍禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ、二、豫戒命令中ノモノ、三、不潔賭博ヲ好ミ又ハ喧嘩爭論等ヲ事トスル形跡アル者、四、清縣  
兩國在留ヲ禁止セリレタル者、五、身體虛弱ナル者、六、結核癩病其他傳染性疾患アル者、七、高齡ニシテ勞役ニ堪ヘサル者

七、國庫債券に關する取締方に付ては専ら國民として應募の義務ある旨趣を説示し

一面應募者を欺き安價に債券を買入れ不正の利益を獲得せんとする者の取締を嚴にし募集に對する效果の全からんことを期せり。八、敵軍來襲の際避難準備方法に付ては避難地を郡内山分生比奈村以西とし警察署に於て専ら警戒を加へ若し來襲の虞あるときは先づ警鐘三点打をなし避難準備をなさしめ一面山分各村長に對しては避難者救護準備方を通し來襲を受くる場合は警鐘を亂打し村民は直に生比奈村以西各村に向ひ避難することとし郡村長と豫め協議し其順序を定めたり

○(那賀郡) 當署管内は由來煙火舉行を以て其名四方に高く提燈行列に加ふるに煙火の舉行あり之を以て祝捷となす故に此二種以外祝賀の興なく盛に提燈の行列と煙火の舉行あるのみ而して此の舉行の數は一々枚舉に遑あらず就中遼陽占領の期に於ける富岡町提燈行列を以て第一とす之か取締は男女老幼の參列及び時間を制限し指導者を定めしめ區域並に風俗衛生に關する諸般の注意を與へ巡查を前後左右に配置し保安維持に力めたり此間更に警察上特筆すべき事故を出さざりし。二、銃砲火藥營業者一人と大字椿村宇船瀬に海軍石炭貯藏所あり依て廿七年三月以來受持巡查をして特に注意警戒せしめ石炭貯藏所は水雷艇寄港の際時々相當の便宜を與へ其他一般火藥の密販賣等に専ら注意し火藥庫及營業場に對しては臨檢視



察の度數を増加し充分取締りため。三軍人遺族に對する詐欺的行爲の取締方に關しては卅七年三月以來各巡查をして慰問及び戸口調査其他臨機の方法を以て一般軍人家族に注意する所あり爲めに當初以來一件の被害なし。四時局に對し集金取締に關しては又同上。五露國人保護に關する取締方は當該記事なし。六軍役夫供給者身元證明に關する件は證明書を下附せしもの僅に十人に過ぎず。七國庫債券取締に關する件に付ては奸惡不倫の徒時局の結果を以て我に不利なるを説き債券の利率と民間貸金の金利とを對比し以て債券を厭はしめ乘して以て不正の利を得んとする者無きに非らざるを以て各受持巡查をして特に懸念者に對し斯る誘詐蠱惑に陥らざらしめんことを警戒し一面是等奸惡の徒に對する視察を嚴密にし大に之が取締を勵行したり然るに此間當該の風評なきにあらざりしも調査の結果全く風聲鶴唳なる事を確むるを得たり。八敵軍來襲を速知するの最便利なるは當署管内にして椿村に海軍望樓あり又同村に陸軍海岸監視哨の設備ある等其筋の警備已に盡せるを以て之が設備已來互に氣脈を通するの必要を認め豫て互報の約を締結し遺策なきを期しつゝあり就ては部内十二ヶ村を二分し沿岸各村及其接續地を以て第一區とし其他を第二區と定め第一區富岡村橋村下福井村椿村見能林村中野島

村寶田村)を以て先づ第二區(新野村桑野村長生村大野村加茂谷村)に避難せしめ第二區も亦危險と認むるときは全部を鴛敷方面に避難せしむるの計畫にして此が順序方法は町村長と協議計畫し以て不時に備へあり其準備事項は先老幼婦女不具疾病者等獨立の行動をなし得ざるものを第一とし壯丁者をして家財の保安糧食の運送等其他緊急の要務を取らしめ後ち之れを豫定地に避難せしむるの計畫なり

○(海部郡)に關する雜沓取締方記事なし。二火藥取締方は當管内に於ては火藥商あるも別に陸海軍警備上に影響を及ぼす等の事なし。三軍人遺族に對しては慰問の都度詐欺的行爲の計畫に罹らざらん様注意を喚起し尙當管内軍人遺族五百餘戸に對し左記の如き印刷物を配附して注意を促し置きたり

軍人家族ノ注意スヘキ事項 一出征軍人ノ名ヲ籍リ電報ヲ以テ金錢若クハ債券ヲ送附スヘキ旨家族ニ請求シ來リ巧ニ詐欺スルモノアリ。二戦役ニ關スル記念碑招魂碑等ヲ建設スヘシト詐リ軍人家族ヨリ義捐金ヲ騙取スルモノアリ。三軍人遺族ノ救護ニ要スルモノナリト詐稱シ金品ヲ募集スルモノアリ。四恤兵部ヘ獻納スヘシト詐稱シ集金スルモノアリ。五武運長久ノ廟ヲナシ神符勲物ヲ配附スヘシト詐稱シ集金スルモノアリ。六軍人家族ニ限リ宣戰 御前勅及 御眞影ノ勲物ヲ配附スル旨詐稱シ集金スルモノアリ。七敵軍除ケノ祈禱ヲナスト稱シ集金スルモノアリ。八依頼ニヨリ下士以下ノ出征者ニ進送品ヲナスヘシト稱シ物品ヲ騙取スルモノアリ。九伊勢神宮ニ紛ララシキ名ヲ以テ神符守札ヲ配附シ金銭ヲ詐取スルモノアリ。十製艦廠若クハ其他ノ軍資ニ供スヘキモノナリト詐稱シ集金スルモノアリ。十一余ハ不日復隊スヘキ病傷軍人ニシテ在隊中某ニ依頼セラレタリト詐稱シ金品ヲ騙取スルモノアリ。十二其節ヨリ下附ナルヘキ救助料、特別賜金、扶助料等ノ下附手續ヲ爲サントテ之ヲ詐取セントスルモノ並ニ下附ナリシ公債證券ノ利子ヲ



○時局ニ對シテ警察取締ノ狀況

要取リ來ラントテ其公債證書又ハ利札等ヲ買取セントスルモノアリ。十三其他右ニ類スルモノ多クアリ深ク注意セシメテ十四以上ノ如キモノ來リタルトキハ速ニ警察署分署、派出所、駐在所等へ申出テラレタシ 以上

五露國人保護に關する取締方該當の記事なし。六軍役夫志願者にして身元證明を與へたるもの僅に二人のみ。七各駐在巡查をして國債應募者に對し奸商等の術策に陥らざらん様警告せしため應募者中拂込額拾五圓内外のもの普通相場とも目すへき八掛又は八掛半に賣却したるもの少數あるの外格外的の低價に賣却したるものなし。八敵軍來襲の時に於ける避難準備としては第一敵軍來襲周知の方法第二放火の消防第三避難地第四避難の方法第五避難後の救済以上五種の計劃を爲せり各計畫の概要は

一敵軍ノ來襲ヲ知リテ爲メ海而遠ク出漁スル漁夫等ヲシテ通報ノ機關ヲラシメ而シテ一朝來襲ノ時ハ陸上周知ノ方法トシテハ寺鐘螺貝又ハ標旗ヲ以テ信號トセリ。二放火ノ場合ハ消防組ノ設備アル地ハ警察官指揮ノ下ニテ使役シ其散ケナキ大部分ノ地ハ適宜附近ノ壯丁者ヲ利用使役スヘキコトトセリ。三避難地ハ天然ニ阻隔セル山間安全ノ地點數ヶ所ヲ選定シ置キタリ。四避難ノ方法ハ前第一號ノ信號ニ接セルハ老幼婦女等自ラ處スル能ハサル者ハ壯者之ヲ扶ケ且可及的糧食財貨等ヲ携帶豫定地ニ避難セシムヘキ手筈ヲ定メ置キタリ。五避難後ノ救済警察官ハ專ラ避難地ニアツテ避難民ノ遺留財産ヲ保護シ郡村吏ハ專ラ避難地ニ於ケル各種ノ設備供給等ヲ豫定スヘキ豫定セリ

○(名西郡)

一提燈行列其他祝賀に關する雜査取締方は當部内提燈行列を催したることなきも遼陽占領の公報に接したる當日は神領村に於て村長及有志と計り祝

賀の宴を開きたる位にして雜査更になし。二戰時に於ける火藥取替方は當署管下石井村に火藥庫阿野村大字廣野村宇持部嶺山に火藥假貯藏所の在るあり是等の管理者及營業者に對しては受持巡查をして其舉動並に法則に違犯し不正の處分を爲すもの非らざるや否周密なる取締を爲さしめ又火藥庫及假貯藏所の所在地にありては巡回の都度又は受持巡查をして警戒を爲さしめつゝあり。三軍人家族に對する詐欺的行爲取締方は受持巡查應召軍人家族慰問の際等出征軍人の家族に對し種々の名義を藉り金品を騙取する者の徘徊するを以て右等の奸策に陥らざる様注意を加へ置き嚴重なる取締を勵行し斯る奸計に陥りたるもの一もなし。四時局に對し集金取締方に關しては里分寺院住職中藍畑村大字高畑村寶幢寺住職草苜恭澄同村善福寺住職寺澤智雄等主唱者となり報國會なるものを組織し軍人家族救助或は恤兵を爲すの目的にて里分各村にて會員を募集し之を特別會員正會員の二種に別ち特別會員は毎月金拾錢正會員は毎月金參錢を出金せしむる事とし専ら募集に従事しつゝあるを以て本件に對しては受持巡查をして其出納の内容を監視せしめたり。五露國人保護に關する取締方は該當記事なし。六軍役夫供給者身元證明に關する件亦同上。七國庫債券取締に關する件は特に應募に就き戸口調査の際又は幻燈



開催等を利用し明治三十七年六月保親甲第一四號示達の趣旨に依り普く人民に諭示し嚴密取締を續行せるを以て該手段に或はされ債券を賣却せし者なし。八敵軍來襲の際に於ける避難準備の件該當記事なし

○(板野郡) 一提燈行列其他祝賀雜踏取締方は從來巡查をして警戒取締に従事せしめたるも不正不法の行ひある者若くは危害等を發生したる事なし。二戰時に於ける火藥取締方に付ては火藥商人に對し特別警戒するのみにして何等の事故なし。三出征軍人の家族中去る卅七年七月廿一日廻江村大字姫田村出征軍人島田役三郎留守宅へ廣島縣吳港より同人名義を以て金拾四圓電報爲替にて送附すへき旨の電文到着せしを以て留守宅に於ては直に其始末を届出てたり依て取調の結果全く何者か詐欺取財の手段を施したる事明瞭して損害を免れたる事件の外何等の異狀なし。四名を時局に藉り軍隊慰問恤兵等と稱し金員を募集し私利を營まんとする者の取締上注意警戒を加へたるも未だ是等不正行爲者あるを發見せず。五露國人保護に關する取締方は該當記事なし。六軍役夫身元證明に關する件に關しては卅七年三月より卅九年四月末迄に證明せし人員七十三名なり。七國庫債券取締に關する件は被害者なし。八敵軍來襲の際に於ける避難準備の件は豫め左の通り決定せ

り

各町村ニ設置セル警鐘ヲ連打シ一面警役所警察署町役場ハ非常事變發生ノ旨ヲ周知セシメ實際ノ場合ニ於テ避難ノ方法ヲ指示スル等臨機應變ノ所置ヲ爲ス事ニ、敵軍ノ爲メ放火セツル場合ハ各町村内設置ノ警鐘ヲ連打シ警察官定ハ消防手並ニ一般人民ヲ指揮シテ消防ニ従事スル事ニ、三避難者ニ對シテハ各町村相互救済ニ盡力スル事

○(阿波郡) 一に關する雜沓取締方は提燈行列等の擧なし只八幡町市場町等の町筋にて戰勝の報ある毎に國旗球燈を揚げ祝意を表するのみ偶々西林村宇岩津に於て遼陽陥落の際提燈行列を擧行したるも其數百に過ぎざりしを以て別に取締を要する程の事なし其他右二三の町村は戰勝毎に舊慣行の踊を爲すものあるも亦町内二三の者に過ぎず故に時々默許に附し又取締を要せざりし。二戰時に於ける火藥取締方は火藥庫火藥商及多量火藥類を取扱ふるものなきを以て取締を要するに至らず。三軍人遺族に對する詐欺的行爲取締方は出征軍人家族注意すへき事項なる物を印刷し軍人家族各戸に配附し専ら罹害の防遏に注意を拂ひ置きたり(注意事項は海部郡と同様に付省く。五露國人保護に關する取締方は該當記事なし。六軍役夫供給者身元證明に關する件は極めて少數にして其身元を充分精査の上證明を與へたり。七國庫債券取締に關する件は該當記事なし。八敵軍來襲の時に於ける避



難準備の件は殆ど杞憂に屬するのみならず當署は沿岸に非らざるを以て万一敵軍の來襲することあるも其來襲の場合に計畫して差支なきものと認め別に計畫せず

○(麻植郡) 一提燈行列其他祝賀師等をなすは國民の敵愾心を喚起する一方法たるを失はず當署に於ては一定の方法を以て難踏異變等を豫警して幸に無事なるを得たり。二戰時に於ける火藥取締方は廿七年三月以來各受持巡査に取締方を示達すると共に一面火藥商の臨檢を勵行せしも陸軍官憲より警備上の交渉を受け便宜を與へし等のことなし。三軍人家族に對する詐欺的行爲の取締に付ては各受持巡査は毎月二回應召軍人留守宅慰問の場合に於て親敷家族に對し注意を與へつゝありしが未だ曾て斯る行爲に遭遇せしものを發見せず。四時局に際し集金者取締は部内各村に於て何れも時局に顧み諸勸化其他時局に關せざる事項は如何なる名義を以て集金を促すも一切之れに應せざるの規約をなし一面警察官吏に於て取締を勵行せし結果乞食遍路に至る迄大に其數を減し應召軍人家族救護の目的を以て町村乃至在郷軍人會の發起に係る集金者の外不正集金者なし。五露國人保護に關する取締は該當記事なし。六軍役夫供給者身元證明に關する件は身元證明を出願したるもの八名内五名は身元慥かなりしを以て證明を與へたり。七國庫債券取締に

關する件は別に不都合の行爲者なし。何れも沿海數里を隔て而かも郡民は我海軍の大捷を知得し居ることゝて敵軍來襲杯の豫想を懐くものなく従つて一定の避難準備なしと雖萬一を慮かり若し敵軍我沿岸に來襲の報を得ば郡民は警鐘を合圖に一定の場所に集合し臨機の所置を取ることに定めたり

○(美馬郡) 一提燈行列其他祝賀に關する雜沓取締方に付ては敢て難踏に至らざれども火災其他の混雜等あらんことを慮り受持巡査を出張せしめ法律上差支なき限りは充分に祝意を表せしめ専ら敵愾心の發起と共に此れ等の取締を爲せり。二戰時に於ける火藥取締は脇町在火藥庫に對する注意は勿論密に火藥を取扱ふものなきや否其他露探と稱せらるゝ者なきや否に至りては受持巡査をして嚴密に視察せしめしが無事なりし。三軍人家族に對し詐欺的行爲の取締方に關しては巡査に其の旨を告げて受持區内の出征軍人家宅に慰問の序を以て注意を拂はせつゝありしが九月十五日江原村長山田庄市へ向け在善通寺負傷兵上田藤八より金錢送附申越のはかき到着せしこと有りしも畢竟詐欺者の行爲たること判明し幸に其奸計に陥らざるを得たり。四時局に際し集金者取締方に對しては常に注意を怠らざりし五露國人保護に關する取締に付ては記すべき事なし。六軍役夫身元證明の件は軍



軍役夫志願に付身元證明を願出るもの三千三百五十五人を超ふ。七國庫債券に關する取締に付ては奸商等の術に陥りし者なし然るに既に應募したる國債に對し拂込を爲さざるもの多々あるやの風聞あり斯くては政府の豫算に違駁を生ずるを慮り受持巡查をして此れ等のものに注意せしめ其拂込を怠らざる様奨勵に盡力しつゝあり。八敵軍來襲の際に於ける避難準備の件は幸に其事なかりしを以て記事を略す

○(三好郡) 一提燈行列其他祝賀に關する雜踏の件は無事なりし。二戰時に於ける火藥取締方は山城谷村に營業火藥庫一ヶ所あり時局柄なるを以て一層注意取締中たり而して開戦以來當署は第四十四聯隊より第十一師團へ廻送すべき軍用彈藥の遞傳護送を受けたること四回出征軍隊附屬の彈藥を一夜當署に保管せしこと二回にして右彈藥護送保管に際しては訓令の旨趣に基き特に警戒に注意し幸に異状なきを得たり。三軍人家族に對する詐欺的行爲の取締方に關しては毎月慰問の際に於て家族に注意を與へ萬一疑はしことわらは最寄駐在巡查又は村役場員に就き指揮を受けたる後所決せしむることとなし常に觀察中なるも未だ奸策に陥りたる者なし。四時局に際し集金取締方に關しては特に各受持巡查を戒め専ら觀察取締

中にして各村多くは後援會等の名稱の下に救護團體を組織し村內有志者より金穀を募集せるも多くは會長たる村長監督の下に收支の帳簿を備へ且被救護者よりは一々領收證を徴して保存せる等收支の計算を明瞭になせるを以て指向疑ふ可き團體なし然るに東祖谷山村阿佐幾太郎なる者は卅七年四月中陸軍恤兵部へ獻金すへしとの美名の下に村內有志者數十名より合計金拾八圓餘を募集しながら中間に費消せること發覺し取調の末相當刑事訴追中のもの一件ありしのみにて引續き専ら觀察取締中たり。五露國人保護の件該當記事なし。六軍役夫身元證明に關する件は軍役夫供給者として出願せし者一人もなし而して軍役夫として身元證明を出願して調査の上證明を與へたる者二十八名承認せざりしもの三名ありしも多くは廣島普通寺等軍隊所在地より郵便を以て出願せしもの多數なるを以て果して應募せしや否判明せざるも往々收入額の豫期せしよりも意外に少額なりと應せざりし者少なかりしか如し。七國庫債券に關する取締は第一第二回共應募額配當以上に達し爾來金融逼迫の窮狀なり假令最低額の應募者と雖俄に之を賣却すへき必要なきものゝ如く認めらるゝも常に甘言を弄して安價に買收せんとする奸惡輩出沒の有無を觀察し注意警戒を勉めたり。八敵軍來襲の際に於ける避難準備の件は當管内



は海洋に接近せざるも假りに敵軍の來襲あるものとせば多くは徳島市以南大半洋面より南方三郡の沿岸へ突進し來るべく果して然るものとせば我留守師團兵は少なくも之を名西麻植の間に逃へ撃つことならむ萬一此防禦軍に先ち何れかの方面より來襲するものとするも事變開知後多少の餘裕あるべきを以て直に郡町村長と協商して避難準備の速に周知すへき臨機の手段を執り老幼婦女を始めとして軍隊所在地たる隣縣香川愛媛若くは安全と認むべき深山等へ避難せしめ一面に在ては義勇防禦團體組織に勉むるの外指當り良法なかるへし而して目下未だ右等の準備組織に着手すへき時機にあらずと認めつゝ平和克復の秋に及べり

### 第二十三章

#### ○軍人家族美譚

##### 名 東 郡

○郷黨稱之 芝嘉久太は万代新田村の人郷に東京に遊びて慶應義塾に學ぶ業成り家に歸りしより孜々として生産に勤む常に心を公共の事業に盡す日露交戦以來軍資獻納植兵寄附出征軍人家族救護等に率先盡力して此れ日も足らざるが如し而して

謙讓自から持し義氣人を服せしむ郷黨之を稱せざるは無し蓋後援の一雄鎮を以て目するに足らむ

○至誠奉公 曾て久しく本縣々會議長となり又衆議院議員たりし椎野傳治郎は下八万村の富豪家なり中こる疾に罹り盛名頓に墜りしが日露啓蒙の報を耳にするや厥起又閉戸先生の流に非らず慨然として曰く國歩この艱難に際す我れ若し男子を有せば征戰に従事せしめて以て君國に盡さしむべきも如何せん三子共に巾幗銅鑿の輩なることを乃ち悉く愛國婦人會に加入せしむ又國債募集に際しては率先之に應募し村内出征軍人の發途に際しては必らず之を歓迎し且つ貧困の家に對しては之を賑恤して其家族を慰藉し或は私費を抛ちて在營者を師團に傷病者を病院に慰問し軍國のため盡す所少なからず真情の溢るる所人をして感奮せしむ故に慰問を受けし者は以て福音を傳ふるの神使視するに及へりとぞ竟に克く縣下の名士たるを失はずと謂ふべきか

○勤勉清廉 宮田岩藏は下八万村の人常に勤勉力行を以て稱せらる齡己でに古稀を軼く妻々又概ね同年なり翁媪三子を有す長を一平と云ひ次を丈五郎と云ふ共に應召して軍旅に従ふ末子は夭折せり一家同時に壯丁二人を出す農家としては實



に努力の大半以上を減じたるもの故に近隣等翁媪の勞働を察し助力を與へむとの意を遁せしに岩藏對へて曰ふ憐察の芳情深く心意に徹せしも思ふに二子が戰場に於ける辛勞の實際は恐らく想像の及ぶ所にあらざらむ我れ等老たりと雖も身幸に健康なり朝は夙に起き夜は晩く寝ねて不足を補ひたらむには何とて事を欲さ申さむとて則ち岩藏は早天出で、農事に勤め妻亦これを助けつゝ炊事の如きは夜間の暇を以て之を辨へたれば業務曾て衰頹の狀なし第二回國庫債券の發行に際し儲蓄金を割きて一百圓を應募せしは岩藏の一家に於ては最も奮發の事なり後二男丈五郎は首山堡攻撃戰に参加し名譽の戦死を遂げれば官岩藏に對して特別賜金の恩命あり先是丈五郎は竹内タケなる者の入夫となり居りたれば右下賜金は岩藏假令ひ實父なりとも之を拜受するは道に非らず宜しくタケに拜受せしむるを當然なりとて舅婦互に相譲りて後ち漸くタケに拜受せしめたりと世間此の賜金のため骨肉相争ひ父子反目して動もすれば戦捷國民の品格を損する者少しとせず岩藏タケの如きは家に餘資有るに非らず而して其志や清廉高潔と謂ふべきなり

○積で善く散す 小林孟三郎は國府村の人農を以て業と爲し義侠を以て村中に重むせらる男貞吉軍に従ふて旅順攻圍兵の列にありしが壘臺附近に於て戦死を遂ぐ

依りて特別賜金の恩命に浴するや孟三郎曰く此の賜金は貞吉戦死のため賜ひし所我れ何を一人にして此の恩典に浴するに忍びむとて内金四拾圓を四分し之を他家に縁附き居れる四人の子に與へて貞吉戦死の紀念と爲せり又別に五拾圓を割き自村小學校の基本金として寄附を爲したりとは又流俗に超越せし善行と謂ふべし

○又 小倉役藏は加茂名村の人明治卅七年は恰も役藏の生後四十一歳葛に當る世俗四十一二歳を以て厄除け厄流しと稱し親戚知友を會して酒肴を供す役藏の謂らく迷信のため有斐の資を糜するは堂に厄除けの功ありとせむや皇國今日の事宜しく深慮以て之に處せざる可らず一身の厄を禳はむよりも宜しく公益を圖りて前途の美果を收むるに若かずとて厄除費拾五圓を擧げて之を小學教育費に寄附せりとぞ

○豁然嗜好を廢す 川口八代吉は東黒田村の人常に飲酒喫煙に耽る會ま日露の國交破れて兩國雌雄を干戈に決せむとすと聞くや以爲らく酒や葷や此れ無用の物夫れ無用の人物以て無用の物を嗜好するは生産の道に於て採る所なしと遂に禁酒禁煙を自から宣告し其代金を蓄積して早くも參拾金許に滿つるの頃前きに營業觀察として北海道に赴ける息男新十郎が補充召集令に接したるにぞ直ちに右金額を旅



費として送金したりと後ち新十郎は奉天の會戰に名譽の戦死を遂げしかば八代吉は全く禁煙酒を生涯勵行すべく決心せしとぞ

○宛然武士なり 保富マツエは國府村平民故陸軍歩兵軍曹保富武八の母なり資性温厚貞淑にして閭里の間に稱せらる夫死するの後寡居して武八を養育す明治卅八年三月四日武八は清國盛京省三龍峪に於て名譽の戦死を遂けたりとの報到るや隣保の人々之を氣の毒に思ひ相伴ふて家を訪ひ交も吊意を表するに當りマツエ答へて曰く諸君の察し玉へる如く我が家一子武八の外又一兒なし然れども唯た一人の子にして幸に君國の御爲め忠死を遂げしこと誠に一門一家の名譽なり争てか哀しみ候べきやと人々此の語を聴きてマツエが平生に違はざることを感稱せしと後ち武八戦死のため下賜金の榮を荷ふに當り金百圓を同村小學校に寄附してその基本財産に供したりと

○貞淑は常人に超ゆ 假令ひ天稟の不幸暗陲の身なりども其心操に於て貞淑清廉ならむには誰か之を侮蔑して可ならむエイ女は前同村故陸軍歩兵上等兵三木新太郎の妻なり暗陲一語を言ふ能はざるも精神の明晰にして卓越なる往々人をして後に墜若たらしむるもの有りと明治卅七年九月新太郎は應召出征の途に上るエイ女

貧しき一家を護りて老母と一女兒とを養ふ艱苦殆むと堪へ難く凍餒將さに支へざらむとす卅八年三月五日夫新太郎清國盛京省三道崗子附近の戦鬪に戦死せしとの報を聞くや芳春未だ闌ならざるに緑髪を斷ち寡を守るの意を表したり後ち特別下賜金の交附せらるるに及び金額の四を以て母の奉養に宛てその六を以て一家の基本金に宛て之を永遠に保存せむとするの意を手眞似もて表示したるは人をして一層悽惋の情を催さしめたりと

○貞烈 サメ女は上八万村の人豫備陸軍歩兵上等兵近藤善太郎の妻なり夫婦の間五子を有す明治卅七年四月善太郎召集に應じて善通寺兵營に入るサメ家を守りて耕耘勤勞尋常にあらず特に意を五子の鞠育に勉む六月に至り夫の郵書到着す文中近日出征の途に就くべし望らくは一家の經理小兒の養育敢て怠ること勿らむことをサメ謂らく留守を護るは我が任なり而して我が夫遠く征戦の途に就かむとす旅費或は不足ならむ一たび面會して意を萬事に安からしめ且つ長途行軍の勞を慰むべしとて金貳拾圓を懐にし善通寺に到り別離の情を盡して歸村したりと又同じくサメ女は同名異人にして同村豫備歩兵一等卒西原京藏の妻なり夫京藏前同年月を以て出征す家に五人の小兒あり貧窶幾むと支へざらすサメ女勉勵苦辛して手工に



少許の丁賃を穫るのみ近隣その状を憐み相議して救護を加へむとの意を告ぐサダ  
辭するやう妻として家を守るは此れ常道なり況してや夫は御國のため征戰の勞に  
報す千辛万苦想ひやるだに堪へざらむとす浩る時に於て妻たる者他人の救護に甘  
むじなば夫の意如何があるべきと固辭して益す素志を貫くに勉めたりとは以て徒  
爲徒食の糞を愧死せしむるに足らむ也

○孝にして貞 マサ女は上八万村砲兵輸卒伊藤増助の妻なり増助明治卅七年五月  
を以て應召す家には老父と二幼児ありマサ一家を經理し晝は終日農業を勉め夜は  
家に在りて座業に他念なし老父は翌年一月死亡せりマサ悲歎禁する能はざるもの  
ゝ如し常に謂ふ家を治めて良人に後顧の憂を抱かしめざるは婦女の本務なりと蓋  
又間接に奉公の大義に盡すものと言はん哉右と同しくハナ女は西黒田村歩兵軍曹  
鎌田牛藏の妻なり家に七十有餘の舅姑と二人の小兒とありハナは一身萬務に當り  
て夫出征の跡を負担すハナ女の精勵勩勉は實に普通人の堪へ能ふべからざる所則  
ち寸陰を惜みて家業に従事し夜間は又深更まで衣帶を解かずして四方八方の譚話  
に老人を慰む舅姑等ハナの精勵或は爲めにその健康を損せむことを慮り夜間は早  
く就眠せむことを勸むれば則ち言ふ老人は夜間不眠を常とす之を慰むること婦と

しての常務のみと却て舅姑に對しその温言を謝するを例とすと

○巾幗の發奮 マキ女は加茂名村の醫師湯淺威一の妻なり日露の交戦に際し兵丁  
の續々征途に就くを見るや慨然として謂らく君國の御爲め今日に盡すべき敷島の  
大和心を相伴ふべからず去りて空しく止みぬべきや唯々奉公の一端を務めて我  
が日の本の光を添へんものと即ち同志の輩を糾合して愛國婦人會に加入し尙益  
すその意思を貫かむため時恰も炎暑熾くが如きの候をも畏れず傍近戸々を歴訪し  
て愛國婦人會の時局と密接の關係あるを述へ且つ己れの所信を説くこと至誠を籠  
めしかば忽ち二十餘名の入會者を獲るに至りたるは郷村に類例多からざる結果に  
てありしとは實に仁術者の好述なる哉

○貞烈 東黒田村井上ツル女は今を距る凡そ二十年前三男一女を擧げたる後寡居  
せり天性貞烈四兒の養育には最も意を注ぎて勉め勵めり常に諸兒を戒めらく汝等  
宜しくその本分を守り決して人後に落つべからず若し他人の讒を招く如きの事あ  
らむには人必らず言はむ彼は後家育ちなるが爲めなりと此れ先考を辱しむる所以  
にして又この母に孝ならしむ諸兒眷々これを服膺す長ずるに及び何れも村中の稱  
せられとなる日露の役起るに及びて庄平凌平の二子戦地に赴くを諭して曰く今日



御國有事の日に當り一家同時に二兵士を出すは誠に家門の名譽にして祖先を顯はし父母を顯すの孝道と云ふへし斯くも目出度且つ榮へある運命に遭へり此の上は忠節を盡して以て軍人たるの本分を全ふすべしと一語一言肺腑より出で嘗て離苦哀別の狀無かりしかば二人の息子もいと潔く家門を辭して征戰に赴けり別項死不還と題せる一等卒井上凌平の一死君國に報ひたる一條豈に偶然と謂はむや

○特志 津田浦村長濱瀬平は職を徳島縣に奉す日露の交戰に際して郷黨の兵丁續々召集に應ず而して郷俗多くは漁撈を業とす壯者一たひ兵役に就かば家族の窮乏或は支へ難き者あり乃ち率先して米一石を寄贈し以て一時の窮を賑はしたりと

○又 同村日浦新藏は常に奉公博愛の至誠を懷く出征軍人の勞を慰せむがため自ら主唱先導して恤兵の要を村中に遊説し人々をして輕易能く赤心を捧ぐるに足るの意を致さしめむと欲し同志をして少許の梅干を醸出せしむ忽ちに四石餘の多きを得て之を歩兵第四十三聯隊補充大隊に寄贈したりと蓋受寄者に於ては最もその温情に感せしならむ

○又 同村藤本文吉は代書を以て業となし其妻は髮結職を營みて相共に家計を立つ常に勉めて節儉を行ひ夫婦の中に見無きを以て他人の幼兒を養ひて子となし此

の爲のため毎日學資金參錢宛を蓄積せしが元利既に積りて七拾有餘圓となれるを國債募集の舉あるを聞き該金額を七拾五圓となし親子三名の名義にて各應募したり先是對露宣戰の 詔勅を捧讀するや謹みて 聖旨に感激し且つ出征軍人の勞劬を思ひ何がな應分の良法を設けて微志を致さむものと乃ち自家にて日々炊ぐ所の飯米中より必らず一握宛を取り置きしに漸く積みて八升の量に達せしかば之を村役場に携へ行きて村内應召軍人の家族中その最も貧困なる同さくへ寄附すべく依頼したりと又出征軍人家族のため文言は代書を妻は髮結を何れも無代價にて引受けたりとは能く其分を盡せしものと謂ふべし

○舉村の奮發 佐那河内村は縣下有數の良村にして夙に摸範村として稱せらる從來軍人待遇規約を設け軍人の送迎滿期歸郷者に對する報酬金の贈與又は兵役の爲め死歿したる者の祭典の執行其他留守家族等専ら待遇の方法を採りしが時局の爲め多數の應召者を出したるを以て家族の扶助其他從來の施設に擴張の必要を感じ村當局者は兵務世話役及村内有志者を招集して更に金參百圓を醸集せんことを協議したるに異口同音敢て異議を唱ふる者なし中に或る一人發言して曰く抑日露の戰役は我陸海軍の武勇に依り戰局大に進行し國威維發揚せるも前途尙遼遠の今日



出征軍人をして後顧の憂なからしめむには村民たる者一大奮起せざる可らざるの秋なり參百圓敢て多額ならず宜しく之に五百圓を増加し金八百圓とし以て軍人家族扶助等の費に充つ可しと議直に決したりと云ふ其義奮洵に感ず可し然るに軍人家族中本人應召の爲め忽ち困難せる者に金錢を寄贈して之を賑恤せんとするも何れも申合せたるが如く厚志辱しと雖も應召者の勞苦と且軍人たるの名譽を念はざる其家族たる者假令餓死するも救護を仰くに忍びすと更に諾する色なきに依り止むを得ず村は本人歸郷の日迄貸金することとなり以て漸く肯諾せしめたりと云ふ

○一郷の奮發 上八万村大字一宮字カノトと云へる地は細民僅かに數十戸の一團に過ぎざるが常に善く結合一致せり毎年金若干を醸出し以て部内萬一の費に充てむことを謀り居りしが日露開戦に當り衆皆曰く今日國家強國と難を構ふ我々帝國の臣民たる者勇奮以て盡す所無かる可らず平日蓄積する所の金此れ誠に九牛の一毛なるも亦以て微志を邦家に致すに足らむと衆議忽ち一決し該金參拾五圓を擧げて軍事費の内に獻納したりとぞ

○青年の奮發 加茂名村大字島田村の青年谷川重太郎外八名は時局に憤慨し平常職務以外毎夜二時間宛を蒸餾工業に費して其賣上金悉皆を軍事費の内へ獻納す

ることを協定實行せりとほ小を積みて大を致すの意に適ふと云ふべし

勝 浦 郡

○軍人家族の奮發 河野梅太郎は多家良村大字八多村の人陸軍歩兵一等卒河野邦太郎の父なり温厚篤實にして公共事業に熱心の人なり家は富めるに非らざるも中人の産を有す明治卅七年八月長子邦太郎出征の途に就き卅八年二月次于榮一亦應召軍に従ふ一家既に二人の壯丁を出して従軍せしむ梅太郎時に歳古稀に垂むとす然れども時局の止むべからざるを思ひ奮勵一番家人を諭して曰く今や出征の將卒は萬里異域に馳驅して隆冬祁寒に困苦辛酸を冒せり飢餓凍餒或は時に之を免れさらむ然るも劔戟を執り銃砲を手にして必らずや敵兵を殲さすむば止まず此の精神此の境遇を村度せむか家に留りて家業の農事に勉勵するが如きは實に容易のことに非らずや汝等近く邦榮等の身上に想到せよ朝起晚眠はものかは寒冷も暑熱も亦何かあらむと家人は此の示諭に激勵せられ春耕秋收終に時を誤らず全く一家の勤勉に依りて從來に劣らざるの成功を奏したりと加之ならず同し出征軍人の家族中窮乏に苦しむ者あるを聞けば同情の念を湛へて救恤の意を表し或は諸種の義金にも應したりと故に村民は大に之を稱揚せりと



○又 泉五平は三溪村陸軍歩兵一等卒泉辰次郎の父なり妻サダは六十五歳己れは七十一歳の高齢なれども辰次郎應召の後は朝夕怠ること無く家業に勵みて漸く糊口を凌ぎ居しにサダは動もすれば疾病に罹り思ふかまふの勞働に堪へざるにぞ生計日に困難を加ふるに至りしかば村中の人々は之を氣の毒に思ひて慰問の序で村内救護會の救護を受くるは如何と試み問ひしに五平言ふやう伴辰次郎は折角にも軍人の一人として出征し今は滿洲の野に在陣し刻苦奮勵軍人たるの本分を盡し居れりと然るに我れ等その留守中に於て他の救助を受くると有りては聊か心苦しき廉もあり諸君の御厚志は萬々辱なきも自力自營支へ能ふの限りは救護の義見合せ呉れ度しとの稟乎たる返答に孰れも却て暗涙を催し感し合へりとなむ

○滿身渾愛國 小松島村光善寺住職能仁達朗は桑門縮衣の身なるも日露の交渉漸く紛紜を來して東洋の乾坤終に風雲の捲き到らむとするを察するや身を以て邦家の萬一に竭さむとするの至誠は藏めて心腔の裏に在り時に戦端全く開けたりと聞くや躍然奮發先づ率先して各宗聯合奉公會の組織に盡し専でその活動に焦慮せり又赤十字社々員募集の獎勵に奔走周旋是れ日も足らざるが如く勸誘諭告尙はその到らざるかを慮りて赤十字のすゝめなる小冊子を發刊し部數一万數千餘を縣外に

も頒布したり又愛國婦人會の獎勵に盡力して戦争と婦人と題する雜誌を發行し勸誘演説のため自郡その他を行脚して足迹殆むと勝浦那賀海部の數郡に周ねし此の他戦死者等の追悼會は云ふを待たず義金の獎勵義勇艦隊の寄附金勸誘恤兵慰問品の寄贈方等に關し終始私財を捐したるも尠少にあらずとて美名遠近に轟けり實に有力なる後援者と謂ふべく軍國民の模範と謂ふべし

○軍人妻女の健氣 イト女は諭田村歩兵一等卒吉岡清次郎の妻なり家には夫清次郎その弟千賀藏及老年の父母と一子清一と云へる七歳の小兒となるに弟千賀藏は明治卅五年現役工兵として入營し夫清次郎は卅七年六月應召したりければ家に殘るは老父母と幼童となりイト女は此の間に處して甲斐々々しくも家事を一身に負擔し出でば一町餘歩の耕作に勵み入りては家政の樞軸を掌り偶々戦地より夫の通信を受領せば自から勵まして己れが勞苦は戦場の夫に比して萬一にだに直らずとなし以て父母を慰安し居りしと

○母の覺悟 サイ女は西須賀村故陸軍歩兵上等兵庄野豊三郎の母なり嚮に夫に別れしより貞操を守りて子女の教育一家の整理に任す後ち長子豊三郎を戸主となして自ら後見の地位に居れり明治卅七年七月に至り三男由藏徵兵に應ず次て八月豊



三郎も亦應召し十一月に及びて残れる二男の善平終に應召せり此に於てサイ又家政を親からせざる可らざるに至る時に豊三郎の妻は懷妊の身なるを以て意に任して勞働するに堪へず而して農事の繁家務の忙はサイに仮すに瞬間を以てせざりき居ること數月に出でずして一片の凶報は到れり曰く三男由藏は出征中小孤山附近に於て脚氣病のため死歿せりと慘事之に止まらず長男豊三郎亦前地方に於て戦死すと嗚呼何等の悲聞何等の慘報ぞや乃ち隣保往て之を吊したるにサイ女は人々に向ひて伴等出陣の際既に生還を萬一にこそ期せ戦死は業より覺悟の緯にしあれば君國の御爲め一死を以て報ひまつりしを本懐にや候ふならむ只心残りと思はるゝ我か身等の私情としては豊三郎がその兒の生れたるを知るに先ちて死せしことなりと蓋豊三郎が兒の産れしは同人戦死前五日なりと扱サイ女は益々奮勵して家運を支へ以て兄弟に先立たれし嘉平をして軍人の本分を盡さしめむと期待し居りしと

○妻亦奮闘の苦心 ヲツ女は大谷村陸軍輜重輸卒山本瀧次郎の妻にして夫と共に小作の傍ら他人の雇役に従事し以て幼女マメノを養育しつゝ渡世し居りしが明治卅七年瀧次郎は豫備兵として應召しにき爾來マツは一身を粉にする許り辛苦慘憺

を極めて細き煙を立てつゝも出征の夫をして後顧の意を起さしめざるに配慮し居りしが或る日の事戦地より郵便の到着せしに何心なく封を披きて改め見れば金參圓を夫より贈り起せしにてありマツ女以爲らく夫は纔かの輸卒の身分を以て參圓の贈與は一日一錢を積みて三百日を要せしならむ左なきだに楚天吳地搬運來往身を戦闘の巻に置く疲神又苦心何ものか之に喩ふべきとて滄茫千行の涙は却て益々奮勵勦勉の素志を鞏くし他人の救護等に頼つなくして獨立獨行の貞操を貫きとむる心の爽こそ爽かなれ

○又 ミス女は中郷村の人陸軍輜重輸卒田中延次の妻なり延次明治廿六年の現役兵にして日清の戦争に殊功を奏して勳八等瑞寶章を授けらる輸卒にして此の叙賜を荷ふは以て軍務に盡したるを知るべく又その平生を推すに足らむ日露の役起るや卅七年六月を以て征戦の途に上はれり留守には父八重吉七十六歳の高齡なるど長男八歳長女四歳の三人をミス一人の身を以て養育すべく成り行けり然るにミスは夫の出征に臨み別を告げて曰ふ良人出征の後には老人と小兒とのみ加ふるに身亦懷妊せるも精を勵まし力を盡しなば孝慈の道兩ながら糸きを得せしむべし願くは家事に顧念せず専心軍人の本分を盡し玉へと後ち幸に無事女子を分娩す命名し



てカッと云ふは其人の凱旋を豫期せるにや由來同村は貧民多き區域にて習俗甚だ高きを得ず而して貞操氣節此の如きの人を居らしむ居必しも氣を移すと謂はむや

那 賀 郡

○専念奉公 樋口健三は柳洲村の醫家にして久しく職を小學教員に奉ず長男啓三陸軍歩兵少尉たり沙河の會戰に戦死を遂げたるの報聞里に傳ふるや隣保相率ひて之を吊す健三之に接し從容語りて曰く古來馬革屍を裹むは男兒の事況や帝國軍人をや憾らば我兒報國の期短かくして既に荒涼原頭の露と化せしことを然れども今復何をか言はむ期する所は兒に長女の在る有り之に配すべき姻戚の男子を以てし今より徐ろに教育を加へ佗日士官學校に入學せしめば兒の後繼者として又聊か國家に報ひ且つ軍人の血統を絶つに至らざらむかど意氣軒昂人意を強くするに足るものあり健三は己れ夙に日本赤十字社終身社員たるのみならず其妻及啓三の妻をして愛國婦人會員たらしむ日露交戦中屢村内軍人留守宅を慰問し帝國教育會發刊の「戦時に於ける國民の心得」なる冊子を贈りて國民道義の發達に盡す等奉公の志念最も厚く人皆之を稱せりと

○篤志 服部芳三郎喜田宇吉は共に柳洲村の人にして兵務世話役たり日露交戦以

來村内豫後備兵員の召集に應ずる者あるに會へば私事を抛ちて必らず郡境に歡迎し且つ附るに餞別金を以てし又軍人留守宅家族中死亡者ある時はその家計の貧富に拘らず金錢を贈與して之を慰籍す斯の如く光陰と金錢とを公事に盡して而かも誇らざるは眞に篤志者と謂ふべきなり

○又 島田喜七は中島浦村の人材木商を業とし村會議員たり兵務世話役たり増田儀平は立江村の人商を以て家計を立て兵務世話役たり横田力藏は岩脇村の人亦兵務世話役たり皆共に兵務世話役の軍國に所して奮勵活動すべきを覺知し常に一身の勞働を顧みざるのみならず或は私費を抛ちて出征軍人を餞別し若くはその留守家族に金品を贈りて慰問の實を擧げ或は防寒用具を募集して進戦湖北の軍人を賑恤する等その爲す所は多少各趣を異にする所あるも一意専心その本分を盡すに至りては符節を合す如きものあり實に他の議員若くは兵務世話役村長等の虛名を掠めて些の實行擧ぐる無きの輩をして永く慚愧せしむるに足る者ありと

○又 鈴江辨吾は椿泊浦村の人醫を以て業と爲す開戦以來村内軍人家族にして疾病に罹る者あれば一切施療施藥し又村内に海岸監視哨及海軍望樓の設置せらるるに及び該軍人にも前同様無謝儀を以て施療施藥の事を申込みたり此の他軍人待遇



費若くは家族救護費等に不足を生せし時は私金を投して一時練習を爲したる額三十餘圓に達したりとぞ

○又 豊田村平田貞太郎亦醫を業とす軍人家族の貧困なる者には施療施薬し又行旅病人取扱のため得し所の金員は軍人家族救護費中に寄附するを例と爲せり

○熱心 立江村赤岩禎二は農を業とす資性温厚篤實なり日露開戦の報に接するや慨然として應分の力を盡さむことを欲せり即ち出征軍人の歡送は自村の人のみならず他郡村の人々にも必らず歡送の意を表す又軍人遺家族救護の目的を以て軍需品製作業に東奔西走し傍ら勤儉貯蓄の要を説きて村民を誘導す國庫債券募集の舉あるに當り率先之に應募し又奮ふて他を誘導したるため同村内には應募者の數甚た少なからざりしと

○又 才見村土橋菊藏は明治二十年の頃現役を以て第十二聯隊に入營せり滿期歸郷の後には家業の農にその身を委ぬと雖も軍事に熱心なるを他に優れり凡軍事に關する法令は之を研究し又時として軍事上の講話をなし或は村内の壯丁を一場に集めて豫教育を施す等殆ど兵務世話役の如し日露開戦以來奔走周旋以て恤兵寄附の事を奨励し兵員出發の際には必らず之を歡送し軍人家族救護及慰問等善て怠る

ことなし眞に身を以て軍國に委するの觀あり然るに菊藏は一家の主働者にして家事家業の大小皆繋りて其身に在るも敢て意とする所なし兵役年限改正令の發布せらるるに當り私かに雀躍して身の將さに召集せらるべきを豫卜し居りしが果して三十七年二月廿六日を以て召集の令に接し揚々征途に就きたりけり

○又 椿地村青木厚五郎は嚮に砲兵二等軍曹たり明治廿七八年の戦役には親しく従軍して崎嶇艱難を嘗む今や第一國民兵籍に在りど雖も自から同情を軍人に寄するや切なり故に兵員の出發には暑寒風雨を厭はず必らず之を歡送し遺骨歸郷の際は村界に行きて恭しく之を迎ふ家餘財有るに非らざるも節約以て金參圓を軍資金に金壹圓を恤兵費に獻納寄附して切に力を軍國に致さむことを此れ勉めたり

○義氣 下福井村岩佐半七は俠名を以て郷黨に知らる農を業とし兵務世話役たり日露開戦に際し勤儉貯蓄の必要を唱道して東馳西奔頗る勉む遂に同志百餘を得たり則ち貯金會を創設し半七進みて之が主宰となる會員中若し此の會則を履行せざる者あれば直ちに行きて其家に至り懇示篤諭必らず會則を遵守せしむ幾はくならずして貯金の額五百貳拾餘圓に達す第一回國庫債券募集の舉あるに當り村長は有志者を會して應募方法を諮詢せしに衆説區々にして慨すく決定に至らざるの色あり



るや半七慨然として曰く今回日露の開戦は此れ我が帝國安危榮辱の繫る所に非らずや若し夫れ國家不覺の敗辱を取らむには國民個々何に據りて安居するを得む軍資の需用に應ずるを固より國民の本分たり躡躑因循胡ぞ其餘地あらむと即ち自ら價格以上四百圓應募の旨を申出でしにぞ衆議忽ち決したり又赤十字社の活動益す旺盛を極むるに隨ひ費額の増大を要すべきを思ひ身は既に終身社員たるに加ふるに妻ウサ長男清市を加名せしめ且つ曰く尙二男以下數子あり家計の事情之を許すの機を失ち悉く入社せしめむと此の他軍需品の製作獎勵とその周旋に奔走して爲めに眠食を遣れむとせり時偶々妻の重病に罹るに逢ひしも奮勵益す勉めて休まざるは其赤心眞に唯有后天后土知の概ありき

○又 宮繁甚八は橋浦村の人日露開戦に際し奮ふて軍人の爲め其分を盡さむことを圖る然も決して虚名を衒ふ如き事なし曾て同村出身陸軍某卒の留守宅村税の納附に窮せしと聞くや自ら金を懐にして其家に至り納税金額を與へ且つ曰く此れ實に貴重なる軍人の名譽に關すと又同村某の出征したる後ち其家族の生計に困難なりしと聞き若干の金額を贈與して一時の窮乏を賑したりと

○僧侶の隨勉 軍國多事の日に當り人民各その分を盡して節を邦家に致すは圓頂

繙衣の徒と雖も亦衆俗と一様たるべきは言を較たず彼の各宗聯合奉公義會なるもの各郡に勃興したるが如き蓋其意なり然れどもコハ此れ職に在りて職のため勤むるもの、み左に列記せるは職外の奮勵之を嘉せざる可からざるなり

○蜂須賀琳成 は立江村立江寺住職なり宣戰の大詔一たび煥發せらるゝや率先軍資金壹百圓を獻納し又出征軍人の同村を通過するに逢へば同寺の地藏佛像金製肌守又手拭一筋を贈れり村内軍人留守宅慰問の爲め見舞金として贈與したる金額幾百圓を以て數ふるに至れり

○板東英信 は豊田村大日寺住職にして同村軍人救護會員となり以て他の同輩を勸誘し毎月數回托鉢行脚して淨捨を受けたる金穀物品は悉く之を救護會に提供して軍人家族救護の資に充て或は村内有志者と合同して幻燈會を催し以て時局の光景を説明談話し涅槃會に納め來れる餅供物の類は軍人留守宅に配與し軍人の戦病死亡ある時はその葬儀に臨みて受けたる布施を又前同様寄附をなし赤十字社々員増募のためには自ら加名して他を勸誘獎勵する等頗る勉むる所ありしと

○高瀬定戒 は明谷明谷寺住職なり常に布教の傍ら勸業事務に勵精し林業桑園養蠶等は其最得意とする所にして身自ら試験し衆に示して奮憤の不可なるものは之



を改めしむ日露開戦以來軍人家族の救護に盡力し赤十字社加入獎勵軍需品製作國債應募等の事に對し村吏を助けて獎勵勸誘を盡せしこと平日に背かざるを見るに足るもの有りしと

○山本謙華、鎌田舜應、乾龍誓 は共に椿泊浦村の僧侶なり明治卅七年四月より十二月に至るの間村内各戸を托鉢巡行して得る所金拾四圓參拾錢九厘米二石四斗七升なり而して米穀は總て之を軍人家族救護用に當て金員は内七圓を恤兵の爲め貳圓拾六錢は戦病死者軍人遺族見舞に殘金五圓拾四錢九厘は該村出征軍人に贈る新聞紙及郵税に供したりとは其志亦稱するに足らむか

○嬰鏢 四宮平左衛門は橋浦村の人天保元年正月五日を以て生る歳既に古稀を過れども志氣頗ふる壯なり長男政八後備兵たり日露開戦に際し村中召集令到る而して政八與からず平左衛門喟然として謂らく身荷くも軍人の籍に在りて今乃ち召集に漏るゝは豈遺憾ならずや速かに服役志願を試み以て其本分を達するに努めよと之を聞く者皆その意氣を壯とせり既にして召集令又下る政八その員中に在り父子踴躍して相慶し凛冽出軍の別を相告けたり政八出征の後には其妻ヨネと小兒一人なり先是平左衛門足疾を思ひ歩行意の如くならず加ふるに家亦裕ならざるを以て

す家業の委頓生計の困難知るべきなりヨテ一日平左衛門に告げて曰く家計の窮乏漸く急ならむとす暫く之に處するの途は村中救護法の備はるあり之を受けむこと如何にやと平左衛門此の一言を聞きて怒り且つ諭すらく諺に曰ふ武士は喰はねど高場按と夫れ軍人は所謂る武士なり荷も武士の妻として他人の救助を仰んとは鄙劣の甚しきものに非らずや若し此の如き鄙劣を以て其心をなすならむには我れ政八に代はりて汝を離縁するの外なしとヨテ亦その意を諒し更らに救護を受けざるのみならず租税の如きも期を愆らす毎に義務を果したりと

○又 藤坂國照亦橋浦村の人にして古稀を過くる己に入歳日露開戦以來村内軍人の應召出發する者幾十回此間寒暑風雨の日ありと雖必らず杖に依りて村吏兵務世話役等と共に村界に歡送す道途凡そ十數町人或は其老體を憐み中途より歸宅を勸むること有るも敢て應せず且曰く征人此を去りて戦地に赴く風刀肌を劈き炎威金を爍さむ而して勁敵前に在り山河行を阻む困頓疲憊想ふべきなり之を思へば我々の軍人を村境に送る何の勞か之れあらむと且つ戦捷の報に接することに必らず村役場に行きて恭しく祝詞を述ふるを常とすとは志氣の壯衷心の誠以て掬すべきなり



○勤儉 松村多賀藏は開戦以來恤兵金品の寄贈國庫債券の募集軍人家族の救護等軍國の要務に盡瘁す曾ま一子を擧ぐ然るに其初節句に祭し飾幟その他費用を節して金拾圓を同村軍人家族救護費に寄附し金拾圓を同村出身傷病兵及出征軍人慰問費に寄贈す明治卅八年四月自費を以て善通寺及松山に行き同村出身在營兵士を慰問せし等終始儉素にして且つ奉公のため勤勉せりと

○共同一致 那賀郡平島村製板會社は田村和平之が重役たり開戦以來厚く職人等を督勵して勤儉貯蓄の實行に勉めしむ其効空しからず卅八年度に至り其蓄積したる所の金四拾六圓餘を軍資金として獻納せしめ又國債の募集あるごとに毎回應募せしめたりとは法人組織をして能く活動せしめたりと謂ふべし又椿泊漁業組合は其組合の資力を以て該村出身軍人を慰問するため新聞紙を郵送し或は軍人待遇費の不足額金五拾圓を一時繰替支辨する等應分の盡力を爲したりと

○勞力を寄與す 椿泊浦村阿利利吉齋藤平吉撫養清兵衛藤目由藏田井力松等相協同し海路應召する軍人又は歸郷軍人戦死者遺骨歸郷等一時は往復繼るが如き行通の煩煩なるを厭はず其所有船と水夫とを供給して或は派船に送るの船船となり若くは特に水路數里を隔つる見能林村大瀨港に航行をなすなど頗ふる一時の便益を

與へたりと

○老女の奉公 馬詰マヌは同姓龜五郎の祖母なり椿村に住す我が陸海軍人の海を渡りて露國と交戦すと聞くや國家の御大事此の上なしと爲し平日貯へ置きし金拾圓を軍資の内に獻納したり

○報國の至誠 岡田アイ女は上福井村の人農を以て業と爲すも家計裕なるに至らず日露の交戦に際し身心の有らむ限りを盡すべく覺悟し自家農業の傍ら臥細を製作して漸く若干の金を得これを資金に充てり白木綿七反を織り做し以て恤兵部に寄贈せりと

○又 山田カメ女は和田島村の人煎雜魚行商を以て僅かに其生計を支ふ曾て居村小學校に幻燈會の催しあり行て之を看れば日露交戦の狀を寫せるものにして海陸兵火の慘彼我血戦の狀恍として實況に接するの感を起し知らず織らず意氣軒昂して帝國萬歳を祈り懷中せる所の金壹圓を取出して軍資金に獻納したり

○少女の健氣 キシノは荒田野村福良延藏の四女なり明治廿二年八月廿八日の生れにして年齢尙少なり日露開戦に際し聊か應分の誠を捧げむことを欲せしも身は僻陋の農家に生れ適當の業務を發見するに由なし終に意を決して日本赤十字社看



談歸たらむことを出願せしも年齢不足の故を以て採用せられず即ち所持金五拾錢を擧げて村内軍人待遇費に寄附したりと

○小學兒童の感激 米田義一は豊浦濱村忠次郎の長男にして村立赤石尋常小學校生徒なり明治卅八年尋常科一學年の成績に於て優等生たるを得しを以て父忠次郎は之を賞するに金五拾錢を以てす義一受けて頗る喜び同校長に托して軍資金獻納手續を了したりと

○又 クニノは和田島村木村九市の長女なり村立坂野小學校生徒たり修學の餘暇には繩を緋ひ遊を織りて父母の業を補助せり父母は其成績に應じて若干の金を與へしか貯蓄の額貳圓に達し之を軍資として獻納せりと

海 部 郡

○眞に十年一日の如し 阿部浦村上山藤五郎は勞役を以て僅に糊口の計を立つるの小民なるも稟性の美は人に譲る所なく既に十年以前日清の役にも營々として働き儲けし金子を投して恤兵金の一部分に充てむことを村役場に申出てし赤誠の願末は饑に堪て義を爲すと題して阿波戦時記にも收載せられし所の如しその十年後に於ける日露の交戦と聞くや又復奉公の至誠心頭に萌せり時に同人は豫ての貧窮

に加ふるに眼疾を患へて歩行も自由ならざるの身を勵まし杖に凭りて名東名西の兩郡間に海藻などの行商を営みて漸く積める金壹圓を持參して徳島市に出で巡查派出所に就きて軍資金の内へ獻納すべく申出でしも原籍町村役場に申出づべき旨を以て斥けられたれば餘儀なく一旦引取りたるも獨熟ら思ふや壹圓の少額素より官署の煩を爲さしむるに足らざるが如きも吾が身代に取りては得易からざる金額なり若し之を携へて遙々海部郡にまで歸らんか途中費用の乏しき或は終に旅用に費し盡さむの虞れなきに非らず斯くては折角に積み貯へし苦心を水泡に歸せしむる譯けなりと終に意を決して再び巡查派出所に出頭し右の事情を述べて獻金の手續を了したしと申出でたるに何分にも派出所にては取扱ひ難ければ幸ひ新聞社にて義捐金の募集中に付き右の手續を履踐しては如何との説示に従ひ徳島新報社に右金員を托して歸村爲したるが本文は單に獻金と云ふことをのみ解せしまでなれば軍資金としてか軍人家族救恤金として寄附取扱せられしかをさる辨へ居らずとは教朴亦愛すべき所ありとや云はむか

○少年の恤兵 日和佐尋常高等小學校尋常科四年生谷美之本元平馬の兩生徒は學校に於て日露交戦の談話を聽きて頗る感動する所ありけむ豫て父兄等より貰ひ



附へし金員を校長手許に差出して恤兵の資に充てられむことを申出でしにぞ校長は之を村長手許に差出して寄附の手續を了したり

○小民の獻金 日和佐村寄留徳島市佐古町住民福見佐市は針灸又は義齒の助手などを営みて糊口の計を立つる者なるも時局に感じ金壹圓宛二回軍資金として獻納したり

○老婆の赤誠 同村谷ヒロヨなる老婆は齡殆んど八秩に近き身をもちて日露の開戦と聞くや 皇軍の勝利と我が軍人の健康とを切願のあまり毎朝日出に先立ちて起き村内各神社に參詣し又村内出征軍人家族を往訪して懇切に慰問するなどを舉動最他に優る所あるにその訪問を受けし軍人家族などは此の老人の健氣なるに感動し深く慰藉に各自の意氣を強くする所ありと媪は夙に貞婦として知られ寡居の後には子女の養育に注意の深かりしとの令聞ある人なりと

○其志可嘉 同村田仁伊作二男作太郎は明治十八年二月五日生れなるが卅七年八月八日彼の小孤山戦鬪に於て名譽の戦死を遂けたる同村出身現役陸軍歩兵二等卒若松勝太とは兄弟同様の交誼ありしものから勝太戦死の報を耳にするや悲憤慷慨自ら禁する能はず遂に村長の私宅に至り自分は現役志願を爲し 征致し度存念な

るも其の手續き不案内に付き宜しく指示を乞ふとの言なるにそ村長は理由の如何を問ひたるに勝太との交誼を縷述し因て勝太戦死の今日に於ては國家の爲め勝太に代りて頑強なる露兵と闘ひ以て同人の復讐をも爲すべし云々と村長は時機到來を待ち如今の精神を以て 君國の御爲め終始一貫の忠節を盡すべしと慰諭せしとなり伊太郎たる者今果して如何

○赤心熱誠 戦時に處して人々奉公の至誠に厚きを多しとするか中にも爰に採録する者の如きは實に赤心熱誠人をして最感動せしむるに足らむ日和佐村出身豫備陸軍一等卒中川虎吉の父中川助太郎は漁業を以て一家の生計を立つる身なれば家産の豊ならざるは素よりのよと平素に於ける他人よりの待遇とて左までならぬと今回の戦争に際し俄に人々の感服同情を來せしこの頗末は息子虎吉戦死を遂けたるに基せりそは戦死の報の聯隊區司令部より通報あるや助太郎を始め家族一同に一旦はその死を哀しみしも頗る家人等を慰むるや軍人として君國の御爲めに一命を捨てたるは當人の本望なるべし万一病死にても爲したらむには不名譽の極みなりとて聊かも取亂せし言動無きよと心底よりの諦めなるべし扱日を経て特別賜金の御沙汰ありければ村長はその旨を同人に達し請求手續を示せしに無邪氣淡泊



なる申出は作が名譽の戦死を致せしため特別賜金とやらの御厚恩を被むるとは此上なく辱なき譯ながら只今我が國は戦争の最中にて何時この戦争の果てるやも知るべからず就ては自然軍用金の澤山に要すべければ賜金の御沙汰は戦争後には兎も角も今日は中々以て請求書などを差出すべき場合にもあるまじ特に此の時請求云々とは誠に以て恐れ多しと明白の申出に村長等もその志の高潔にして至誠なるを感じたり仍て特別賜金下賜の次第戦費は此等支出のため欲乏の虞あるべからざる旨趣なき説示したるに漸く得心の體にて書類に押印提出したりと嗚呼世間動もすれば折角戦死者が忠節一途のためその身命を捨てたる心情を察せず遺家族にして奸猾卑陋の振舞等に出づる者あるに助太郎の如きは勝勝の潔白純正なる實に國士としても愧ぢざるなり

○戦士の戦死は當然のみ 現役歩兵木床藤三郎は阿部村の人にして父を茂吉と云ふ藤三郎明治廿七年十月戦死せし報到る村長兵務世話役等相携へて家に就き吊意を表せしに一家平然愁ふるの色なし茂吉徐ろに人々に告げて曰く愚息嚮きに征戦に従ふ而して今戦死の報に接す何の怪むことか之れあらむ只遺憾なるは今や戦争漸く中途にあり此後の事未だ如何なるべきを豫知し難し然るに早く陣没せりさ

れど是れ迪も人力の及ばざる所戦死の如きは我々家人満足にこそ覺ゆれ憂愁悲哀曾て其の念なしと人々之を聞きて皆歎稱せざるは無かりし

○能く財を用ゆ 陸軍豫備役歩兵常盤初藏は阿部村の人明治廿七年十月十四日戦死を遂けたり此の報家に傳はり來りしは十一月十三日なり家族は老父と妻と幼児とのみにて赤貧殆ど支へざるの状あり往訪せし兵務世話役巡查の如き皆先づ其の狀態の悲惨なるに驚きしも頓て出で接する老父妻女等は來訪者に對し一滴の涙だに見せず兩人靜かに來訪の厚意を謝し以て悲哀と困難とに忍びつゝありし舉動等却て言語の外に人々をして感動せしめしもの有りしと嗚呼赤貧而して老人と婦幼蓋見る影を無からむ然れども此家身命を抛ち碧血を濺ぎて君國の爲め忠死の士を出す家人の従容閭里に抽するもの首尾完成の對照と謂はざるを得むや

○出征の首途を祝す 陸軍後備砲兵小柏茂八の家は祖母兩親妻子と已れを合して十一人の家族なり茂八一家の中樞となり家業を營み居りしが明治廿七年十一月に至り召集せられて征戦に赴くべき時とは成れり隣保の人々等は平生の事情を詳かにせるものから且つ氣の毒に思ひ且つ家族等離別の狀態如何あるべきかを慮り居しに家族一同は家主が國家の爲め出陣するは光榮なり名譽なりとて大に祝し妻ハ



ルヲの如きは別して送別の人々に鄭重なる禮辭を述べ夫茂入へも沈痛にして體を得たる挨拶をなし實に愁容無きのみか行動言語凛として人意を強くするに足るものありしにぞ歡送の人々も之を見て大に勇み爲めに一入盛大の見送を遂げたりと

○能く財を用ゆ 惠比須濱村新居勝太郎は年齒既に古稀に近し夙に名望を村間に負ふ其の子歡次郎は明治廿二年朝鮮に渡航し商業を鎮南浦に營む卅七年十月暫時歸省したるが勝太郎は自ら祝意を表するの微意なりとて村内軍人救護費として金參拾圓を出征軍人に送附す又寄贈毛布代金の内へ金拾圓を寄附し自家の紀念として第三回國庫債券千圓の應募をなしたりとぞ

○戦死は何ぞ哀まむ 軍艦吉野乗組二等水兵杉本美喜藏の父政太郎は人々の美喜藏が戦死を來り吊するに逢へば輒ち曰く伴入團後一回賜暇を得て歸郷せり再び入團の際に於て父子の訣別は既に了れり生還は既に期すべからざるを覺悟せり戦死の報に接するも亦別に驚くに足らず況してや軍人の戦死は一家一身の名譽なり何ぞ之を哀まむと意氣軒昂人意を強くするに足るもの有りしと

○陰徳家 海部郡内にて其の村名及び自己の氏名等をも總て現はさざるやう重々

願ひたしとして一人の老嫗日和佐村長の私宅に出頭し金七圓を懐中より取り出し此度の戦争には何にてもお役に立つべき事もあらばと種々に心を摧きしも婦人殊には七十に近き老年にては却て人々の手足まどひに過ぎざらむ仍て聊には侍れども此の金員もて何か軍國とやらの御用途に充られ度但家内の者どもにも話さざる程の微志にあれば何卒此の精神の屈くまでに盡力あれかしと至誠面に表はれたるの真情に愛でよ一應預り置き更に然るべき途に供する旨を告げ引取らしめしが古稀の老人にして此の行ある以て時局の人心に與へたる感動をも見るに足るべきか

○熱誠なる婦人 日和佐村細川タキ女は寡婦の身にて且つ九十歳なる老父と僅かに履物を作りて微かに日々を送る者なるも時局に感して三日間に一足の草履を餘分に製し之に依りて月額壹圓を得るを愛國婦人會の會費となし卅七年一月より同會に入會し又三浦セイ女は人のために下婢奉公となれるの身を持ちて一身の節約に節約を加へ此れ亦同年月より同會に入會せりと

名 西 郡

○新聞紙を講演す 嘉田文益は諏訪尋常小學校長なり開戦の後ち軍人家族を慰安せむため新聞講演所を設けて大坂朝日同毎日の兩新聞を講演し以て戦況戦話を説



明す終に軍人家族のみならず聴聞の老弱男女漸くその數を増し士氣作興の一助たるを得るに至れりと

○奮て赤十字社に入る 長岡注連吉は上浦村の人家貧にして妻子ともに無し僅に日傭稼を以て生活を立つるも他人のため力を盡すこと多きを以て村中目して周旋家と云ふ自から人のため愛せらる開戦の初に當り村役場に至り喟然として歎すらく日露今日の事ある實に痛快なり絶快なり苟も男子として此の盛世に逢ふからには身を捐て命を抛ちて此の戦闘に加はるべきなり然るに吾れ年既に四十を超ゆる二歳従軍に由なしとて長息良久し乃ち曰ふ吾れ貧なりと雖も節約せば以て多少の資を得べし之を以て赤十字社に加入せば聊か奉公の一端に適ふを得むと遂に嗜好の喫煙を廢し明治卅七年十月廿四日を以て右入社の手續を了すべく村役場員に依頼したり

○赤心を盡す 島田清太郎は下分上山村の人日傭稼を以て一家三人の糊口を凌ぐ底の手許なるも時局に對し憤慨自ら禁する能はず村中軍人出發の際の如きは一々その家を訪問して出發準備の手助けをなし或は餞別として封金を贈る而して出發當日には風雨寒暑を問はず必らず村境に歡送するを常とせりと職業柄に似氣なき

勉強と云ふべし

○祝費を廢し軍資とす 岩本幸平は大萬村の人染物業たり開戦以來報國の志願ふる動く而して一家の内兵丁に適する者なし偶々卅七年三月孫女の初節句たり乃ち節句祝の費を省き金拾圓を軍資金として獻納せりと

○美しき心 後藤田万兵衛は左右内村の人幼時誤ちて三指を失ひ不具の身となりたれば普通人の如く職業を營むことも協はず終に神領村宇上角地藏庵の庵守となりしも庵には著しき収入のあるに有らねば近村を巡歴し人の門戸に立ちて食を乞ひ一厘二厘の恵を受けつゝ漸く日々を過す程の賤民なりき明治卅八年三月下分上山村長は税金滞納者を召喚して時局を談し國民の義務を諭し以て現時は特に義勇奮勵の怠るべからざるを説示せる折しも突然席中に發言する者あるを認む顔色憔悴垢膩に塗れ襤褸に纏はれたる一乞丐のやから説き出せる其要旨に聞へらく抑も今回の戦争には 皇國の軍兵海に陸に遠く外國に赴きて堅城を攻め要壘を抜き雨と注ぐの彈丸電と閃めく劍光をものともせで奮闘勇進君國の御爲め身を捨て命を抛つとかや且つ恐れ多くも我が一天万乗の君には供御を節し古金銀をさへ捐て給ひて軍資に充てさせ給ふと聞く浩る非常の場合に在りては何とて安臥飽食のなる



へさや吾が身は不具にして征戦の軍に随ふ能はず又貧にして軍資に充つべき財産もなし且つや妻なく子なければ已れに代はりて看護婦兵役等に従はしむべき者も無し遺憾残念之を思へば身を裂き腸を断つよりも尙ほ苦しさものありとて嗚咽號哭眞に悲痛慷慨に禁へざるの状あり滿場ために肅然たり万兵衛嗟歎暫く止み徐に懷中を探りて金を取り出し又語を續て曰く吾か身は右の如き境界なるも平日集め積みたる所今日積りて參圓あり諺に謂ふ大海の一滴亦曾ならざるも野人獻芹の誠意仰き願くは執達し賜らむことをと村吏大に其の志を感し軍資獻納の手續を了せしむべく告げにければ万兵衛は満足の顔色を以て引取りたりと此の以外なる奇譚に租税怠納者は孰れも赤面し自己の懈怠を覺知して未納税を完納するに至りしとぞ此の後万兵衛又金參圓を持參して村役場に來り軍人家族救護費に充てむことを希望の旨申出でたるが村吏は餘りの不可思議の金員の出所を問ひ糺せは万兵衛曰く此れ本年正月に各所に於て貰ひ貯へしもの今之を賣却して金錢に替へたるなりと斯く二回の奇行あるのみか此の後又喫煙を廢しその金額を以て赤十字に加名し爾後怠らず釀金拂込を爲し居れりとは假令之の身不具なるも微賤なるも其の志に至りては實に芳ばしき我が敷島の大地櫻にも比ふべし

○老女君國を思ふ 谷川セキ尼は石井村梅林庵主にて法號を梅林法眼といふ年齢六歳の頃飄然石井村に來り終に今の庵守となれり亦近村を巡行して日々の計を立つ開戦以來戦争の譚を聞くことに報公の至情は知らず識らず舌端に漏れ嗚呼子孫なき孤獨の悲しき上若しこれあらむには如何にもして 君の御爲め御國のため思ふがまゝを盡くさしめんものぞと眞情を籠めたるの言句は實に肺腑より出づるを知らる一日村役場に至り思ふ心を言葉に現はしやがて金五拾圓を懷中より取り出し何卒この金員を軍資の内に獻納せむはれ其の手續を了し給はれと村吏は尼の平生を知るものから以爲らく此の五拾圓こそ彼れに取りては又と襍糲き連城の壁ども云ふべきなれば強て軍資に獻納せしめずとも國庫債券を購はしめばと國庫債券の委細を説き元金は償還を受くべく且つ利子をも得らるゝの旨を示せしに尼は曰ふ否とよ此の五拾圓はわらはが身後の佛事なり石塔その他の費用なりに充てむための準備にて身後跡を繼ぐの子孫もなければ別に必要の絆もあらじ況して今日御國の御大事に年若き男の方々は一命を捧げて忠義のため戦死をさるる遂けらるゝに世にも用なきこの老尼か無用の金錢何にか供せむ軍資の一端ともなることを得ば之に増せし本望はあらじと主張陳述井然として奪ふべからざるの概ありければ



終に獻金手續を了して其の志を成さしめたり庵には少許の田地あり此收入と行脚の所得とにて生計を立て居れるなりと尼は天保十四年三月の生れにして出生の國郡家系の如何等は知るに由なきも清廉高潔の志は頼母しく又奥床しけれ

○又 遠藤マシ女は石井村の人嘉永六年五月生る鷄卵賣買の業に依りて一家數口を支ゆるの補助をなす時局に感し身の貧苦を打ち忘れ今日は此れ一身一家をのみ思ふべきにあらず及ふ限りを君國に盡し以て我が邦の全捷を願はざるべからず夫れに就けても軍資金獻納の一事にそ然るべからむと明治卅七年十月六日他の村民等に卒先して金貳圓を獻納し且つ鷄卵行商の傍ら諸方を勸誘獎勵し恤兵金の募集に盡瘁しその結果金參拾餘圓を募集し得て寄附をなしたりと

○婦人の協力 松本ヨネ篠原トク門田トミ長野フジ武市チカ吉川ヤスの六名は共に下分上山村の人時局に感して愛國婦人會に加名し且つ謂らく軍國多事の今日男子は既に生命を犠牲として君國のために盡せり女子なればとて奚を應分の義務なからむと遂に同志を募り廿餘名を得たり仍て各衣服一領宛を出して村内軍人家族の中最も生活に困難せる者廿五名に對し該衣服を贈りたり此の他村内より出征せし軍人に對して新聞紙慰問狀等を送りたりとは健氣の舉として稱すべきなり

○烈女 國見ブン女は高原村陸軍歩兵軍曹國見與市の母なり天保九年正月生る家貧にして僅に農を業とせり與市應召將さに軍に赴かむとす老母の身上と家計の困難とを憂へて意氣頗ふる揚らサブン女之を察し與市に告ぐるやう我が家唯に汝一人のみ夫れ纒かに一人の子にして然かも君と國との御爲め出陣の榮を得しは何の幸か之に優さるべき後事を念として軍人の本分を忘れなよと與市乃ち蹶然として途に上るブン女貧苦の中に金五拾錢を貯て之を軍資金に獻納し且つ意を戦報に留め捷報の到るごとに欣喜無上の快樂とせり會々明治卅七年九月十六日大孤山前方高地の戦鬪に際し與市は終に名譽の戦死を遂けたりとの報到れり流石に母子の情とてブン女は此の訃報に接しては暗涙に暮れ居たるが聽て心を勵ましたりけむ愁狀俄かに散し健氣にも謂へるやう吾か子不幸にして忠義の奉公未だその日の深からざるに早くも命を戰場に墜せり此の上は如何に婦女老衰の身なればとて子に代はりて盡すべきの務めやあらむと遂に卅八年二月日本赤十字社に加入し以てその志を勵まし居れりと

○夫の一言を守る エキ女は市樂村陸軍歩兵伍長福生平八の妻なり家に文政七年生れの養祖母と明治廿七年生れを長女として尙二人の小兒あり家貧にして平八は



日備稼を以て生計を立つるに明治卅七年十一月卅一日充員召集に應じ將さに入隊せむとすエキ女は此の場合に於て些も憂愁の状なきのみか夫平八の應召を以て榮譽の限りと打ち喜へり首尾能く出征の離別をなしたる後エキ女は尋常ならぬ勉勵もて家計の困苦と闘ひつゝあるも慘狀傍觀に忍びざるものあり村長等爲めに救護を加へむとの意を傳へしが固く辭して言ひけるやう其人出發に際し傍たわらには告げらく我が家貧なるも如何にかして饑餓を免るゝを得べけむ我れ出發の後困窮辛苦益す至るとも決して他の救助等を受る勿れと語尙は耳底にあり且つわらは亦軍人の妻なり艱難困苦素より覺悟の事なれば敢て自立獨力の生計を立てむと意色大に決するものゝ如ければ先づ其の意に任かせ更めて留守見舞として金壹封を贈りしに是れ亦固く謝絶して受けず致々勉め勵みて止まずとぞ

○奇特 浦庄村大字下浦村出征軍人陸軍歩兵中尉河崎和一の曾祖母同姓イノは今卅八年八十七歳の高齡なるが今回の開戦に感憤せし所あり且は己れの家亦軍人の出て、征戦に従事せることなと思ひ出で卅八年二月出征軍人家族中生計困難者十三名に對して各金五拾錢宛を慰問の驗として贈與したりと

坂野郡

○全村の勲勉 里浦村は戸數五百十一人口二千九百八十餘にして古來著名の村落たり居民質朴にして勲勉特に背徳違法の徒を出すこと無らむことを誓ひて人々相警戒するは恰も其家の家族が其家名を重すると相似て一樣なり日露開戦の日に當り村民は益々勲勉力行の實を現はし身軍籍に在る者は翹首企足以て召集令狀の到るを俟ち其應召に及びては揚々出征の途に就くの勇ましさは人をして轉た感歎に勝へさらしむ而して稀には一家の柱石たる主人などの出征に逢ひて家業或は荒み家勢或は衰へむとするも老幼婦女に至るまで各その稼業に勵み勤めて少しも怠ることなく又隣保は勞力を補足して農時商機を失はしめざるに勉むるなほ和協の美多くその比を見ざる所且一切他の救助を受くるを避け軍人家族救助の類は如何なる名義の下にも更らに受くること無くして戦時を無事に過したり委細は本縣郡市町村治績第三輯第五輯等に詳かなり

○節用大做 伊賀悦右衛門は北村の人日備稼を以て一家五人の生計を支ふるさる困難なるべきに悦右衛門は性來極めて酒を嗜み苟も金錢の財囊に入るあらば擧げて飲酒の料と爲せり家族爲めに憂ひ哀しみ居りしが日露交戦の日に及び左しもの好酒家も痛く時事に感したりけむ報國の念自から禁する能はず此れより終に飲酒



を廢して専ら其事業に勉勵し斷然意を決して日本赤十字社に加名し毎月金若干を控除して該會々費用に充つることと爲し、は廿八年五月廿五日の緯なりしと

○又 御所村眞尾秀藏の一家は日本赤十字社の旨趣に感し毎日の炊米中より五勺宛を減してなりとも同社に加盟せむとの意氣を以て母子共に社員に加名せり又板東村理髮業佐々木勝太郎は手許常に裕かならず僅に理髮を職として一家の生計を立つる者なるも同じく赤十字社事業を賛成し平素好みて喫煙せしに斷然喫煙を廢し右代金を以て入會金に宛てたりと

○篤志家 大寺村北原徳太郎は天性篤實にして郷黨のため稱せらる日露交戦以來は出征軍人には遠く書信を發送して慰問の意を表し軍人家族の家には毎々就きて安否を問ひ恤兵金毛布寄附等の募集には自家の業務を後にして周旋奔走の勞に當れり明治卅七年五月一日同村寄留橋本某應召従軍せむとす然るに家には漸死の妻鬚齡の童古稀の老婆あるのみにして恰も當年の梅田雲濱管ならず徳太郎其慘狀を傍觀するに忍ひず遂に萬事を一身に引受け某をして意を家郷に残すなく優々征戦に従ふべきの安心を與へたり後ち幾はくならず果して其病妻は病没したれば厚く之を吊ひ且つ老婆と幼兒とは所持の借家に引取りて教育に怠りなかりければ同村

々長は狀を具して其所屬部隊長に徳太郎の厚意を報導せしにぞ同隊長は懇到なる謝狀を徳太郎に郵寄し來りたりと

○奇特 脇龍曉は大寺村金泉寺住職なり開戦以來東西に奔走して恤兵事務に盡瘁し又村内應召兵員のためには遺漏なく招待して送別宴を開きしもの無慮百以上を算ぶ凡軍人の出發には必らず行きて歡送し或はその家族を慰問し又時々の祈禱等には務めて軍人家族を招待し之に茶菓を供して時には戦況を話し時には時局の趨勢を談する等懇切到らさるなく村民之を傳稱す

○又 宮井左司馬は西條村の人同村八幡神社々掌なり敬神の心厚く且つ質素儉約を以て一身一家を率ふ開戦以來略同上の行あり只敬神と奉佛とをその趣を異にせるのみ亦奇特者と云ふべし

○又 秋月長吉は大寺村の人資性温厚篤實なり開戦以來義氣頗る奮興し團體を組織して神社佛閣に參拜し以て 皇軍の戦捷と軍人武運の長久とを祈願し時には慰問狀を發し新聞紙雜誌等の慰問品を贈る等實に及ふ限りを盡せり旅順陥落の報至るに及び大寺大坂両村軍人家族を招待して祝宴を開き戦況を報告し以て軍人家族等を慰安したりと



○母慈子孝 藤島コツルは陸軍歩兵一等卒藤島存の母にして土佐泊浦村に住す明治十二年その夫死す後ら五人と子女と一人の老母とを鞠育して豊かならぬ歳月を送れり存は末子なり溫柔にして母に仕ふる事最も慎めり石工を業とす出で、他國に在る時も賃錢を節約して送金は勿論時々書面にて母の安否を訪問せり存嚮きに徴兵に應じて入營す日露の開戦に際し存再召集せらる出發に際しコツル存を膝下に招き語るやう吾れ汝を愛すること他の兄弟に超ゆ今にして別るゝは餘波惜しきに似たりと雖もそは世間普通の哀別にこそ抑も今度の事は 朝廷の御爲め御國の御爲め軍人として勇ましき首途の絆にしあればなぞて哀別離苦てふ念の起さるべき只望ましきは戦場に於て人後に落ちず花々しき働きをこそ現はされたと存之を聞き大に勇み小子深き恩愛を受け高恩の萬一だに報ひざるに今は遠く露國征討の軍に従はむとす生きて還らむこと萬々あるべからず只今の御諭しを受け心自ら安きを覺ふ決して人後に立ち軍人たるの面目を損するやうの事は致すまじく又戦死したればとて母上の困苦に陥る如き事をも有るまじければ何とぞ心の安むじ玉へとてやがて近隣の人々にも送られ出征の途に上るこそ勇ましく又頼母しければ後ち幾はくならずして存は遂に名譽の戦死を遂けたるがコツルは嘗言に違はず殊勝にも存の戦死を以て君國に盡し祖先を顯はしたるものとして些の愁狀を露さるりしと

○亡兄の志を繼かむとす 撫養町南濱村橋本久吉は鹽田小作業者平藏の五男なり次兄平八彘さに海軍志願兵を以て吳海兵團に入團し日露の戦争開くるに及び一等水兵を以て軍艦千代田に乗組海戦に従事廿七年七月廿六日旅順口の戦役中遂に戦死を遂げにけり久吉時に歳拾六兄の戦死と聞くや已れ其志を繼きて亡靈を慰めむことを欲し之を當路者に詢りしに年齢未だ出願資格に達せず且高等小學以上の學力を有する者に非らざれば軍事教育上困難なる廉あるべしと諭されたり然るに久吉高等二學年を卒へ後既に退學なし居れるを遺憾とし父に請ひて再入學し以てその志を達せむと遂に撫養高等小學に再入學を爲したりと

○小學兒童の奮發 八木善太郎武富辰郎高松新太郎米田萬次郎は共に宿毛谷尋常小學校生徒なり明治卅七年三月時局に感奮する所ありて軍資の一端として各拾錢乃至參拾錢の金額を校長に依りて村役場に申出でたるにぞ村長は奇特のことゝは思ひながらも尙念のため本人を役場に召喚してその次第を問ひ試みしに或は父母親戚より小數の金を貰ひて之を平日より蓄積し又學校休暇の時薪料を採り來りて



得たる買錢等にして近時屢ば戦争談を聴くに付きても忠愛の念禁し難く仍て此の献金を爲すの旨を述べたりとぞ

○老母の感悟 前項宿毛谷尋常小學生徒四名が村長の問に對して忠君愛國の精神を述べ義勇奉公の大義を談し一問一答一話一談の始終を傍らに聴き居りたる戴白の一老媪は流涕し嗷嗷し嗚咽し續くに慟哭堪へ難きの態を以てせしにぞ談話に心を傾けし村長も愛に始めて氣の附きたるも老媪何のため悲慟するやを詳かにせざれば慰諭温言緯の始末を糺せしに媪は謂ふわらはに一人の伴あり年齢既に徴兵適齡となり且つ身體も大丈夫なれば検査の上は必らず採用せらるべく若し採用せられたらむには家に保育の人なきものから實は今日爰に出頭したるも伴の徴兵猶豫を願はむが爲めなりし然るに先刻來の談話を聴聞するに君國の御爲め一死を以て忠節を盡すべきが國民の本分なりとの道理を解せし以上は如何に吾が心に淺ましき且つ吾が子をして不義不忠の人たらしめむとは思ひたりしぞに考へ到れば羞耻悲哀の念争でか禁じ申さるべき併し斯く悟りし以上は最早まの一身は飢ゆるも凍へるも厭ふ所に非らざれば伴の受檢は素より願ふは早く採用を経て勇まじき戰場に軍人の花を咲かせたしと一語は一語より奮興し來りて涙冽秋霜を凌ぐの概を呈するに至れり此の老媪は折野村百廿八番屋敷北内清藏の母にして名をヨシと云ふ嘉永五年四月生れなりと清藏は此の後幾程もなく検査を受けたるの後甲種砲兵輸卒に合格せしかば片時も早く入營し得むとを企望し居たるは卅七年六月の事なりと

○慈善 森崎佐馬藏は大寺村の醫師なり開戦以來軍人家族を優遇するよと同業者規約に準據して怠るよと無きのみか近傍の住居の出征軍人たる休職巡查某の妻チヨなる者卅七年八月下旬分娩して産兒と共に疾病に罹りたるも醫藥を受くるの資なしと聞くや之を自宅に迎へて治療投薬は言ふも更なり飲食の事にも深く注意を與へ總て無報酬にて心安らかに保養せしめられたれば翌九月中旬に至り母子共に全治し歸宅し得たりと

○篤志 一條村に於て素封家の間へある中川喜三郎は出征軍人家族の中窮乏に迫るものあれば毎月數戸に玄麥一二斗宛を贈與せしとぞ

○又 吉田村増田カヲエは明治九年の出生にして家甚だ貧しく艱苦の間に生長し十四五歳に及びて或は子守奉公をなし或は下女傭女として人のために傭役せらるるの身なれば生來常に自製の草履を履き來たり替て下駄なを履わしことなし活る



貧窮乏の裏に生活せるも軍國の消息を耳にすることに感奮自から堪へず何がな報國の一端にてもと考慮の折柄愛國婦人會の旨趣を聞きて之を賛成し即時入會手續を了したりと

阿波郡

○是れ井貝と伯仲なり 名東郡上八万村井貝の一家に四兵士一馬を軍國の用に供せし旨は別項記載の如し爰に勝命村片山谷郎の家亦目出度も三兵士一馬を出しよとどこそ此の標題を措きし所以なれ谷郎齡既に九十に近く一家十餘人の家族なるが日露の戦争に際し長孫嘉久郎は明治卅七年八月卅一日首山堡攻撃の際鐵條網破壊に参加せしが驍名を残して戦場の露と消へたり二孫卯八は尙征戦中にあり三孫武作は卅七年中現役を志願して入營勤務中なるが家に一頭の愛馬ありて農事に飼養せしに此れ亦卅七年中徴發に應じ戦地に向ひたり谷郎高齡なるも翌能く家業に堪へ長男勘太郎即ち三兵士の實父等を勵まし業務專一に勵み居れりと

○鐵石心 柿原村三木文太郎の家は二男二女を有す文太郎天性虚弱にして勞役に堪へず加ふるに頗る貧なり長男萬太郎能く家業を勵みしが明治卅六年現役を以て召集に應じ尋て出征す卅八年三月再度の負傷兵として善通寺に後送せらる一家憂

愁の裏に貧苦益す迫りければ隣佑ためにその不幸を憐み村長又之を救助せむとて其の意を文太郎に告げたりしに文太郎毅然として答て曰く御厚志深く肝膽に銘すと雖伴萬太出征に際し堅く救助を受くるの不可を述ふ又我々家族とても家既に軍人を出す貧の故を以て力を他人に假るが如きは寧ろ之を不名譽と考ふるなれば假令ひ餓死するとも暫て救助等を受けすと後ち病苦交も到るも遂に志を變せずと救護の辭退者少しとせざるも文太郎の如きはその烈なるものと謂ふべきなり

○儉約の効 上喜來村大森六郎は農業の傍ら雜貨を鬻ぐを業とす家業より裕なること能はざるも儉素の効多少蓄積する所ありしが時局に感激し軍資金五拾圓を獻納したるは人々の驚き稱する所となれり

○奇特 阿波郡各宗聯合奉公會の時局に準して益す活動し勉勵したることは他各市郡に比して軒輊あることなし中にも同會長切幡寺住職釋智憲は頗る時局の爲め奔走盡力し其の説話したる所の「出征軍人家族の慰め」と題する小冊形八頁の印刷物は説く所佛教臭味を脱せざるも題意に適合せるものあり右を無代價にて配布し衆男衆女に安心の地を與へたるは職掌柄とは云へ盡せりと謂ふべし

○一郷義に縋ふ 久勝村大字久千田村字大次郎名は僅かに卅五戸の小部落に過ぎ



さるも陸軍歩兵上等兵安友團平同上川人兼藏の二名は戦死し歩兵一等卒安友卯吉は病死し三名が三名ながら強健なる肉體を以て出征し未だ半年を出ずして匪妻一片の白骨と化し歸れり誰れか愁情を催さざらむ後ち各遺族に扶助料を賜はるに及び時局に感奮の餘三家相議して各日本赤十字社に加入せしは卅七年十月の粹なりき他の村人之に感して俄かに十二名の同加入社を見るに至りしは公憤の餘沫とも云ふべきなれ

○女子の義奮 イチ女は久千田村安友善吉の娘なり髮結職を業とし一家の生計を補へり出征軍人の勞苦を思ひ聊かたりとも後援の實を挙げむと明治卅七年九月堅く意を決して愛國婦人會に入れり而してその會費の毎三日目に壹錢宛を引除け怠らず納附せりと

○救助を辭す タネ女は粟島村小松仙藏の妻なり家甚た貧なり仙藏應召従軍以來タネは聊かの農作に勉勵し僅かに一家數口の飢餓を支ふるにぞ村長及有志者等これを救助せむとの意を致せしに固く辭して受けず以て良人の名譽を全くせしめむとなり在陣の夫仙藏之を聞きて大に感激し平素過酒の癖ありしも妻の此の苦操を愛で、已れも亦陣中に一切杯を手にせずと誓ひ専心軍務に従事せりと



○遺言して死を秘す　タネ女は秋田岩吉の妻にして成當村の人明治十三年十二月  
生る温和の資貞操の性加ふるに勵精家事を勵む眞に女子の好摸範なり卅七年八月  
頃夫出征中俄然眼病に罹る隨ふて家事に當るに堪へず尋て岩吉亦戰地に負傷して  
善通寺に後送せらるゝの報あり近隣皆不幸に不幸を重ねるの境遇を憐み各家藤金  
し之をタネに贈り以て善通寺に行かしめ一は以て岩吉を慰問し一は以てタネの心  
を慰ましめむとすタネ徐るに辭して曰く諸君の御厚情は實に涙を以て迎へ涙を以  
て謝するも尙且つ眷愛に對ふるに足らず然れども又考ふるに我家の貧窶なるは夫  
の素より自覺する所然るに眼病痛苦の身を以て加ふるに幼兒を抱き困憊の狀を眼  
前に見せしめなば負傷の苦如何許りならむが上に苦心亦幾層を加ふらむ折角進み  
て君國の御爲め盡さむする矢たけ心のはた挫けずてやはと人々その健氣なるに感  
動して止みぬ後ち幾許ならずしてタネ更に心臟病を併發し神身漸く疲憊を加へて  
命旦夕に迫るや隣人等に告げて曰くわらは不幸にして夫征戰の間にその家を守る  
こと能はず今はやがて病の爲め亡き人の數に入らむとす殘念限りなきも如何すへ  
きおはれ願くはわらは死したる後は宜しく諸君の盡力を煩はすべし然れどもわら  
は死亡の事決して出征の夫に通知なし給ふべからず假令之を知らせばとて何の益



あるへき却て夫婦の深情女々しき事の候ひては軍人たるの面目をや損せむこの事返すくも願ひ置きはへるなりと惨愴悽悲眞個實踐の活劇なりき後ちマキ女終に死す人々之を葬ひり幼児は隣保之を救養せりと

○勉勵 ャト女は日開谷村陸軍歩兵伍長四宮利十郎の妻なり利十郎出征は卅七年四月なり爾來毎日午前一時に起き神社の參詣怠りなく夫れより農業及小兒等の養育に心を盡し特に祖母の八十歳なるを看護して少しも怠るなく貞操堅固孝慈兼至れりどて人々稱賛せぬものなし其の婦女の身を以て一町餘歩の耕地を五十餘歳の父と共に耕耘して播種收穫その時を失はざるにても諸事の勉勵推て知るを得むか  
○苦節 ユキ女は大俣村陸軍工兵一等卒大村延藏の妻なり夫婦共に貧苦を忍ひて萱の軒端に月を漏らし賤か伏せ家の棟傾むき詫しさ謂はむ方なきも勞働に得る眞錢の外些の資本も無かりしが延藏は明治卅七年四月充員召集に應じて出征し残るはユキ一人なるが一家の家事を一身に引受け公課は納期に先ちて納附し赤貧の窮苦屢ば迫るも益す身を慎み業を勵みて一握の糧半文の資も他の救助を受けしことなし經營の慘憺人をして感動に堪へざらしめしとぞ

○小童の奮發 久勝伊澤高等小學校生徒竹内麻太郎は教師の義勇艦隊談を聴聞して大に感ずる所あり翌日父兄より豫て貰ひ貯へたる金拾錢を學校に持參し行き義勇艦隊費の内に寄附せむことを申出でしにそ教師もその志に感し直ちにその手續を了したりと

美馬郡

○孝貞 東端山村出身歩兵伍長武岡柳太郎は卅七年四月廿一日動員下令と共に應召出征せり家には両親と妻ソメ及び三歳の幼女ソメエとの四人なるが両親はこの以前より戸籍分籍なし居るも實際は以前の如く柳太郎方に同居し居れるに同人出征の後ちは母なる人ソメを憎むこと最も甚しく嘲弄罵詈至らざること無きもソメは堅く婦道を守りて舅姑に仕へ夫への書狀などには一家の圓滿と舅姑の慈愛とを書き列ねて少しも平常の苛酷を漏さず其意に謂らく一家の實際を眞人に告ぐるは會ま以て内顧の念を起さしむる所以且つや軍人として遠く征戰に従ふの身にして一家不和の風聞を世人に知られむは家の恥辱にして又眞人の恥辱とせり其堅忍にして思慮度量あるは古賢婦人に譲らすと云ふべし此の良人の無事凱旋し來るべき幸運に選はしむることの一日も早かれかしとは他人等の窺かに噂しあへる所なり  
じに悲惨天道眞に是耶非耶柳太郎は同年六月廿六日清國猪圈子附近の戰鬪の名譽



なからも戦死者の數に入りて空しく禹域の鬼とは成れり然るに両親は此の報に接する前後心機一轉して又前日の無情を敢てせざるに至れりとぞ後ち柳太郎戦死の功に依り一時賜金及遺族扶助料の恩典ソメの身に被むることゝ成りければ深く優渥の恩澤に感激し聊か邦家に盡さむの寸志を表して日本赤十字社に加入したりと

○貞節 其村名に縁みある貞光村出征軍人柏尾壽之助妻ナニ女と云へるは良人出征の日より風雨寒暑の厭ひなく郷社熊野神社に日參して只管帝國の捷利と已が夫の武運長久とを祈願なし居たり一日神參の途中知る人の訪ひに答へらく小兒は今脊に負へる者の外二人ありしも次男に當れる者は良人の善通寺に出發したる當日急病のため死亡なしたり如何なる縁にやその二男は取りわけ父親の寵愛せし所なるに出陣首途と共に早く愛兒の黄泉に赴きたるは不思議とも残り惜とも心情の憐れ推察し玉へ去りながら此の事ありの儘良人の方へ通知しなば如何に健氣が軍人の習ひとは云へ恩愛の熱情或は却て女々しき振舞の起りもせむと思ひてこゝに到れば寧ろこの事不沙汰に過すに若かじと思案し斯くはつらさを慄へて一筋に夫の武運を祈るなれと一語一涙いと悲哀に見へたりと而して家計は赤貧洗ふが如くなるも他人の救助なき受けては軍人の妻なる甲斐なしとし痛苦辛酸の中にその貞



節を勵み居ること尋常の婦人に異なる所ありとぞ

○又 一字口山村谷ハルは陸軍後備砲兵一等卒谷徳太の妻なり夫應召以來は些細なる宿屋業と飲食店とを營みて父母に事へ幼児を撫愛し毎朝未明には必らず洗足にて郷社五社神社に參詣して夫の武運長久を祈願し念々積り終に頭髮を切斷して貞操の誠を表したりと

○奮發 貞光村理髮業美輪武市は家計裕ならざるに加へて戦時の影響にや職業亦閑暇多く自然生計難を告ぐるに至りし折柄二人の弟共に出で征戦に従事せり其戦地より郵寄し來りし書信中身は強敵の外困苦缺乏と闘ひ以て忠節を君國に至さむとの文意あり又傍ら新聞紙の記事を見れば幾多の志士義人が恤兵のため金品を寄附せることの饒多頻忙なるを見聞しては感憤轉た措く能はざるも省みて一身一家の上に想到せば貧苦の境界逆も獻金寄附金など思ひも寄らざるにぞ忽ち思ひ立ちて敬告と題し左の如き意見もて軍人父子へは無料兄弟へは半額にて理髮を爲すことを決行したりと

今回征露ノ一舉ハ我國開關以來ノ大事ニシテ其勝敗ノ如何ハ實ニ國家ノ興廢ニ關ス故ニ我國民タル者ハ上下貴賤ノ別ナク男女老幼ヲ問ハス各其能クスル所ヲ以テ懸分ノ力ヲ國家ニ盡シ以テ最終ノ勝利ヲ得ル事ニ勉メザルベカラズ彼ノ軍頭ニ立チテ奮戦スル軍人モ軍資ヲ獻スル篤志者モ吾國ノ勞ニ服スル婦女モ軍隊若クハ家族ヲ慰安保護スル有志團體モ其方法ハ異ナレドモ其目的ニ至リテハ皆同シ余茲ニ感スル所アリ明治三十八年二月一日ヨリ戦争終局ノ日迄軍人家族ニ限り左ノ規定ニ依リ理髮料ヲ減少ス是亦軍人ヲ待



三 好 郡

○機敏 井川村長安藤勘三郎は其の職を執るに細心注意せるは人々の稱する所なるが戦時に際し最敏活を主とせり召集令状送達の如きは特に至急瞬間を争ふものなりとて右に使用する使丁に對しては食事せしむる事にも注意し乃ち謂らく使丁は此際火急の用便を勤むべき者なれば空腹にて遠地に奔走せしむること叶ふまじ又用務に先立ち自宅に歸りて食事は辨當の準備を爲すやうにては機宜に應じ難しとて吏員等と協議の上毎日晝食を役場内に炊かしめ之を一日送りの食用となし若し急用を生せし場合には右豫備食料を以て使丁の食用と辨當用とに充つることと定めしにど何時も急劇に所して能く事務を辨せしとなり

○自轉車の利用 池田村近藤氏太郎は自轉車數輛を有せり軍國多事の際郡役所警察署等公務の煩忙に補ひ助くる所あらむとて其の使用を申でしに郡役所は之を容れ使用せしが大にその便を得たりと

○又 井川村馬場嘉藏、大山伊三郎、馬場儀三郎、堤藤右衛門、仁尾菊一郎、石川良平、秋山忠平、馬場友吉、岡田貞五郎、立川友三郎、川原儀一郎、佐々木仁藏、山下徳市、多田文平、田岡

由太郎、板東磯太郎、川人鹿市、秋山政右衛門、志摩新一、青木林太郎、向井久郎、堀川源九郎、多田忠七等の廿三名も前同様申出ありしに依り郡役所は之を使用して急速傳令等の要務を辨したりと

○一家各分を盡す 中村和右衛門は池田村に於てその近傍の群望を負へり夫妻共に時局に感して大に盡す所あり軍人の待遇軍人家族の救護等頗ふる意を用ひて事に所せり自家の雇人某明治廿七年を以て徴兵適齡に當る然るに其の母應徴するを欲せずして竊に其兒の不合格を望むの色あり和右衛門の妻タマ之を聞きて乃ち母子を招き説くに國民の義務と軍人の名譽たる所以を以てし特に諭するに院本稗史の事迹を以てす母子頗かに其の言を甘受するに至れりとタマ夙に愛國婦人會特志看護婦會等に参加し同會のため盡瘁す若し必要あらむには速に戦地に行きて親しく實地に活動することを期し居りたりとぞ

○赤誠 晝間村近藤利平は一小農夫に過ぎされは敢て家に餘財あることなし然れども第二回國庫債券の募集に際し頗りに之に應せむことを欲したるも終に能はず而して心底甚た安からざるを覺ふ遂に意を決して収獲せし所の麥一石を賣却して其の金員を軍資金に獻納したりと



○陰徳 池田村兵務世話役中村長平は軍人家族中その窮乏の者を隣み助くるも曾て之を語らず或は人に托して匿名を以て金品を惠與し勉めて自個の姓名を顯はさるも間々受救者の知る所となり謝禮の辭を受くるに至りしと云ふ

○老母の健氣 井川村後備歩兵一等卒磯川次助は一老母一幼弟と三人家族なるが資にして生計頗ふる窮せるも孝情友愛最厚し明治卅七年四月應召して軍に従ふ數次戦功を奏せし佳報ありしに卅八年三月五日飯頭山附近の戦鬪に於て戦死を遂げたるの訃報家に傳はり來る之を聞ける弟は涕淚禁する能はざるの狀餘所の見る目も慄れなるに老母は少しも驚ける狀なく平然たり人は之を以て或は疾雷の訃報爲めに驚き狂せるかを訝かる然るに郡村吏等の同家を慰問せしに對し徐ろに述へて曰く次助の身命は出征の時既に君國に奉りしもの今にして戦死せしこと固より豫期する所なり仄かに承はれば愚息戦死の時我が 皇軍は大捷利を得給へりと誠に賀すべき事なりとて私情を忘れて専ら公憤に慨せるの意を漏せしは聞く人をして感歎措かさらしむ且つ弟は同年漸く尋常小學校を卒業せしも家計貧しきを以て退學せしむるの豫定なりしが兄の戦死に就き尙ほ進みて高等小學校に入らしめ以て充分の教育を受けしめし上兄の遺志を繼かしむとの覺悟なりとか

○特志 三好郡は本縣に於ける四國交通の中心點にして且つ師團と接近す従ふて軍人の往復最も多し依て便宜の地に無料休憩所を設け以て宿泊乗船乗車等の便を計れり卅八年上半年頃に於ける其の特志者の村人名は三庄村大字中庄村國安清太郎同上曾我部政市同西庄村飯内與四藏同井川村大字東井川村馬場儀太郎同嘉藏坂本卯吉石川高藏大西勝藏石川秀太郎仁尾徳三郎正田吉太郎山下虎八曾我部佐藏以上十名は一ヶ月交替佐馬地村大字白地村坂井繁八加茂村森宇市等何れも經費自辨なり此他小學校一個人二名は其の費用を團體より支辨せり何れも標旗標札を掲げて一目明瞭なるため行旅軍人は大に便宜を得たりとなり

○寄與 芝生村藤村宇平は同村内の豪農なり國債應募には毎回奮發し且他にも奨勵を加ふる程なるが戦時に所し殖産興業の振作發達を計るため私金五百餘圓を投して株式生齒殺師乾燥場を設け一般の貧窮家に貸與使用せしむとなり

○篤志 池田村勝瑞喜三郎は自身日本赤十字社正社員となり其の妻ヒサは愛國婦人會員と爲れり且つ同村報國會にて行ふべき軍人家族救護等の費用は屢之を寄附し又麥二石宛を二回許軍人宅に贈與し或は戦死者のため佛式法會等を修せりと

○又 靈間村出身陸軍後備歩兵一等卒近藤正義は夙に日本赤十字社正社員となり



尋て終身社員となれるが出征の後自今終身毎年壹圓宛同社に寄附すへき旨廿八年五月を以て本縣委員の許へ申來れり

○又 前同村按摩業大西皆藏は其の職業にも拘らず貯蓄したる金五拾錢を軍人家族救護費に寄附し且つ毎朝早起して村内五個所の神社を參詣し 皇軍勝利軍人武運長久を祈念せり

○又 同村同業三笠伊之助は赤貧無資なるも他の同業者より日々一時間多くを働き其の所得を以て日本赤十字社に加入したり

○寡婦の美譚 三野村陸軍歩兵補充兵平尾勝次の妻ヤエは夫と共に陸ましく一家を營み居居りしが勝次戦死の後ヤエ寡居して朝夕佛事を營み以て夫の冥福を修す賜金下附に際しヤエ之を自己の有に歸せず勝次の實父村藏に譲る村藏亦之を辭す終に該金は村長に保管を托することとなり人ありヤエ勤むるに再醮の事を以てせしも堅く拒絶し益す家業農に勉勵せるとなり

○幼兒報復を思ふ 豊間村陸軍歩兵上等兵肥田勘吉出征して海城附近に在り廿七年九月九日病に依り死亡せり此の報に接してより孤兒幸太郎歳僅かに四歳なるに父の死を悲しむと共に仇を露兵に報ひむことを欲するの意を述へ頻りに好みて劍

銃を誦弄せりと此れ正行の幼時に類す後來果して何等の人物となるや

○懇切 豊間村宇津與三郎は其隣家に出征者あり老母一人を残し加ふるに家道太た貧なるを以てす出征後老妻孤居多病を以て殆むと支へさらむとす與三郎之を憐み金錢物品を貸附して少しも返戻を促さざるのみか扶養の懇切周到なる已れの慈母に事ふるか如しとなり之を後援の一摸範と云ふも不可なきが如し

○髪を梳らす タカ女は池田町陸軍工兵上等兵堤惣平の妻なり元教育ある者にあらざるも自然の良心能く婦道を守る貧窶の間に二女兒を養育し晝夜を問はず孜孜母に従ふ廿七年十月郡村吏相携へて其の家を慰問の序で惣平が決死隊に加入を志願せしこと且つ遺言やうのものを讀み聞かせしにタカ涙を忍ひて曰く出征以來夫の戦死は素より覺悟する所今は決死隊に入りしとなれば戦死の報の何時來るや計られず併し驚くべきにも非らざれば只二人の小兒を養育して夫の英靈を慰むる迄なりと後ち決死出戦の絆も武運目出度奏功したりと見え戦死の報の到らざるのみか講和の條約成立して我か軍將さに凱旋の期近きに在りと聞き親知の婦人來りてタカを訪ひ慰むタカ曰く夫出征以來未だ一たびも髪を結ひたることなし併し既に凱旋も近きに在ると且つは氏神の例祭なればと思ひ今朝始めて髪を結ひたるも何



となく心に咎めて安からざれば直に又解き散らしたりと其の言眞摯肺腑より出づるものありしとなり

○夫婦教育を重んず ヤス女は三名村歩兵一等卒山形夏蔵の妻にして夫妻ともに眼に一丁字なし然れども能く事理を解して悖る所なし夏蔵は既に日清の役に従軍し又今回日露の役に出征し各地に轉戦の末病を稜て内地に後送せらるゝに至れりヤス家を守りて三子を養育せるも貧窮に加ふるに先年祝融の災に逢ふを以てす困乏推して知るべし村長等此の實況を察し就學督勵に際し學校用品の貸與若くは給與を以てせむことを説きしにヤス答て曰くわらは夫婦は文字を知らざるため互の音信に不自由を缺ぐこと誠に心外にて候之に鑑みても小兒等は必らず學校に入らしむべしされど學用品の給與を受けむ杯は夫に對して申譯なければ謹みて辭退申さむ云々と語りしには人々をして感動せしめ大に他の就學奨勵に暗々の效能を與へたる程なりと

○切なる同情 三繩村大字中西村山下ハルミは休職巡查山下欸一の妻なり常に出征軍人留守宅を慰問して眞情溢るゝばかりなり其新聞記事中戰況に繋る事項は精讀遺す所無く以て之を軍人家族に語りて共に喜憂を與にすべく語るには聞く者孰

れもその親切を感せざるなし蓋ハルミの良人欸一亦出で、征戰に従事し居れば詳かに留守家族の眞味を解し得るに因るなりと左るにても一片同情の懇切なくば争でか此如きを得むや

○壯烈人を泣かしむ 井内谷村二百廿番屋敷近藤安藏は家世々農を業とせり妻リヨウとの仲に三人の男子あり長男を安太郎と云ひ三男を岩太郎と云ふ共に出征して戰務に従事す二男六兵衛は跛足勞役に堪へざる程なれば素より軍人たるを得ざりき明治廿七年七月三日二男なる岩太郎は劍山附近黃泥川の戦場に名譽の戦死を遂げ尋て八月三十日には長男安太郎亦遼陽の激戰に参加して同しく壯烈の戦死を遂げにき同年九月廿七日池田警察署警吏は此の不幸なる近藤家に至り吊詞を述べ且つ慰問の語をも述べむものを行きて門戸に及へば一家二人の戦死者あるを如何に慰さめ諭さばやと聊か躊躇の念ありしも斯くて止むべきに非らざれば左あらぬ體にて先づ案内を請ひしに偶々戸主安藏は出で、家に在らす妻リヨウ二男六兵衛の二人出で迎へて懇懇に往訪の厚意を謝し老母は繼て語を發する其要に曰く御承知の通り伴二人は揃ひも揃ひて帝國軍人の列に入り同時に露國討伐の軍に加はるを得しは本人等のみならず家に残りし両親の我々ぞもまで至極榮譽の事なれば貴



めては下賤の俸等なれど何とぞ君の御爲め國のため立派に御用を相勤め決して未練身怯の振舞をなし家を汚し阿親を辱かじめて永く村人達の胡蓋とやらぬ様にと朝に晩に憂へ居りしが先づ岩太郎戦死の報に接し次で又安太郎討死せしと聞きては平日の心配も徒ら事なりと思ひにき抑も軍人として戦場に臨む濫りに生還を望むが如きは甚た不心得の極み二人の俸出發の折にも能々此事を申含めて互に心中の永訣を黙諾したれば今更ら驚きも悲しみも無用にこそ存じける別して安太郎は和歌山縣出身陸軍歩兵少尉中村爲五郎殿の從卒として戦地に赴きしが少尉殿には安太郎戦死の後再三詳細なる書面を戴きたるその文面を拜見すれば俸なから如何にも能く斯くまで天晴れなる戦死をなしたる事よ能くも出陣の際親の言ひ聽かせし命を守りて御國のため忠死したる事よと思へば途ふ人々に俸の自慢話をこそなせ悼み哀しむの念など起すべくもあらじとて中村少尉の書翰數通を取り出し何卒之を讀み上げ呉れど差出したる書面を見れば文中には戦死の實況を叙し又安太郎と少尉との情義を説き生前には親父の誓ひを爲したる紀念として軍服一領を與へし事又少尉の苦戦を助けむため安太郎の奮戦々死せし事遺骨の幾分を乞ひ受けて國許に送り盛に法會を營む事及少尉戦死せば共に合葬すべき事且つ安太郎の身

後を氣遣ひ出發に際し師團所在地にて五百圓の生命保険に加入せしめし事その他遺族を慰安激勵し追悼の誠意を縷述せる等生死に別なく部下を愛撫せる真情の切用意の密堂々數千言に及ひたるものなりしリョウ女は又話頭を繼ぎて説き去り説き來るの言々句々自然の間悲壯又慷慨嗚呼戰國に於ける帝國臣民の真情は僻陋此の如きの佳人にも此如き慨世愛國の至情に満てるにやと且聽き且感じ終に以爲らく此れ泣くべき者泣かすして之を慰むる者却て光景の壯烈に泣かむとす

○醫家仁術に感す 三好郡内にては醫師社會と患者との間に感狀の行進を生じたることは「軍人慰問及家族保護の狀況」題下に記する所の如くなるが中には斷然醫會の決議に不服を唱へ軍人家族の貧者を除き實際藥價其他に差支無き資力を有する者は相當の代價を辨せしむる事となせし醫家もあり此れ畢竟は醫會の決議は其名の美なる點に於て公然異議を許さざるも實は郡役所の提案を其まゝに採用せしものにて弊害の伏する所は漸次出征軍人の増加に従ひ家族患者も自から増加する事となり中には不徳義の患者ありて爲めに醫家に不快の念を懷かしむる向もあるにぞ終に郡醫會にても前決議を變更し優待施料券を各村役場に配附し村長に於て無料施治を相當と認めたる軍人家族に限り之を交附し醫家に到らしむるよと爲



たり然るに三細村醫師堀川芳太郎は右の如き種々の事情ある間に於て専ら仁術の本意を旨とし無代施療を實行しつゝある中にも同村出征軍人今村某の家は赤貧洗ふ如くにて醫療を求むる實力なきに長女某病を得て一家の哀しみ譬ふるに物無きを斯くと聞きたる堀川醫師は患者の宅一里餘を隔つるを勞とせず屢往診して投藥治療に怠りなく且思家に對しては藥價其他とも一切心配に及はざれば安むして療養すべき旨を慰諭し置きたるが日數を積みて患者の病勢全く衰へ終に全快に至りければ思家々族一同は何れも堀川醫師の仁心を稱して深くその恩義に感じたりと

○老夫の赤誠 井内谷村幡鉾森勘と云へるは出征軍人の一人として遠く滿州の野に從軍し居たりしも不幸にして脚氣病に罹り終に善通寺豫備病院に後送せられたるを斯く知りたる老父某は長嘆大息人に語りて言へるやう倅森勘は及はずなからも帝國軍人の一人として出征の光榮を荷ひたれば父たる自分は倅か萬死に一生を得て凱旋せざるまでも君國の御爲め應分の武功を奏し以て親の名をも顯はし呉れたしと心に念し居りしに何事ぞ一旦倅を戰場に列しなから寸効未成らざるに病魔の胃す所となりて空しく内地に還送せられ軍費多端の折柄國費を徒食し病褥に呻吟せる倅の心中推し測りて惘然なるも萬一再び戦地に臨むを得ずして此のまゝ病

魔に斃さるゝ如きことありなば倅の遺憾は云ふまでもなし父子の不名譽此の上なしと慷慨悲憤の意氣は肺腑より出で人をして同情の感に堪へざらしめしと

○善く内を守る 井内谷村豫備歩兵一等卒藤丸文吉の妻コメは八十餘歳の祖母トラと娘ナミエとて當時九歳なる少女とを養育し其人の弟孫太郎とて當時十六歳なるは美馬郡西祖谷山村小林方へ作場奉公に出し置きければ家に存るは全く老幼の無力者のみなるに搦て加へて家計は頗ふる困難なるに近隣の者等は其狀況を氣の毒に思ひ此る時を孫太郎を呼ひ戻して家業の助けを爲さしむべしと勧めしにコメ云ふやう今日の若者は衣服の費日常の交際費など随分經費を要する者又同人は行くゝ他家の相續者とも成るべき者なれば他人の手にて雇用せらるゝこと畢竟同人の身の爲めなりとてコメ一人の身を以て家事萬端はもとより五反餘の農作を勉め働らさ長女には毎日の通學怠りなく勉強せしむる程にはコメの經營苦心大方ならず垢面亂髮他所の見る目も忍び難ければ同村後援會員等は遂に同名内を募りて同家を救護せむと計畫中なるを聞きコメは之を謝すらく御厚意の廉は萬々謝するに餘あるも若し人々の厚意に甘むじて救助なき受けなば出征軍人たる其人に對して申譯の言葉なし兎に角自分の力限りを盡して獨立自營の法に依りたしと



申出でしには隣佑一同其志に感し合へりと

○少女の赤誠　これも同村爾かも同名なる西コメ女は當時十八歳の年若き女にして赤貧漸くに炭焼を業とせるに日露交戦の報を耳にするや深く自ら決する所あり兼ねて蓄へ置ける金五拾錢を獻納せむとて其獻納方を學校教員に問合せしに教員はコメの貧窮を知れることとて諄々説諭を加へ試みしにコメは聊か應ずる色なく却て辯明すらく自ら幸に男子と生れなば御國の御爲め盡すべきの道あるべきも如何せむ身は女子に生れて且赤貧遺憾誠に堪へされば些少なからず已か志もて獻金せむため漸く蓄得たる次第なれば是非とも其手續を示されたと切に乞ふて止まざるにぞ教員もほどく感じ入り相當の手續を示し與へたりとぞ

○貧者の一燈　此れも三細村近藤伊三郎弟義八は赤貧の家に生れて且性來盲目なり纒かに米搗を業として糊口の資の幾分を補ひ居れるか日露の開戦に際し悲憤自らは以爲らく嗚呼此の不具の身にして此の不時の幸運に逢ふ只此のまゝにて過さむには日本臣民たるの甲斐なしとて此れ亦同村小學校教員に金拾錢を托して恤兵部へ獻納方を申出でたり

○好周旋家　井川村出征軍人仁尾團藏戰死の公報家に達せしは卅八年一月十八日

なり老父常吉は兼ねて貧窶の家に村内慰籍會より毎月貳圓宛の救護を受けつゝ老の身を頼み少なく暮らせしに息子戰死の報に接し落膽愁傷一方ならざるを同村田岡久吉に斯くと告げしものありしかば久吉は自家の業務を抛ちて同部落を奔走し米搗薪炭の類を各戸より醃集して一時の急を救ひ又同村なる長樂寺の僧侶を請ひて團藏の冥福を祈りしなぞ久吉の親切は人々感し合へりとなむ

○貞女の鑑　玉城イト女は三細村大字川崎村平民農亡丈平の寡婦なり明治六年五月十一日の生れなりと云へばまだ卅歳を多くは過さぬ翠柳殘花の風情あるも夫死亡の後には寡居貞節を守りて只管二人の遺児を鞠育せり日露開戦以來壯丁は續々競ふて應召出征の途に就く勇ましさを聞見し喟然として嘆するやう我が愛兒は幸に二人とも男子なれど年齢尚幼にして千歳の一遇たる國家の御爲めものゝ用に立たず家門の不幸此上やあるべきと時には人にも語り合ひしことあり卅八年一月愛國婦人會々員募集の爲め行て遊説を試みしものありしがイトは遊説者に向ひ我が家は見らるゝ如き分野にて若人と幼兒のみなれば今日の世態御國のため報ふべき事もかなど常に心に思ひ居たるに婦女に相應せし愛國婦人會員とやらそか會員に加入の事は御論なくも願ふ所なりと欣々然として即座に一時金を齎出して同會に



加盟せたりと

○赤誠奮發 内田梅吉は池田村の塾職にして家素より富裕なるにあらずと雖時局に感ずるの深き國民として盡すべきを盡さむと奮發一方ならず先づ報國會に對し軍人家族救護費の内へ金拾圓を指出し尋で又五圓を指出せしも報國會員は同人の業體と資力薄さを察知せるものから二回目の出金は單に其誠意を受くることとして返金に及ひしも梅吉更らに開入るゝ摸様なく強て該金を残し行むとするにぞ報告會員も痛くその眞情を感し竟に快よく受領したるか梅吉は尙は今後力及びふ限り此の寄贈を繼續すべく自ら誓ひ居れりと

○慈善家 池田村煙草製造業者勝瑞喜三郎は從來博愛慈善の心深く殊に時局に對し感慨措く能はず出征軍人家族の窮乏を見るに見兼ねて卅八年三月中玄麥三石を池田報國會に寄贈し被救恤者二十七名の多さに達したりと又同人は郡内戦病死者の靈魂を慰せむとて私費を投して流水灌頂を執行し遺族及來會僧侶へは夫々茶菓を供したりと

○少女の感奮 三細村大字川崎村粟田光太郎長女ヨシノは卅八年の當時年齢十五歳にて同村高等小學校第三學年なるが性來順和にして未だ曾て両親の意に憤りし

ことなし然るに年の三月親に對し愛國婦人會員たらしむことを請求せしに父母は年少身且資金支出の事などを理由として一旦其請を拒みしにヨシノ平日の柔順に似す頻りに請ひて止まざるにぞ両親も不審の念を抱き居りしがヨシノ從容其所存を述へて曰く今回の日露戦役は千古未曾有の激戦にして勝敗の岐かるゝ所は國家興亡の定まる所従ふて戦傷死者の數亦少なからずとぞ抑浩る場合には男女に拘らず國家に對し應分の務めに服すること此れ國民の義務ありとは學校にて先生の話さるゝ所而して此の事如何にも爾かあるべく考ふれば父母の恩澤に浴しつゝ何の働さも爲し得ざるの身なれば責めては看護婦に成りて傷病兵の看護にても爲さばやと思ひしも幼少の故を以てその目的を達するを得ず故に愛國婦人會に加入して心はかりの國民の義務を盡したく就ては今後衣服髪飾などは如何やうにも不自由を忍ぶべければ只此の願だけは協へ給へとの懇願に父母もその言ふ所の道理なるを嘉し三月下旬終に入會手續きを了せしめしがヨシノの喜悅満足は一方ならず爾來朝は早起して通學に餘念なく飯宅の後は遊藝を廢して家事の手傳に勉勵するなど大に前日に異なるもの有るに至れりと

○面白き契約 戦國の世に所して郷黨一致するは大に國力の強盛を致すの基礎と



なり最嘉すべき事なり爰に東祖谷山村出征軍人平尾某は出征に際し兼て五拾餘圓の負債あるも家資にして俄かに辨償の途なきのみか一家の生計は同人の勞働によりて纔かに支へ居れるに出征後妻子の生計如何あらむと困難心痛せるを債權者たる同村山本喜代三郎神地勘三郎の二人は右の事情を聞知するや直に相謀りて他の債權者三名の間に説き左の如き契約書を作りて之を實行することと爲せしのみか某の實弟にして他方に出稼別居せるを呼ひ迎へ留守中の事を托する杯誠に周旋の勞を取りしかば某も最安心して征戰の途に就きたりと契約事項左の如し

一平尾某氏ハ身ヲ國家ノ犠牲ニ供シ出征シタル者ナレバ我々債權者ハ同氏ノ無事歸郷運借金ニ對シテハ無利子且留守宅ニ對シテモ充分保護ノ位置ニ立ツコト

一若シ同氏ニシテ名譽ノ威死ヲ遂ゲンカ嗣子成長ノ後獨立ノ生計ヲ立テ得ヘキ時ニ於テ返金ヲ求ムルコト尤モ其間ハ依然無利子ノコト(以上)

○篤行家 西宗一郎は三細村大字大利村の人なり資性温厚篤實にして藩政の頃には里正を勤め維新の後引續きて戸長村長用係村會議員等の公職に在り今も尙村會議員兵務世話役等の職を帶へり日露戰役に際し年既に六十六歳に躋りしも鏖鏖意を公共の事に用ふ以爲らく今日に所する宜しく軍人家族を慰安し以て出征者に内顧の憂を絶たしむべきなりと自ら奮ひて峻坂險詠をも避けず出征軍人留守宅を歴

訪し若し生計困難者あるを見る時は或は其地の團體に救護せしめ或は私財を捐して救護する杯唯及ばざるを恐るゝものゝ如かりしと

○奮發 山城谷村宇信政名農藤田平三郎は同名内の出征軍人家族中其困難なる者四戸に對し支那米五升宛を贈與し尙ほ戰局の終りを告ぐるまで同方針を取るべく眷りに救護法を講ずるを以て己が任となし居りしと

○年忌を機として施與す 山城谷村川口醫學得業士蒲地藤三郎は從父母の廿五回忌と叔父の七回忌追善として出征軍人家族に施療施藥を企て若し右措施を受くるを好まざる者には該治療費投藥料を自院の門前に設けある喜捨箱に投入せばその金額をも慈善事業に充つべく期間十日限り汎く廣告紙を諸方に配附したるは卅八年陰曆三月二十日の緯なりしか右十日間患者延人員九百七十五人藥價百貳拾圓喜捨金參圓壹錢に達したりと

○堅操實貞 箬藏村大字西山梶ヒデ女は陸軍歩兵上等兵梶金次の妻にして明治十六年十一月の生れなり夫婦の仲に常一と稱する一兒あり父出征の際は年纔かに二歳卅七年四月金次應召して直に征戰の途に就く行て旅順攻圍軍に参加せしが八月九日小孤山攻撃の際夜襲隊に加はりて名譽の戰死を遂けたり先是金次出征の後村



長警官有志者等家族慰問として其家に臨みしに生計の困難誰れの見る目も氣毒なるにそ後來救護すべき旨を申通せしにヒテは不興の面色にて人々に語るらく其人の救護を受けるに至らば出征の夫に對し申譯なきのみならず軍人の妻として洩つべきの限なれば御一同の御厚意は恭なく思ふと雖救助の義は堅く斷はり申さむとなり其後日を経て村長は又留守見舞として若干の金を贈りしも又同じく謝絶なし折角の御厚志なれば夫歸村まで村長手許に預り呉れとなり斯くて又日を送る中金次は終に戦死者の數に入りたるの報に接しければ人々往て之を吊せしに軍人として今日あることは固より期する所あり只此の上は最愛の遺子常一の成長をこそ祈り候とて言語働作平日に異なる無く爾來常一を背負ひて農家の日儲稼ぎに餘念なき風情は餘所に見る目も憐れなり十一月に至り金次の戦功に依り下賜金の御沙汰に拜接するや深く皇恩の忝に感泣したり後人あり親戚等との協議に基き後夫を迎ふべきを勧めしに又斷然謝絶すらく既に常一ありて幸に嗣子あるを得然るに今後夫を迎へたらむには後日常一のため幸福なること有らざるべし此れ禍を他日に起すの道なれば寡居常一を鞠育して亡夫の靈を地下に慰めむと判然答へたるには人々孰れも感し合へりとなり

○死に臨みて國を憂ふ 三細村大字大利引地宗八肺患に罹り命旦夕に迫る五月中旬旬同村小學校長村吏等相伴ふて軍人留守宅を慰問して宗八の家に及ふや懊惱病床に在りしに勉めて病軀を起し往訪の禮意を叙し更に曰く我れ不幸不治病に冒さる思ふに命數且暮に在り然れども切に家人を戒め未だ曾て此事を信郎に知らしめず此れ我れに寸益無くして信郎には大害あるやも知るべからず思ふに兄弟の情兄の九死を聞知せば實弟たる者如何ぞ望郷悲哀の念に堪へざるべき信郎苟くも軍人として現に征戰に従事せり一意専心唯戰闘あるのみ此の時に際し故園の凶報に其心を索しなば不義不忠君國に對し奉るの罪何を以て償ふを得む故に假令我れ病痾に斃るゝとも斷然信郎に通報せしめずとて暗に往訪者にも其意を斟酌せしめむとする者も如く一語一咳顔色憔悴氣息奄々殆むと絶へむとするものゝ如し人々其志を憐み又其憂國の念厚きを稱し慰諭引取りたるが終に月の二十三日益島不歸の郷に趣きたりとは其運命や憫むべく其壯心や稱すべし

○同情を寄す 山城谷村字岩戸名卅八年五月歌舞技興業の事あり同村出征軍人家族中尾武市兩家の家族は一人の觀覽する者なし此れ一には出征者の勞劬を慮りて



の事なるべきも亦生計の裕ならざるに因れることを同名中尾政次郎が察知し一日  
両家々族七人を伴ひて終日觀劇の娛樂を興へしは時に取りての好慰撫なりしとぞ  
○孤獨時事を憂ふ 三細村字漆川村近藤儀八獨身無資力にして且眼視力に乏し漸  
く日儲稼米搗を以て糊口を凌ぐ日露開戦以來僅少の賃銀を積みて金貳拾錢を恤兵  
部に獻納せしこと二回に及び又常に意を戦局に傾け夜間業務の暇を以て里餘の  
坂路を往復し學校教員を訪ひて日々の戦況を説話せらるゝを無上の快樂となし頗  
ふる戦況通と成り得しかば人々は此の薄眠者の心根を愛し又其戦況を説くを聞く  
を興がりて華主日に増加せしより儀八の活計は意外に餘裕を生ずるに至りしと

○堅忍難に堪ふ 横田ヨシ女は東井川村後備歩兵一等卒横田鶴二郎の妻なり家貧  
なるに加へて主働者たる良人は出征し家に残るは老母と幼兒林太郎及夫の實弟三  
郎なる者なるか三郎病に罹りて呻吟他の扶養に待つのみなりヨシ女此の間に立ち  
て老幼を撫育し病者を看護の傍ら寸暇を惜みて理髮の業に従事せり毎月の収入は  
職業より得る所の外慰籍會より贈らるゝ金壹圓のみなれども氣を勵まし意を強く  
して困苦缺乏と戦ひ出征の夫をして後顧の念無からしめむと勉め終始一家の經營  
に身心を碎き居れりと

○友悌 三細村大字大利村八坂金八に二兒あり長を彌八と云ふ補充歩兵一等卒を  
以て出征せり弟を虎八と稱す廿八年當時年十二歳尋常小學四年生なり兄弟平素相  
親みて人之を稱せざるなし彌八出征の後虎八は毎月一回必らず慰問狀を發して兄  
の心を慰むるに勉む彌八旅順攻圍軍に在りて負傷したりとの報に接するや虎八  
憂愁爲めに毎月二回の慰問狀を發送せり廿七年三月に至り彌八後送せられて善通  
寺に歸來せしと聞くや虎八父に迫りて往問を促す父亦之を容れ相携へて善通寺豫  
備病院に負傷の兄を慰籍すること最至れりと又虎八の毎々兄に郵送せし郵税は敢  
て父を煩はさず庭前有る所の菜實を他に割き其所得を以て之を支辨し餘金は郵便  
貯金として貯蓄せしなど其行爲は人々の感せし所なりと

○一家和樂 山城谷村國政名平民吉川貞吉は農業兼日傭稼を以て一家の生計を立  
つるが長男平八は廿七年十二月出征し家には二男吉平長女ユトと繼母シケの四人  
生活なるが一家協力一致して家業を勵みシケは平八の入營後其武運長久を祈らむ  
ため箸藏山へは毎月一回氏神へは毎早朝就業前に日參する等實母同様なりとて借  
樂歡和の状見る人感せぬは無かりしと

○父母の反目小童の苦凍 三細村大字中西藤野政藏は廿八年に於て年齢十四歳な



り兄松藏卅七年陸軍看護卒を以て出征せしが家従來資産無く僅に勞働に依りて生計を立て居る程なるに父金藏は優遊從食家政を顧みざるより妻キヌとの間に風波絶へず終に數年前より夫婦同居しなから異爨別居の實況なり時に出征せる松藏は同年十一月十六日病を以て陣中に死歿したるの公報あるや爰に夫妻は各下賜金を已れの有と爲さむとて抗争互に益甚しきを加ふるに至りたるが一日政藏は涙を垂れて父母に語りけるやう世間多くは一家親睦なるを好むなるに何故に我家は斯の如く争論の絶へざるにや両親には昨年死亡したる兄上の事に想到る念頭のあらざるにや君國の御爲め忠義を盡す中道にして病のために歿しられしは憫れ悼ましき限りならずや併し夫れとて是非なれど何事ぞ其戦功に依りて御下賜金ありとの事より家内に喧嘩を起すなどとは御上に對して恐れ多きは勿論地下に在る兄上に對し誠に相濟まさる次第に候はずや最早斯くては世間に對するの手前を考へても兒は此の家に留まり居り難ければ何卒今より四年間の御暇を乞ひ他所にて奉公に住込み其上更めて養育の御恩を酬ひまつらむと小童に似合はぬ道理詰めの陳辭に父母兩人とも深く感服し忽ち政藏を種々慰めて仇讐の如くありし夫婦間も一時釋然融和偕樂の象を呈するに至りしとなむ

○其差天淵 東井川村久原トヲは久原武平の妻にして明治十年九月生れなり武平卅七年四月應召出征以來身を慎みて只管耕作に一身を委ぬ而して自家空室あるを以て他人に賃居せしめしが偶出征軍人留守家族某なる者來り寓せり他の男子を誘致し來り素行甚だ修らざるを見てトヲは之をうたてき絆に思ひ戒告忠言願ふる盡す所ありしも馬耳東風曾て其甲斐なかりしを見るや以爲らく彼れも齊しく軍人の事なり嗚呼軍人の妻として亂行非躒彼れの如し軍人てふ名譽に於て豈に之を忍ぶべけむと遂に事に托して同居を謝絶し他に移住せしめたりと

○熱心奔走 藤谷虎八は三繩村宇中西村出征騎兵伍長藤谷亮三の父なり雜業兼農を事とせるも開戦以來奮發自から勵まし村内軍人の出入には必ず出でて送迎し職病死者ある時は行て之に會葬し種々の周旋盡力維れ日も足らざるの狀あり人曾て之に告げらく貴公の勉勵賞するに餘あるも一家の經費又豈に怠るべけむ寧ろ家事上に影響すること無きやと虎八答て云ふ今や此の千歳一遇の國難に當る身苟も軍籍に在る者誰か我々國民を代表し征戰の勞に服せざらむ是時に當り安閑郷里に在る者假令奔走の勞あるも何ぞ言ふに足らむや僕は歡送に葬儀に悲喜交々至り感懐言ふに忍びざる者あり其家務整理の如きは夜間之を辨して可なりと颯爽人の意表



に出でたるは又熱心の然らしむるものと謂ふべし

○女中の俊傑 鈴木エイ女は三細村宇漆川村後備砲兵上等兵鈴木竹三郎の妻なり家は七十餘歳の老母と夫婦の三人生活なるが農業と日傭稼を以て緩かに生計を營み居りしが竹三郎卅七年十二月五日を以て應召出征せり發するに臨みエイに語りて曰く我が家資産に乏しく而して奉養瞬時を怠るべからざるの老母あり我れ一たび征途に就かば老母の侍養一家の生計頗る心許なきを憂ふ汝宜しく勤勉事に従ふべしとエイ女之を聽きて唯々命を諾す爾後エイ女は二反餘の農耕に勵み閑あらば蔬菜類を荷ひて池田村近傍に行商し歸路老母の嗜好に適する飲食物を購ひ歸りて之を給するを常とせり勤勉耐忍の功空しからず夫出征の後漸く積みて些の餘裕を生するに至れり卅八年十二月竹三郎武運目出度凱旋歸郷するに當りエイ女欣然竹三郎に告げて曰く良人出發の際訓諭せられし所幸に遵奉するを得て侍養の道纒かに之を盡すを得たり尙わらはの心盡しとして凱旋を祝するまでの寸心を受納ありたしとて新調の羽織と綿入服各壹領及金五圓を添へて差出したるに竹三郎之を見てコハ殊勝なり我れ出征中生計は困難に有りしならむ辛勞は多かりしならむ然るを今この餘裕あるを見るは生活の道唯勤勉に外ならずと歸郷翌日より夫妻心を

一にして益々家業を勉勵するに至れりと

○聖恩に感發す 船井イク女は三細村大字川崎村出身陸軍歩兵上等兵船井万藏の母なり母子二人山稼を業として漸く生計を立て居りしが卅七年四月万藏應召出征せむとするに當り後事の憂ふべきは唯母の一身にありと爲し勉勵甚を惜みて採薪の業を勉め出發前日まで敢て惰る所なかりし雖て發途の期に達し踴躍進みて他の應召者と共に出發せり尋で征戦に従事せる中同年七月四日旅順方面猪圍子海攻撃の際勇戦奮闘終に敵彈の爲めに殞さる此の戦死の報家に傳はるやイク女は慟哭哀極まりて一語を發する能はず訃報を齎し行きたる村吏駐在巡查等之を見て殆ど慰安の詞なかりし後幾許もなく万藏戦功の恩賜御沙汰書を拜戴するに及びてコハ夢にあらさるか夢に夢見し心地なりとて感泣歡喜擬言ふやう見る蔭もなき賤が伏せ家の賤の夫が 君國の御大事に當り身を軍籍に置きたるの甲斐ありて天晴れの御奉公を勤め辱くも此の御恩を拜するに至りしこと世に譬ふべくもあらず實に伴こそ名譽なりけり深山に育ちし賤の夫が遠き外國に行きて大和敷島の櫻の花と散りにしは又と得難き絆なりけり今更ら耻かしきは戦死と聞きしその當時賤はかにも普通の死別と思ひ迷ひて未練の涙に咽びしは伴が平日の孝心に對しても如何に罪



深きことにやど満心の歡喜左もあるべし、女は此の恩賜金を永遠に保存し決して已れ一身のために消費すまじとの覺悟にて爾後家業に勉勵するよし既に數月に亘るも曾て弛み怠ることなしとぞ

○遺族の勤儉 東祖谷山村宇高野出身後備陸軍輜重輸卒大山武五郎の家は老父母妻子を併せて八人の生活なるが武五郎出征の後武運拙く卅七年十二月一日病を以て青泥窪兵站病院に死亡せり此の報家に達せし時老父米藏深く愁傷の體もなく唯潸然として言へらく軍人戦場に出てなば一死は素より覺悟の粹ながら折角の出陣に天晴れ血を戦場に流すに至らず空しく病のため床褥の間に歿せし伴の遺骸如何許なりぞ其心底を察しなば我々は只家業に刻苦勉勵して亡き迹を吊ふより勝るよしとなしと其後特別賜金貳百拾圓の御沙汰を拜するや先づ以て武五郎の石碑建設費に充て殘餘を以て田畠山林若干を購入し子孫の爲め經營に怠るなきは人々其心掛と措置方を稱せしとぞ

○妻の勤勉 三細村宇松尾村出身陸軍補充兵森永藏妻森シマは良人出征の後父宗平を育ひつゝ家事万端を一身に引受け辛苦經營至らざるなく平素貧窶の間に生活せしにも拘らず永藏出發以來勤勉の結果却て多少の餘裕を得るに至りければ幸に

### 詔勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義トナシ夙夜懈ラス以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト讎端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ開戦以來朕カ陸海ノ將士ハ内籌畫防備ニ勤メ外進攻出戦ニ勞シ萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其職ヲ盡シテ以テ朕カ事ヲ獎メ軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラス億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任シ以テ費用ノ供給ヲ豐ニシ舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戦二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸フ朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ武ヲ極メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ



嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重スルニ出テテ日  
 露兩國政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其ノ好意  
 ナ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ乃ケ全權委員ヲ命シテ其ノ事ニ當ラ  
 シム爾來彼我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始ヨ  
 リ交戦ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ  
 要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協  
 定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕カ旨ニ副フ乃ケ之ヲ嘉納批准セ  
 リ朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ下  
 ハ以テ丕續ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ汝有衆ト其ノ譽ヲ偕ニシ永  
 ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ尋テ  
 帝國ノ友邦タリ則テ善鄰ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコト  
 ナ期セサルヘカラス  
 惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マス國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラ

ムコトヲ要ス假武ノ下益々兵備ヲ修メ戰勝ノ餘愈々治教ヲ張リ然  
 シテ後始テ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保テ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持  
 スヘシ勝ニ狃レテ自ヲ裁抑スルヲ知ラス驕怠ノ念從テ生スルカ若  
 キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ體シ益々  
 其ノ事ヲ勤メ益々其ノ業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセムコト  
 ナ期セヨ

御名 御璽

明治三十八年十月十六日

- 内閣總理大臣 伯爵 桂 太 郎
- 兼外務大臣
- 海軍大臣 男爵 山本 權 兵 衛
- 農商務大臣 男爵 清 浦 奎 吾
- 兼內務大臣
- 大藏大臣 男爵 曾 禰 荒 助
- 陸軍大臣 寺 內 正 毅



司法大臣 波多野敬直  
 遞信大臣 大浦兼武  
 文部大臣 久保田 讓

同日陸海軍ニ賜リタル詔勅

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク

朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五個條ヲ以テシ明治二十  
 七八年戰役終ルヤ深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ汝等ニ諭示スル所ア  
 リ爾來十閱年

朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經校大ニ其歩ヲ進メタリ不幸ニシ  
 テ客歲露國ト戰テ啓キシヨリ汝等協力奮勵各其任務ニ從ヒ籌畫宜  
 キヲ得攻戰機ヲ制シ陸ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇内  
 ニ宣揚シ以テ朕カ望ニ副ヘリ

朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニ頼リ出師ノ目的ヲ達シ上ハ

祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ盡スコトヲ得タルヲ懌ヒ深ク其  
 戰ニ死シ病ニ斃レ又ハ癘癘ト爲リタル者ヲ悼ム

朕今露國ト和ヲ講ス惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝  
 等ノ責務ヲ重カラシメ國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ  
 汝等其レ能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍隊ニ在ル者ト散シテ鄉閭ニ歸  
 ル者トナ問ハス常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タルノ本分ヲ守  
 リ益々勵精以テ報効ヲ期セヨ



良人無事凱旋し來らば暫く從軍粉骨の勞を慰すべく語り居れりど

第七編

第二十四章

平和克復

明治卅七年二月八日を以て啓かれたる日露の交戦は卅八年十月十六日を以て平和克復の瑞祥を呈するに至れり此間月を開するまゝ二十有一日を消するまゝ六百餘にして爰に兩國は又復善隣修交の誼を蘇活せしむるに至れり回顧すれば兩國交戦の間兵丁の鋒鏑に殲れし者幾十萬隨を糜する所の財貨亦幾十億を以て算ふ而して人道の爲め平和の爲め得る所果して幾許そや實は人道を重むし平和を貴むに於て頗ふる阻礙を與へたりと謂はざるを得ず然れども我が帝國の果斷決意竟に曲直を干戈に訴ふるの止むを得ざるに出でしまとは炳として宣戦の 詔勅に在り宇内誰か之を知らざらむ故に平和の克復に吝ならざるまゝ亦其 詔勅に昭かなるに非らずや夫の勝に夔れて武を窮め以て生民を鋒鏑の下に困しましむるが如きこと有らむには假令陽に平和に汲々たりと云ふとも天下誰れか之を信せむや



初此戦端の開かるゝや海軍は劈頭第一に渠の心膽を碎海に破り次に旅順口港を封鎖して制海の權を我が掌握に把握し終に渠が孤注として送り來れる波艦隊を日本海上に遼撃して幾んど子遺有ること靡さに至らしめたり是れより先き陸軍は仁川に大連に續々上陸して前進に繼ぐに前進を以てし敵國の據を以て金城湯池と爲したる遼陽奉天は其戍りを失ひ特に陸海の咽喉を扼せる難攻不落を以て自ら期したる旅順要塞を以てして要守力竭きて降を我が戟門に請ふに至り於是乎兩軍の雌雄は決す正否曲直は知る以て東洋の平和を保障し得べく以て祖國の威武を被揚するに足れり是れより此後此光榮に繼ぐに兵備の修整治教の擴張を以てして國運の隆昌は天壤と无窮を期すべきこと我々臣民の長へに遺忘すへからざる所とす

抑此媾和條約の將に成らむとするに當り其談判の狀況は新聞紙に依りて世間に傳へらるゝや民間の物議頗る喧擾し若し我が要求提按にして彼を屈服せしむるに足らずとせば我亦何爲れぞ讓歩して姑息の結局に一時の糊塗曖昧を容るべき既に幾多の壯丁を異域に失ひ巨額の軍資を烏有に歸せしめて上は 聖明を安し奉り下は億兆を満足せしむる所以に非らずして却て國家の侮辱を招く原因を構成するに至らざるかを危ふみ延て責を閣臣と使臣との無能に歸し悲憤慷慨大に戰勝國民の氣

焰を漏したりしも一たび平和克復の 詔勅降下するに及びて漸く寧靖の象を呈するに至りしは各府縣下恰も符節を合すが如し本縣各市郡に於けるも亦其光榮を以て終始せしこと畧相同し今其概要を當時の新聞紙に據りて掲記せむ

○明治三十八年九月六日午後三時より講和非任徳島市民大會は滴翠閣に於て開かれたり朝來各新聞社の號外と廣め屋の辻脱れ廣告とにて如何に市民の注意を惹きけん左なきだに熱血溢れむとする人々は有らゆる階級を通して續々閣内に詰めかけ生憎の降雨をも意とせず參集したるもの一千數百名發起者總代の述べられし開會の旨趣大要は

今回の講和條件として世に傳へらるゝものは屈辱の甚しきものにして軍人の戦功をも没却し我々國民として之を是認する能はず之を以て有志者相謀り我市民の意志の在る所を發表せむとし本會を企てたるに熱誠なる諸君は斯く多數參會せらる講和の否認につきては無論異議無かるべし依りて此れより否認の決議案を議定し尙上奏の執奏を請ふ手續をなさむとす就ては之を議定せむが爲に座長を推選したし而して此れは若本代議士を煩はさむ

と是に於て滿場は同意を拍手に表す乃同代議士登壇し一場の挨拶を述べたる後左の決議案を語る

屈辱なる講和條約は戰捷の効果を滅却し國民の意志に背き國家百年の大計を過するものと認む



徳島市民大會

満場又もや拍手して賛同の意を表す等て一同起立肅啓の意を表して左の上奏電文を朗讀して衆議に附したり

屈辱なる講和條約は市民の意志に反す依て御批准あらせられざらむことを哀願し奉る  
右執奏を乞ふ

宮内大臣田中光顯殿

徳島市民大會

此れ亦大拍手を以て賛成を表せらる夫れより演説に移るや各辯士は慷慨悲憤講和條約に就て或は元老閣臣の責任に就て思ひ切たる辯論を逞しくして六時に及べり乃ち岩本代議士の發聲にて 陛下の万歳を三唱し奉りて散會せり當日の聴衆は何れも慎重にして妙所に至り拍手喝采するのみにて些の騒躁に亘るを見ず

○明治三十八年九月十七日那賀郡非講和大演説會は那賀郡富岡町登美坂座に於て開かれたり用意の周到稀に見る所即會場前の門柱には二竿の白旗を樹て「噫屈辱」と題したる匾額を掲げ演壇の後方道具建の上には「戦功没却千歳恨」と大書し其の下に壇を設け新ら席を敷き白骨の模型を祭り燈火を點し「悲憤」と大書したる大白張提燈を掲げ尙天井には白張提燈及各國々旗を掲げたり聴衆は午前九時頃より詰り掛け開會時刻には場内全く滿ちて屋外に立つものもあり無慮一千餘名燈火一發

「哀の極」の姿樂あり時恰も十二時此れより辨士は入り換はり立ち代はりて演壇に上り切論痛説非講和主義を以て滿たされたり四時卅分井上郡參事會員の發聲にて 陛下の万歳を三唱し了りて懇親會に移りたり (以上二件徳島毎日新聞摘要)

右の如く到る處の人心は發動激昂を極めたりしも幸に騒擾暴動の事なくして止みにき後の此の篇を讀む者當時の人心の激昂を移して以て發奮國家の公利益を振興するに勉めなば其益する所蓋し大なるもの有らむ講和要項概略は下の如し  
明治卅七年一月露國と戦端を開きしより干戈結て解けざるもの殆ど一年有半此の間我邦は上下舉國の公憤義烈に因り海陸共に連戦連捷の功を奏し殊に奉天日本海の二大海陸戦を以て勝敗の局既に決し帝國は最も優勝なる地位に立てり于時明治卅八年五月十二日附米國大統領の日露兩國に對して講和を勸告せらるるあり帝國政府亦深く國家の利害と人道とに顧み速に平和を恢復するを可とし露國亦大統領の勸告に應したるを以て茲に兩國政府は各其の全權委員を簡派し「ポーツマス」に於て講和談判を開くこととなれり仍て帝國政府は帝國が已むを得ずて交戦を爲すに至りたる所以の目的と交戦の結果より生したる事項とを考覈して大要次の如き講和條件を協定し即ち



第一、露國ハ日本カ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ且日本カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙又ハ干渉セサルコトヲ約スルコト

第二、露國ハ一定ノ期限内ニ全然滿洲ヨリ撤兵シ且同地方ニ於テ清國ノ主權ヲ害シ又ハ機會主義ト相容レサル何等領土上ノ利益又ハ專屬的讓與等ヲ拋棄スヘキコト

第三、日本ハ改革及善政ノ保障ノ下ニ遼東租借地以外ノ滿洲南部ヲ清國ニ還附スルコト

第四、日露兩國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セムカ爲メ執ルヘキ一般ノ措置ヲ妨碍セサルヘキコト

第五、薩哈噠島ヲ日本ニ割讓スヘキコト

第六、旅順租借地及之ニ附屬スル一切ノ權利ヲ日本ニ讓渡スヘキコト

第七、哈爾濱以南ノ東清鐵道及之ニ附屬スル一切ノ權利ヲ日本ニ讓渡スヘキコト

第八、滿洲橫貫鐵道ハ露國ニ於テ之ヲ保持スルヲ許スモ將來ハ單ニ商工業ノ目的ニ限り之ヲ使用スヘキコト

第九、露國ハ戰爭ノ實費ヲ日本ニ支拂フヘキコト

第十、中立港ニ於ケル抑留軍艦ヲ日本ニ引渡スヘキコト

第十一、露國ハ其ノ極東海軍力ノ制限ヲ約スヘキコト

第十二、沿海州ニ於ケル漁業權ヲ日本臣民ニ許與スヘキコト

にして八月十日帝國全權委員より之を露國全權委員に交附せり右に對し露國全權委員は翌々十二日を以て回答を爲したるが其内に於て日本の提出條件に全然同意を表したるは單に第四及第八のみにして第五第九第十及第十一に關して絶對に不同意を表し其他の條項にては大體に於て同意なりと云ふもの多少の條件を附せざるなし例せば露國は韓國に於ける我卓絶なる利益と自由行動權を認むるも同時に露國及露國臣民は韓國に於て絶對的に他の諸國及諸國民と均等の權利を享受すること並に我自由行動權の行使に關しては韓國の主權を侵害せざることを條件と爲したるが如き或は旅順大連の租借地及東清鐵道の讓與に付ては豫め清國の承諾を條件とし殊に東清鐵道に關しては當時日本軍の占領中に屬する部分のみに限り而も清國政府をして之を買收せしむることを提議したるか如き是れなり

於是帝國全權委員は露國全權委員と數回の會商を重ね反覆討議の末戰爭の目的に關する條件に付ては大體に於て我提案の通り満足なる協定を得たるも戰爭の結果より生ずる條件中薩哈噠島割讓軍費償還抑留軍艦引渡及海軍力制限の四條項に付ては露國全權委員は其の先例なきこと或は露國の威嚴に關することを理由とし絶對に我要求を拒絶せるを以て帝國全權委員は抑留軍艦引渡及海軍力制限の二條件を撤回し其の結果兩國全權委員に於て一の妥協案を協議し即日本は薩哈噠島の北半を還附し露國は之に對する報酬として一定の金額を支拂ふこととの案を具し兩國政府の訓令を請へり然れども露國政府は右の妥協案に應せず結局薩哈噠島の南半



は日本に割譲することを諾するも軍費又は報酬金は全然之か支拂を拒絶し尙其前に於て兩國全權委員は正式會議のみならず數回の秘密會議を開き反覆凝議を盡したるも妥協に歸するを得ず此上最早平和の交渉を繼續するの餘地なきに至れり然るに叙上の如く戰爭の目的に基く條件は既に我希望の通り協定せられたるに拘はらず單に戰爭の結果より生ずる條件の數者に付我希望を達せざるか爲談判を破裂に歸し再び戰爭を繼續するか如きは決して帝國の眞正なる利益に非ず將來又人道平和を重する所以に非ず故に帝國政府は斷然軍費又は報酬金の要求を抛棄し以て極東の平和を永遠に恢復することに決し九月五日講和條約の調印を見るに至れり之を要するに帝國政府は初帝國の利權と東洋平和の維持とに關して已むを得ず戰を宣したること終始一貫の旨趣に出で其戰爭に伴へる結果上の要求の如きは固より剛位に屬するものにして必しも人道平和を犠牲として尙且主張するの可ならざるを認むと雖露國の主張は則ち然らず軍費の支出土地の割譲皆之を領諾せざるのみならず何々の條件は自國の威嚴を損ずると爲し某々の案件は前例に有ること無しと爲し却て其威嚴を損せしことは海陸に於ける連戰連敗に在ること及前例に有ること無しと爲す所のものも亦此戰爭に於ける連戰連敗を以て終始したること

起因せしことを悟らすしと机上の口舌と筆紙とに於て醜恥を覆ひ天下後世を欺くべしと爲し陽に人道平和を唱道しつゝ實は償金割地の損害の爲め自ら貴重すと揚言せる人道平和を犠牲と爲すをも辭せざるが如き傾向を示すに至りては實に人道平和のため之を歎せずむば非ざるなり兎に角我帝國政府は終始一貫の主義主張に於て果斷遂行乃此の講和條約を見從ふて又次の勅令を見るに至れる所以なりとす

勅令(明治三十八年十月十六日官報號外)

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ボーツマス」「ニユー」「ハムブンヤ洲」ニ於て朕カ全權委員ト露西亞國全權委員ノ記名調印シタル講和條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十八年十月十六日

内閣總理大臣兼外務大臣 伯爵 桂 太郎

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ハ兩國及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲リ日本國皇帝陛下ニハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亞國皇帝陛下ハ「ブレンツ」「シデント」「オヴ」「セ」「コムミツチー」「オウ」「シニスター」「オヴ」「セ」「エムパイア」「オヴ」「ロシア」「セクレタリー」「オヴ」「スター」「セルジ」「ウフツテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスタ」「オヴ」「セ」「イムベリアル」「コールト」「オヴ」「ロシア」男爵「ロマンローセン」閣下ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ



第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及向國亞西國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アル

第二條 露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最善國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ

兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲露西亞國ノ國境ニ於テ露西亞國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス

第三條 日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一、本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其効力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト

二、前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ舉ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

露西亞帝國政府ハ清國主權ヲ侵奪シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若クハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

第四條 日本國及露西亞國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス

第五條 露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其附近ノ領土及領水ノ租借權及鐵

租借權ニ關聯シ又ハ其一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝國政府ハ又前記租借權カ其効力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第六條 露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラル、一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

第七條 日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

該制限ハ遼東半島租借權カ其効力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セラルモノト知ルヘシ

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條 露西亞帝國政府ハ薩哈喇島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル經界線ハ本條ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ日本國及露西亞國ハ薩哈喇島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙ス



ルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第十條 日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國國民ニ付テハ其ノ不動產ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由を留保ス但該露西亞國國民ニ於テ讓與地域ニ在留セント欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其職業ニ從事シ且財產權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ機能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財產權ガ完全ニ尊重セラルベキコトヲ約ス

第十一條 露西亞國ハ日本海「チコーツク」海及「ベリリシク」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國國民ニ許與センガ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス  
前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ國民ニ屬スル所ノ權利影響ヲ及ササルコトニ雙方同意ス

第十二條 日露通商航海約條ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海約ヲ締結スルニ至ルマデノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス而シテ輸入税及輸出税關手續通過税及噸稅竝一方ノ代辦者臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル

第十三條 本條約實施ノ成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ一方ノ政府收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其ノ委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其ノ代表者ニ於

テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員及引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ

日本國政府及露西亞國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマデ之カ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ同計算書交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國カ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國カ同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スベキコトヲ約ス

第十四條 本條約ハ日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ効力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條 本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スヘシ其本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス(ニユー、ハムプシヤ州)ニ於テ之ヲ作ル

小村 壽太郎 (記名)印

高平 小五郎 (記名)印

セルジ、ウホツテ (記名)印

ロー、ゼン (記名)印



天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス  
 朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ボーツマス」ニユエ「ハムプシヤ」州ニ於テ帝國全權委員  
 及露國全權委員ノ記名調印シタル講和條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間  
 然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス神武天皇即位紀元二千五百六十五年明治三十八年十月十四  
 日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣 伯爵 桂 太郎印

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條ノ規定ニ從ヒ下名ノ全權委員ハ左ノ追加約款ヲ  
 締結セリ

第一 第三條ニ付

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤  
 退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八個月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼  
 東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ  
 前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ  
 而締約ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ留保ス該守備兵ノ數  
 ハ「一」キロメートル毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最  
 大數以內ニ於テ實際ノ必要ニ順ミ之ニ使用セヨルヘキ守備兵ノ數ヲ雙方ノ合意ヲ以テ成ルヘク少  
 數ニ限定スヘシ  
 滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルヘク速ニ且

如何ナル場合ニ於テモ十八個月ヲ起ヘサル期間内ニ撤兵ヲ實行セムカ爲雙方ノ合意ヲ以テ必要ナ  
 ル措置ヲ執ルヘシ

第二 第九條ニ附

而締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界測定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニ薩哈  
 嚙島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ測定スヘシ  
 該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界トナスコトヲ要ス若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度  
 ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ該委員  
 ハ讓與中ニ包含セラル、附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地  
 圖ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ而締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ハ其ノ附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ  
 明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ボーツマス」ニ於テ

- 小村 壽太郎 (記名)
- 高平 小五郎 (記名)
- セルマウヰツタ (記名)
- ローゼン (記名)

平和の克復に先ちて本縣知事は大山東郷其他の將校等に大捷の祝電を送りしもの  
 一にして足らず而して今や平和克復の 詔勅を拜讀するに當り知事以下郡吏に  
 至るまで各電報に依り次の如く上奏に及ひたり



○平和克復

一一三八

伏テ惟ルニ開戦以來 陛下宵旰軍機ヲ總攬セラレ深ク軫念ヲ勞シ給フ誠ニ恐悚ノ至ニ堪ヘス今ヤ  
平和克復シ寛宏至仁ノ 詔勅ヲ拜ス國光四海ニ輝キ仁德萬邦ニ被ル臣等此隆運ニ遭ヒ謹テ無疆ノ  
聖德ヲ頌シ奉ル恭ク執奏シ乞フ  
明治三十八年十月十七日  
德島縣知事 床次竹二郎

宮内大臣宛

平和茲ニ克復シ國威四表ニ發揚スルヲ仰ク謹ンテ國家ノ隆運ヲ祝シ無量ノ 聖德ヲ頌シ奉ル恭ク  
執奏シ乞フ

- 德島縣事務官 告森 良
- 德島縣事務官 吉井 常也
- 德島縣技師 田賀 奈良吉
- 德島縣技師 向坂 幾三郎
- 德島縣技師 庵原 文一
- 德島縣事務官 柿沼 竹雄
- 德島縣技師 三木 壯太郎
- 德島縣警視 上村 千次
- 德島縣技師 高井 利五郎
- 德島縣事務官 植松 金章
- 德島縣技師 福田 鐵藏

陛下ノ御稜威ニ依リ講和完成シ東洋ノ平和ハ茲ニ確保セラレ武威中外ニ發揚シ國光四表ニ輝ク敬臣

等感激ノ至ニ堪ヘス謹ンテ

聖德ヲ頌シ奉ル誠恐誠惶頓首敬白

德島縣屬山内時行外判任官九十七名

宮内大臣宛

平和克復ノ 大詔ヲ拜シ感喜ノ至ニ堪ヘス茲ニ德島市民ヲ代表シ謹テ奉祝賀  
右御執奏シ乞フ

明治三十八年十月十八日

德島市長 桑村 猪平

宮内大臣子爵田中光顯殿

平和茲ニ克復シ國威寰宇ニ光被スルヲ仰ク謹テ 聖德ヲ頌シ奉ル御執奏シ乞フ

德島縣名東郡長徳六位勳六等 祖上 儀郎

宮内大臣子爵田中光顯殿

德島縣勝浦郡長臣椎野宰資誠惶誠懼謹奏ス伏シテ惟ミルニ吾輩聖雄武ナル  
天皇陛下夙ニ列聖ノ遺烈ヲ繼紹シ一視同仁ノ洪德ヲ施カシ化育四表ニ光被ス中外誰レカ帝德ヲ仰カ  
サルモノアラン而ルニ露國一朝義ヲ破リ非禮ヲ辱レニ加ヘントス  
陛下ハ世界人道ノタメ膺懲ノ師ヲ起シ宥宥食親シク戒事ヲ統督シ玉フ臣等實ニ恐懼惶悚ノ至リニ  
堪ヘス今ヤ 皇師連戰連捷シ茲ニ和約批准ノ局ヲ結ハントスルニ際シ特ニ露國ニ對シ天函地容ノ仁  
德ヲ垂レ以テ永ク善隣ノ交誼ヲ全フシ兼テ東洋永遠ノ平和ヲ期セラレ飛ニ占領ノ薩哈噠島北部ヲ還  
附シ誠ニ仁義ヲ以テ終始スルノ聖意ヲ表示シ賜ヒ益々  
皇威ヲ發揚シ國家萬世平和ノ洪圖ヲ定メ玉フ億兆臣民誰レカ 至尊ノ偉業ト洪徳トニ感佩セザラ  
ンヤ臣等資誠ニ仰慕感激ノ至リニ堪ヘス謹ンテ聖德ノ萬世無窮ヲ頌シ奉ル臣等資誠惶誠懼頓首謹言

○平和克復

一一三九



○平和克復

明治三十八年十月十八日

宮内省式部職御中

德島縣勝浦郡長正七位勳六等

椎野幸資

一四〇

德島縣勝浦郡書記臣大野省吾等誠惶誠懼謹奏ス伏シテ惟ミカニ吾輩聖雄武ナル  
 天皇陛下夙ニ列聖ノ遺烈ヲ繼紹シ一視同仁ノ洪德ヲ施カレ化育四表ニ光被ス中外誰レカ 聖德ヲ  
 仰カサルモノアラン而ルニ露國一朝義ヲ破リ非禮ヲ吾レニ加ヘントス  
 陛下ハ世界人道ノタメ膺懲ノ師ヲ起シ宵衣旰食親シク戎事ヲ統督シ玉フ臣等實ニ恐懼惶悚ノ至リニ  
 堪ヘス今ヤ 皇師連戰連捷シ茲ニ和約批准ノ局ヲ結ハントスルニ際シ特ニ露國ニ對シ天涵地容ノ仁  
 德ヲ垂レ以テ永ク善隣ノ交誼ヲ全フシ兼テ東洋永遠ノ平和ヲ期セラレ戴ニ占領ノ薩哈噠島北部ヲ還  
 附シ誠ニ仁義ヲ以テ終始スルノ聖意ヲ表示シ賜ヒ益々  
 皇威ヲ發揚シ國家萬世平和ノ洪圖ヲ定メ玉フ億兆臣民誰レカ 至尊ノ偉業ト洪德トニ感佩セザラ  
 ンヤ臣省吾等誠ニ仰慕感激ノ至リニ堪ヘス謹ンテ 聖德ノ萬世無窮ヲ頌シ奉ル臣省吾等誠惶誠懼  
 頓首謹言

右伏シテ希クハ宜シク其向ヘ御上申アラントトナ

明治三十八年十月十八日

- 德島縣勝浦郡視學 天羽五百枚
- 德島縣勝浦郡書記 増田豊八
- 德島縣勝浦郡書記 近本 讓
- 德島縣勝浦郡書記 土橋新吉
- 德島縣勝浦郡書記 原 竹藏

- 德島縣勝浦郡書記 岩佐丘莊
- 德島縣勝浦郡書記 井内只二
- 德島縣勝浦郡書記 林 文三郎
- 德島縣勝浦郡書記 上井楚平
- 德島縣勝浦郡書記 大野省吾

德島縣知事床次竹二郎殿

德島縣那賀郡長正七位勳六等臣山縣操太郎誠恐誠惶伏シテ惟ルニ客歲露國ト齟齬ヲ啓キシヨリ二十

閱月長クモ

陛下英略世ヲ蓋ヒ宵衣旰食軍機ヲ總攬シ給ヒ 皇軍ノ向フ所前ナク曠古ノ大捷ヲ奏ス今ヤ平和克復  
 シ優渥ナル 大詔ヲ奉拜ス 聖旨宏遠威武惟レ揚リ仁德惟普シ臣此隆運ニ遭ヒ誠ニ感激ノ至リニ堪  
 ヘス謹テ無疆ノ 聖德ヲ頌シ奉ル臣山縣操太郎誠恐誠惶頓首頓首

日露ノ平和克復シ優渥ナル 詔勅ヲ下シ給フ 聖旨宏遠臣等感銘ノ至ニ堪ヘス伏シテ惟ルニ開  
 戰以來 皇軍累戰累捷神州ノ威武ヲ中外ニ輝ス是レ皆 陛下ノ御稜威ニ依ラサルハナシ今乃チ東  
 洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障セラルニ至リ益 皇運ノ隆昌ナルヲ仰ク茲ニ謹テ至大ノ聖德ヲ  
 頌シ奉ル

右恭シク執奏シ乞フ

郡 郡 書 記  
視 學

○平和克復

一四一



○平和克復

平和茲ニ克復シ國威四表ニ發揚スルヲ仰グ謹シテ國家ノ隆運ヲ祝シ無量ノ聖德ヲ頌シ奉ル恭ク執  
奏シ乞フ

明治三十八年十月十六日

德島縣海部郡長正七位勳七等 濱田 盛 禎

宮内大臣子爵田中光顯殿

陛下ノ御稜威ニ依リ講和完成シ東洋ノ平和ハ茲ニ確保セラレ武威中外ニ發揚シ國光四表ニ輝ク 微  
臣等感激ノ至ニ堪ヘス謹シテ聖德ヲ頌シ奉ル誠恐誠惶頓首敬白

明治三十八年十月十六日

德島縣海部書記武間恒吉外八名

宮内大臣子爵田中光顯殿

陛下至仁武ヲ窮メサセラレヌ平和克復ヲ勅ヲセ給フ誠ニ感激ノ至リニ堪ヘス御聖德ノ宏遠邇ナキヲ  
頌シ奉ル誠惶頓首

宮内大臣子爵田中光顯殿

德島縣名西郡長 井内 恭太郎

平和克復ノ勅ヲ拜シ御聖德ノ宏大無邊ヲ頌シ奉ル

德島縣名西郡役所判任官一同

宮内大臣子爵田中光顯殿

客歲宣戰ノ 大詔煥發以來茲ニ二十閱月其間我軍連戰連捷以テ戰局終リテ告ケ益國光ヲ中外ニ顯揚  
シテ隣邦ノ好誼舊ニ復スルニ至ル是レ一ニ叙聖文武ナル 陛下ノ御稜威ニ倚ラスンハアラス今ヤ  
優渥ナル平和ノ聖詔ヲ奉戴シテ微臣感激措ク能ハス恐懼誠惶表シ上リ 聖德ヲ祝シ奉ル  
右御執奏相成度候也

明治三十八年十月十八日

德島縣板野郡長從六位勳六等 吉原 正 剛

客歲宣戰ノ 大詔煥發以來茲ニ二十閱月其間我軍連戰連捷以テ戰局終リテ告ケ益國光ヲ中外ニ顯  
揚シテ隣邦ノ好誼舊ニ復スルニ至ル是レ一ニ叙聖文武ナル 陛下ノ御稜威ニ倚ラスンハアラス今ヤ  
ヤ優渥ナル平和ノ聖詔ヲ奉戴シテ微臣等感激措ク能ハス恐懼誠惶表シ上リ 聖德ヲ祝シ奉ル  
右御執奏相成度候也

明治三十八年十月十八日

- 德島縣板野郡書記正八位勳八等 三木田 男
- 德島縣板野郡書記從八位勳八等 吉田市太郎
- 德島縣板野郡書記 答 島 丙 八
- 德島縣板野郡書記 木内鹿五郎
- 德島縣板野郡書記 鳥 羽 要
- 德島縣板野郡書記 村瀬勝三郎
- 德島縣板野郡書記 鎌 田 祝
- 德島縣板野郡書記 貫 名 榮 作
- 德島縣板野郡書記 加羽榮次郎
- 德島縣板野郡書記 上田秀太郎
- 德島縣板野郡書記 濱野 藤 吉
- 德島縣板野郡書記 秋本直之進
- 德島縣板野郡書記 林 榮 樹

○平和克復



謹奉賀平和克復

德島縣板野郡視學

高橋徹三郎

德島縣阿波郡長

逆池康太郎

陛下ノ御稜威ニ依リ交戦ノ目的ヲ達シ帝國ノ威武四表ニ發揮シ東洋ノ治平確實ニ克復セラル  
聖徳ノ高キ寔ニ欽仰ノ至リニ堪ヘテ謹テ上表ス  
御  
右御執奏ヲ乞フ

宮内大臣宛

德島縣麻植郡長

祖川 豊

今ヤ日露平和克復シ茲ニ優渥深厚ナル 聖旨ヲ奉拜スルニ至レリ伏テ惟ルニ 皇軍旌旗ノ嚮フ所  
大敵ヲ膺懲シ東洋治安ノ宏圖ヲ永遠ニ確保セラレタルハ一ニ皆 陛下御稜威ニ依ルモノナリ臣感激  
ノ至リニ堪ヘヌ茲ニ謹テ益々國威ノ寰宇ニ振暢スルヲ仰キ愈々 聖徳ノ隆昌ヲ頌シ奉ル  
恭シク執奏ヲ乞フ

明治三十八年十月十八日

德島縣美馬郡長正七位

鳥居 和邦

宮内大臣子爵田中光顯殿

平和茲ニ克復シ國威四表ニ發揚スルヲ仰ク謹テ國家ノ隆運ヲ祝シ無量ノ聖徳ヲ頌シ奉ル恭シク執奏  
ヲ乞フ

明治三十八年十月二十日

德島縣三好郡長

野上 伯孝

宮内大臣宛

陛下ノ御稜威ニ依リ

講和完成シ東洋ノ平和ハ茲ニ確保セラレ武威中外ニ發揚シ國光四表ニ輝ク微臣等感激ノ至ニ堪ヘス  
謹テ

聖徳ヲ頌シ奉ル誠恐惶頓首敬白

明治三十八年十月二十日

德島縣三好郡書記木村義太郎外十名

宮内大臣子爵田中光顯殿

陛下ノ御稜威ニ依リ講和完成シ東洋ノ平和ハ茲ニ確保セラレ武威中外ニ發揚シ國光四表ニ輝ク微臣  
等感激ノ至ニ堪ヘス謹テ 聖徳ヲ頌シ奉ル誠恐惶頓首敬白

明治三十八年十月二十日

德島縣三好郡三野村長

内田道太郎

德島縣三好郡足代村長

荒岡 官吉

德島縣三好郡豊間村長

田村 能藏

德島縣三好郡箸藏村長

山西 悦藏

德島縣三好郡佐馬地村長

高橋 虎三郎

德島縣三好郡山城谷村長

喜 志 宇 藏

德島縣三好郡三名村長

華岡 嘉治郎

德島縣三好郡三細村長

近藤 竹重郎

德島縣三好郡池田町長

三輪 森太郎

德島縣三好郡井川村長

安藤 勘三郎

德島縣三好郡井内谷村長

門家 利十郎



德島縣三好郡加茂村長 三木彦一  
德島縣三好郡三庄村長 國安邦太郎  
(上封宛宮内大臣)

### 第二十五章

#### 凱旋

我陸海軍人は上司令官より下兵卒に至るまで平和の克復に伴ひて凱旋なる光榮と爽快とを浴しつゝ爰に祖國に歸來するは蓋無比の快感にして亦舉國の歡欣措く能はざる所とす而して本縣出身の軍人中其海軍に従事せし者散て少きに非らずと黒陸軍に至りては特に多數の人員を以てせり就中其所屬軍は第二軍第三軍及鴨綠江軍を其最と爲し尙他の軍團に亘りて散在せる者亦少しとせず抑此等軍人の整々肅々家郷に凱旋し來るには其戰場に在るの日に當り大體上如何なる號令行動の下に服務盡瘁したりしかを知了すること實に日後の好紀念なれ若し夫れ之を知了せむと欲せば各司令官の奉告文に若くは無らむ今其要畧を示せば次の如し

○明治三十八年十月二十二日大海報所載東郷聯合艦隊司令長官ノ海戰經過奉告ノ略ニ曰ク初メ聯合艦

隊ノ海上ニ第一期作戰ヲ開始スルヤ海陸ノ形勢ト陸戰ノ方向トヲ考察シ敵艦隊ノ主力ヲ拘束シ之ヲシテ浦壙ノ要地ニ據ラシメサルヲ戰略ノ主旨トシ先ツ旅順仁川ニ敵ヲ擊シ更ニ數次ノ攻撃ニ其勢力ヲ減殺シ又屢冒險ナル敵港ノ閉鎖水雷沈置等ヲ試ミテ其出動範圍ヲ縮少スルニ力メ尙麾下ノ一部ヲ朝鮮海峽ニ駐メテ要害ヲ扼シ浦壙ノ敵ヲ監視スルト同時ニ旅順ノ敵ニ對スル第二線ヲシメタリ八月中旬ニ至リ敵艦隊主力ノ浦壙ニ逃レムトスルニ及ヒ黃海及蔚山沖ノ海戰ヲ見ルニ至リ期セスシテ敵ノ戰略的企圖ヲ摧破シ我作戰目的ノ過半ヲ達成スルヲ得タリ攻戰約十箇月我將卒ノ心力ヲ傾注シ智勇ヲ發揮シタルコト本戰役中ニ冠絶シ戰局ノ大勢ハ茲ニ初テ定マリ爾後日本海ニ於ケル決勝ノ機運モ此間ニ萌芽シタルヲ覺フ

今春第二期ノ作戰ニ移リ我艦隊ハ敵ノ第二艦隊ニ備ヘ傍ヲ露領沿海洲ヲ包圍シテ時ニ支隊南洋ニ分遣シ其間對馬津幡宗谷國後等ノ渚水道附近ニ於テ捕獲シタル船舶三十餘隻ヲ算ス五月ニ入り敵ノ第二艦隊近海ニ出現スルニ及ヒ我全力ヲ朝鮮海峽ニ集注シ日本海々戰ノ一擊敵影ヲ掃蕩シテ此期ノ作戰ヲ終結ス

爾來海洋ハ名實與ニ我艦隊ノ制壓ニ歸シ作戰第三期ニ入り陸軍ト共ニ樺太ノ攻畧ニ從事シ殆ソド一兵ヲ損セスシテ協同ノ任務ヲ果シ或ハ敵ヲ脅威シ且露領ノ包鎖ヲ續行シテ休戰復和ノ終局ニ至ル迄確實ニ之ヲ維持セリ

之ヲ要スルニ聯合艦隊ノ作戰ハ第一期ニ於テ戰勢ヲ定メ第二期ニ移リテ戰勝ヲ決シ第三期ニ入りテ戰果ヲ收メトシタルモノニシテ其間緩急難易ノ差異アリシト雖全局ニ亘ル一貫ノ攻戰ハ順當ニ經過シ今日アルヲ見ルニ到レリ今ヤ凱旋シテ東京灣ニ集合セル帝國艦船百七十餘隻固ヨリ戰役ニ亡失シタルモノアリト雖更ニ戰利トシテ獲得シタルモノヲ加ヘ尙能ク戰前ニ劣ラサル武力ヲ保有スルヲ



得タルハ臣等ノ誠ニ光榮トスル所ナリ云々

○大山滿洲軍總司令官ノ凱旋復命書(三十八年十二月九日官報)

臣 巖

客歲六月滿洲軍總司令官タルノ 大命ヲ奉シ爾來遼陽ニ敵ノ戰略要地ヲ奪ヒ沙河ニ其南進ノ銳鋒ヲ挫キ旅順ニ堅城ヲ陷レ黑溝臺ニ敵ノ大企圖ヲ摧キ奉天ニ大軍ヲ擊碎シ其他大小交戰數十回一トシテ戰捷ヲ博セサル無ク以テ開戰當初ノ目的ヲ達スルヲ得タルハ偏ニ 陛下ノ御稜威ト將卒ノ忠勇ニ依ラスムハアラズ尙ホ國民ノ忠愛ナル後援ハ有形無形上將卒ノ志氣ヲ鼓舞シ海軍ノ偉大ナル戰捷ハ沿海ノ作戰ニ大ナル効果ヲ及ボシ殊ニ軍ノ大動脈タル海上ノ連絡線ヲ鞏固ニシ内外當局官憲ノ熱誠ナル努力ハ中外ノ事情ヲ明瞭ニシ諸般ノ補給ヲ確實ニシ衛生ノ効果ヲ全フシ以テ作戰ノ指導ニ一大援助ヲ與ヘタリ是レ臣等ノ常ニ感慕スル所ナリ而シテ生命ヲ犧牲ニ供シタル幾多將卒ノ爲メニハ哀悼ノ情ヲ禁スル能ハズ今ヤ平和克復シ關外ノ任全ク畢リ 天顏ニ咫尺スルノ光榮ヲ得感激ノ至リニ堪ヘズ

各軍ニ於ケル作戰ノ概況ハ其凱旋ニ應シ當該軍司令官ヲシテ奏上セシム

右謹テ復命以聞ス

○黒木第一軍司令官ノ凱旋復命書(三十八年十二月十七日官報)

臣 爲 楨

關外ノ重任ヲ辱シ帝國陸軍ノ先頭トシテ大同江口ニ上陸シタル以來茲ニ二十有餘月其間韓國ニ滿洲ニ常ニ地形險難人煙稀少ノ地域ニ行動シ雄大強勇ナル敵ニ對シ大小五十餘戰臣等ノ不敏ヲ以テシテ幸ニ 陛下ノ重寄ニ對シ甚シキ過失ナク茲ニ犬馬ノ勞ヲ畢ヘ 大瀋ノ下ニ凱旋シ戰況ヲ伏奏スルニ至レルハ是レ偏ニ 陛下ノ御稜威ト 御歴代列聖ノ冥助ト 然ラシメシモノニシテ 臣等ノ感激措ク能ハサル所ナリ

尙本戰役ニ於テ臣等ガ能ク其任務ヲ達成シ得タルハ上級統帥部ノ籌畫指導陸海友軍ノ協力援助後方勤務、諸機關ノ勉勵官民學國一致ノ後援等ニ負フ所ノモノ亦多大ナリトス

茲ニ 大命ニ對スル任務ノ結了ヲ奏聞スルニ當リ 陛下ノ忠勇ナル幾多將卒ヲ戰場ニ喪ヒ今日與ニ此盛典ヲ拜スルヲ得サルハ臣爲楨ノ時ニ恐懼痛恨ニ堪ヘサル所ナリ誠恐誠惶謹テ奏ス

○明治三十九年一月十五日官報所載第二軍司令官ノ凱旋復命書ノ略ニ曰ク茲ニ詔ヲ奉シ第二軍ヲ統率シテ遼東ノ一角ニ上陸シ直ニ敵ノ南北交通ヲ斷テ進ミテ南山ノ壘ヲ拔キ旅順要塞ヲシテ孤立セシメ更ニ北シテ南下ノ敵ヲ得利寺ニ邀撃シ次テ大石橋ノ敵ヲ擊攘シテ營口ヲ占領シ遼陽沙河黑溝臺奉天ノ諸會戰ニ參與シテ勝ヲ制スルコトヲ得タリ是レ上級指揮官ノ指導宜シキヲ得友軍ノ協同機ニ合シ軍ノ諸機關能ク其責ヲ盡シ部下ノ將卒臣ガ命ニ服シ死力ヲ竭シテ奉公ノ誠ヲ致シ加之忠愛ナル國民ノ後援入シウシテ倍盛ナリシニ頼ルト雖深ク其由リテ來ル所ヲ察スレバ一トシテ 陛下御稜威ノ致ス所ニ非ラサルハ莫シ今ヤ干戈全ク息ミ 天顏ニ咫尺スルコトヲ得タリ 天恩優渥臣感激ノ至ニ勝ヘズ云々

臣 希 典

○明治三十九年一月十六日官報所載乃木第三軍司令官ノ凱旋復命書ニ曰ク

明治三十七年五月第三軍司令官タルノ 大命ヲ拜シ旅順要塞ノ攻略ニ任シ六月劍山ヲ拔キ七月敵ノ逆襲ヲ擊退シ次テ其前進陣地ヲ攻陷シ鳳凰山及于大山ノ線ニ進ミ以テ敵ヲ本防禦線内ニ壓迫シ我海軍ノ有力ナル協同動作ト相須テ旅順要塞ノ攻圍ヲ確實ニセリ八月大孤山及高崎山等ヲ陥レ次テ







乏キヲ鴨綠江軍司令官ノ榮職ニ承ケ客歲一月 闕下ヲ拜辭シ戰地ニ赴キタル以來常ニ道路險惡、給  
 養不便ナル滿州東部ノ山地ニ行動シ清河城地塔馬群丹撫順五風樓及英額城等各地ノ戰鬪ニ於テ悉ク  
 勝利ヲ博シ軍ノ任務を達成スルヲ得タルハ上級統帥部ノ密策指導宜シキヲ得タルト友軍ノ協力、部  
 下各機關ノ奮勵將卒ノ忠勇竝國民後援等ノ致ス所ナリト雖モ皆備ニ 陛下ノ御稜威ニ由ラスムハ  
 非ズ是レ臣等ノ感激措ク能ハサル所ナリ  
 今ヤ平和克復シ臣等凱旋ノ榮譽ヲ擲ヒ今日 天顏ニ咫尺スルノ寵榮ヲ辱フスルニ當リ幾多忠勇ナ  
 ル戰歿諸將卒ト此光榮ヲ共ニスルヲ得サルヘ臣影明ノ恐懼且遺憾ニ堪ヘザル所ナリ  
 茲ニ別紙作戰概況人馬一覽表衛生給養及兵站設備概況書(以上別紙作戰概況等略ス)ヲ具シ謹テ奏上  
 ス

右の如く海軍の凱旋歸朝せしは卅八年十月に在りて陸軍は同年十二月若くは卅九  
 年一月に在り而して各軍人の其郷里に歸着せしは參々五々一齊なること能はさり  
 しも各郡市町村は郡吏市町村吏及各兵務世話役等の兵營に出張して歡迎を爲せる  
 ものあり又其他の團體に於ても同じく總代を派遣せしあり且各郡市町村は各其要  
 所に於て宏壯なる凱旋門を作り此處には又前記歡迎者の外學校職員及生徒等の盛  
 大なる歡迎あり當時歡迎の歌として行はれしは左に掲ぐる所の如し

阿波國將士凱旋歡迎の歌

一、

萬歲々々我が健兒凱旋す。  
 昨日は東洋

戰艦起り

平和の靈光 照りたり。  
 今や朔風 吹まりて

嗚呼誰の悲 嗚呼我が勇士

劍山峰頭 月清し。  
 列國爲めに仰ぐ 嗚呼我が勇士。

四、  
 萬歲々々我が健兒凱旋す。  
 劍山 山溪  
 樵る民なく 明日やうつさん  
 今日より聞かん 水

二、  
 萬歲々々我が健兒凱旋す。  
 金歐無缺の 我が祖國

嗚呼誰の悲 嗚呼我が勇士

スリゾの暴威に 我は依り。  
 今や隣邦 我に依り

阿波國將士凱旋歡迎の歌

三、  
 萬歲々々我が健兒凱旋す。  
 征夫出でて 我家守りぬ

一、  
 東洋平和に仇なす露軍  
 海陸百萬環滅環破  
 世界に轟く大捷博し  
 凱歌を奏して歸るや勇士

嗚呼誰の功 嗚呼我が勇士。  
 國民爲めに闘ふ 嗚呼我が勇士。

二、  
 今日しも迎ふる阿州の猛雄  
 武名は赫々奉天放順  
 偉功は噴々遼陽撫順

一、  
 一家爲めに闘ふ 平和の枕。

凱歌を奏して歸るや勇士



○凱 旋 ○招魂祭  
沙河の會戰三軍接ふ

三

中にも劍山坂き得し響  
萬代傳らぬ金瑠の光  
鳴門の響も一しは高く  
吉野の流れる愈清し

一五四

四  
國威は輝き國權張れり  
忠肝義膽の猛將勇士  
歡び迎へぬ人やはわらん  
歌へや同胞祝や凱旋

之を概括すれば歡送と歡迎と其狀況の盛大嚴肅に至りては敢て相異なる所無きも其歡送に當りてや送る者送らるる者共に再會を期し難を思ふ假令ひ決死殉國の精神に富める者と雖知己の人々に訣れ知己の山河風物と別る征人一たひ去れば蕭條の氣は寂として萬籟を鎖すを覺ふ誰か相見て心竊かに怵然惕焉たらさらむ特り歡迎に至りては功成り名遂けて意氣の揚々得々たる眞個歡天欣地のみ之に加ふるに隣保郷黨の歡迎を以てして舊知の山容水態は妍を裝ひ嬌を凝らすか如きの觀あり人生の愉快的何物か之に加へむや

## 第二十六章

○招魂祭

但に祖國を辭して 君國の爲め敵國と戦ふ此れ固より武夫の本領又何の辭する所ぞ加旃ならず懣雨瘴煙と闘ひ嶮山狂浪と闘ひ艱苦缺乏と闘ひ隆暑盛冬と闘ふ人生の慘事其極に達す海戦と陸闘と其趣相異なるもの有らむも慘事の慘事たるに至りては則ち一なり此れ亦固より軍人の本色敢て辭せざる所なるも既に于戈を戦めて平和は克復し祖國の威武は維揚りたるの曉に及びて生存者は凱旋の愉快に逢ふも死歿者は逝きて幽明境を異にす在天の靈生存の遺族争てか悲哀惆悵の情無きを得むや戦後招魂祭の設ある實に故ある哉

明治三十九年五月三十一日六月一日の両日を以て臨時大招魂祭を徳島公團内の新移招魂社に舉行す當時の新聞紙に依り之を左に採録す

○季春初夏の交疊天微雨の妨けあらむかを慮りしに両日とも晴期拭ふか如くにして一点の雲翳を見ず晴空一碧人をして心爽かに意展るの思あらしむ五月卅一日は午前五時曉天を破りて一發の煙聲は轟きたり之を式場掛登山の合圖とす尋て六時第二の爆聲は冲天に響き渡る之を祭典準備に着手せしの合圖とす七時齋員其他諸員の參列とし九時に及びて遺族來賓等の諸員着席し又一發の爆聲を傳ふ之を開式の合圖とす其次第次の如し

○招魂祭

一五五



○招魂祭

一一五六

一清祓 福本祇意 一大警行事 森内重直 熊代敷榮  
一掃水行事 片保竜二郎 井關榮太郎 一散米行事 岩野博見 井關榮太郎 一開扉 後取 山口定實 古川政人 駄子設  
一 新開塞一 齋主 山口定實 側三候入 一齋員神饌供 傳供長 熊田譽重 傳供者 井川進 小林盛哉 香留延太夫  
野左門 山口虎一 青山彌備 猪子惣助 近藤武良 自井關兵部 芝藤直 星野榮太郎 三木新太郎 副齋主 早雲直澄奉幣  
小倉芳太郎奉幣使

右終りて齋主山口定實祭文次に岩男總務委員長次に鮫島第十一師團長次に蜂須賀侯爵代次に渡邊少將在郷將校總代次に小笠原縣會議長本縣民總代の祭文朗讀と外に西山歩兵大佐及床次前本縣知事の祭文供呈等あり次て玉串拜は遺族總代故市川陸軍歩兵中佐未亡人岩男總務委員長鮫島師團長谷山旅團長在郷軍人總代渡部少將西山歩兵第四十四聯隊長蜂須賀侯爵代及小笠原縣會議長其他の禮拜あり引續き各學校生徒等の參拜を合して無慮一萬餘人なり  
同日午前十時五十分各宗僧侶又鄭重なる佛式の供養あり漆間淨智寺住職總員を代表して悼詞を述ぶ正午閉扉式を舉行す

○公園内の光景は實に前代未聞の殷盛を極め四方より集り來れる群衆は其數十萬を以て算ふへく左しにも廣き渭城の舊趾も山上山下の嫌ひなく老弱男女を以て滿たされたり先つ入口なる鷲の門前には高五間に餘る縁門を造り之に大國旗と二輪

大櫻花とを加へしは朝日に匂ふ敷島の大和心を現はしたるなるべく此處よりは警官等の警戒頗ふる行届さしも人々肩摩し袖列なりて眞に立錐の餘地を存せず漸く入りて右すれば來賓受附あり左すれば遺族受附あり此所にて夫れ々々の案内を受け西に向ふて進めば則ち廣庭なり所々に模擬店あり露商店あり各種各様此所亦群衆至蟻集せり山麓南部の處東に向ふて磴道あり道傍一對の旗を樹つ識すに「道義丘山重」功名草芥輕の字を染め出せり愛國婦人會の寄附に繋る漸く登りて頂上に達すれば大櫻花章旗の交叉せるあり行て式場に達すれば金鷄勳章の大模型一雙は忠魂と義魄との文字を寫し出せり其中央は即紀念標の在る所にして此の間に椅子を安せしは遺族と來賓との休憩用に充てしもの翻々翻々幾百の旗旒を翻せるは遺族有志者等の寄附に繋る戦病死者への吊旗なり紀念標を回りて阪路を下降すれば西部の處南に向ふて終に麓に達す亦一對の旗を建つ「生無一日歎」「死有萬古名」此れ日本赤十字社篤志看護婦人會の寄贈する所而婦人會の熱心と奥床しさとは座ろに人をして感動せしめにき

○又園内にて諸所恰好の處に場所を定めて衆庶の縦覧に供せしは滿翠閣の表庭より少しく南方に當れる廣場には相撲の催ありて一の人山を築けり其東方には弓術

○招魂祭

一一五七



を演ずる所ありて斯道の好者は餘念なく鳴弦の技に耽けり此他擊劍あり柔術ありて龍鬪虎戰一輪一贏勇壯人をして快を叫はしむ此の膂力と武技とを闘はすの間に交はりて嬌艶一點の趣味を呈し來れるものを慈善造花賣店とす造品の巧緻繊細眞を欺きて天工を奪ふ此れは是れ市内桂城縫女學校の主催にして其賣上金高は總て招魂祭に寄附するの意向なりと此の他種々人を集むるの觀覽物無きに非らざりしも之を省略す

○六月一日も前日に亞きての盛況にして各宗僧侶一百卅名許の祭典執行あり又莊嚴鄭重にして遺族等の感動昨日に譲らす然れども飯島師團長以下諸將校士卒等は今朝七時歸團の途に就き岩男委員長亦參席せざるを以て師團に在りては吉永副官招魂祭委員長に在りては告森事務官代理を勤めたり即ち前日に比しては遺族等の參列も亦稍減したるも尙非常の盛況を呈したり之を臨時招魂祭典の概況とす其餘情餘興の如きは本編の與かる所に非らざれば總て省略せり唯德島に於ける未曾有の盛況たりしを想察せば則ち足る (以上招魂祭記事德島毎日新聞德島日々新報摘要)

## 第二十七章

### 祝賀會

前章に掲けたる外各郡に於ては又其郡中に於て招魂祭を營みしものも有り畢竟生者に厚きと同しく亦死者にも其志を盡したり尋て凱旋將士の爲め祝賀會を開きしもの郡に町村に頻々相續けり此祝賀會には土地の狀況に従ふて各相同しきを得ざるも共に歡娛を極めて 陛下の万歳を祝し國運の隆昌を祝せしは即一なり今一々之を記せず唯此項目を置きて其盛況の如何は讀者の想察に一任せむのみ

## 第七編

## 第二十八章

### 軍人功績履歷

#### 德島市

○陸軍歩兵中佐山本悌三郎は德島の人明治十年四月教導團に入りしを以て出身の初とす爾來軍務に従事し日清戰役の際功に依り賞を賜ふ卅七年二月十一日營口に上陸し第四聯隊長或は第廿四聯隊長を以て各地に轉戦し卅八年十二月九日門司に



凱旋す卅九年四月一日卅七八年戦役の功に依り功四級金鵞勳章勳三等旭日中綬章の叙賜あり先是卅五年十月二十日正六位に叙せらる

○陸軍砲兵少佐能村馨夫は徳島の人卅七年二月八日宣戦の公布より卅八年十月十六日平和克復に至るまで大阪砲兵工廠に在りて兵器彈丸の製造供給に従事す卅九年四月一日卅七八年戦役の功に依り功五級金鵞勳章勳四等旭日小綬章の叙賜あり  
○陸軍砲兵大佐足立愛蔵は寺島町士族にして明治十四年一月十日士官學校に入る十六年十二月砲兵少尉に任せられ十七年二月正八位に叙せらる日清の役従軍戦闘し卅二年十二月砲兵中佐を以て東京防禦總督部參謀となり卅三年二月正六位に卅六年三月從五位に叙せらる卅七年五月龍岡灣を發し張家屯に上陸し九月八日第九師團參謀長を以て軍に臨む旅順攻圍沙河會戰奉天附近戦闘皆與る卅九年一月兵庫港に凱旋す四月一日卅七八年戦役の功に依り功三級金鵞勳章勳三等旭日中綬章の叙賜あり

○同上小野安堯は富田浦町士族にして卅七年日露開戦の初には陸軍砲工學校教官の職にあり尋て東京砲兵工廠御用係兼務を命せられ専ら内地戦役勤務に従事し陸軍中央幼年學校長東京帝國大學工科大学講師の囑托を受け火薬學の講座を分擔す

幾くも無く請ふて其囑托を解き陸軍生徒戦時教育の任に當る卅八年一月高等教育會議々員仰付られ五月陸軍火薬研究所長に轉補す卅九年四月一日卅七八年戦役の功に依り勳三等旭日中綬章並金壹千圓を下賜せられ従軍記章を授與せらる

○陸軍歩兵大尉磯塚駿一は富田浦町の人卅七年二月廿二日第一軍近衛歩兵第四聯隊中隊長を以て東京を發し宇品港を経て韓國鎮南浦に上陸せしは三月廿一日なり四月鴨綠江畔の戦闘に参加せしを首として様子嶺楡樹林子遼陽沙河奉天附近の會戰等に参加し卅九年一月十六日宇品を経て東京に凱旋せしは同二十日の事なり前同に依り功四級金鵞勳章勳五等雙光旭日章の叙賜あり

○同伊丹喜和次は富田浦町士族にして小學校卒業後中學校より轉して陸軍學校の教育を受け卅七年四月中尉を以て歩兵第四十三聯隊第一大隊副官を命せられ征途に就く八月大尉に進み既に從七位に叙せらる小孤山の戦闘東鷄冠山東南堡壘諸作業又同堡壘突撃等に参加し敵彈の爲め右肩關節貫通創を受け第十一師團野戰病院より竟に轉して善通寺豫備病院に入り十一月十九日退院歩兵第四十三聯隊補充大隊附となる卅九年四月一日卅七八年戦役の功に依り功五級金鵞勳章勳五等雙光旭日章を授け賜ふ



○陸軍砲兵大尉福田卓爾は富田浦町士族なり卅七年二月廣島陸軍兵器支廠々員に補せられ十一月野戰砲兵第十二聯隊縦列長仰付られ尋て大尉に任せらるる十二月柳樹屯に上陸し金州得利寺遼陽等を経て下石橋子師團所在地に到着す卅八年二月第二師團に屬して花嶺堡子及陳家街附近の戦闘を首とし嵩布附近四百山附近大會屯「ハイオ」張家樓子「ウンツヤツアンヅイ」各附近の戦闘に参加して滿州軍最右翼の戦形を保持せり六月掬鹿附近の敵情偵察隊に参加し十二月大連灣を渡し門司港に凱旋す同前を以て功五級金鵞勳章勳五等雙光旭日章の叙賜あり

○陸軍歩兵中尉岸孝一は前川村士族にして卅七年三月六日勳員下令當時歩兵少尉を以て第一聯隊旗手たり三月十九日東京を發して廣島に集中し第二軍に屬し宇品を解纜し清國猴兎石に上陸せしは五月七日なり十六日始て十三里蕨に戦ひ廿六日金州城東門外に於て左腿下貫通銃創を受け後送せらるる六月九日廣島豫備病院に入り尋て東京豫備病院に轉す八月二日中尉に進み九月六日歩兵第一聯隊補充大隊に復歸し卅八年四月一日第十三師團の編成に際し歩兵第二十五旅團副官被仰付五月東京を發し青森に集中し七月七日樺太命谷マツタに上陸し同地南部の各所に轉戦す九月十八日同地を撤去し南部占領軍司令官に隨ひて歸京す十月十六日韓國清津に上

陸し竟に北韓守備に服す功五級金鵞勳章勳六等單光旭日章の叙賜あり

○同上前田久米助は佐古村士族なり初一年志願兵を以て歩兵第十二聯隊に入り卅一年二月任少尉四月叙正八位卅七年四月充員召集に應し第十一師團兵站部司令部副官となり乗馬一頭を給せらるる七月七日大連灣に上陸し第三軍兵站監部所管となり尋て林家庄兒大白山等に轉す十月中尉に進み十二月從七位に叙せらるる卅八年一月以來各地に轉進し卅九年二月訖間灣に凱旋す勳六等單光旭日章金四百圓を賜はる

○陸軍騎兵中尉納田實生は東富田士族にして中學校卒業の後小學歴教員たり廿九年十二月一年志願兵として騎兵第五聯隊に入り累進して卅二年二月陸軍騎兵少尉に任せられ四月正八位に叙せらるる卅八年五月十日召集に應し騎兵第十一聯隊に入り補充兵教官を命せられ七月第十一師團補充馬廠に轉退し十月中尉に任せられ十一月從七位に叙せらるる卅七八年戦役の功に依り勳六等瑞寶章金百八拾圓を賜ふ

○同少尉板東卓朗は南佐古村平民にして卅七年六月召集に應し八月柳樹屯に上陸し第四十三聯隊第二大隊に屬して各地に轉戦し卅八年十一月廿二日多度津に歸着廿六日解除に付歸郷同卅日叙勳七等授瑞寶章卅九年四月一日卅七八年の戦功に依



功六級金鷄勳章勳六等單光旭日章の叙賜あり

○陸軍騎兵少尉山本陸重は富田浦町の人卅七年八月十三日柳樹屯に上陸し後備歩兵第十一師團に屬し鞍山站首山堡遼陽楊城寨西溝長嶺各附近戰及奉天附近の會戰に従事し尋て衛生隊に屬し卅八年十一月廿二日多度津に凱旋す十二月七日召集解除となり卅七八年戰役の功に依り勳五等雙光旭日章金四百圓を賜ふ

○陸軍歩兵中尉細野可人は寺島町士族にして中學卒業の後士官學校に入れり卅六年六月任少尉補歩兵第三十八聯隊附十月叙正八位卅七年九月卅日青泥窪に上陸十月遼陽より進みて沙河附近の會戰に参加して其附近に連戦せり翌卅八年一月黑溝臺附近に戦ひ二月中尉に進み三月小貫興堡附近の戰鬪中左胸部貫通銃創を受け第四師團第二野戰病院に入る十日從七位に叙せらる三月卅日靉島豫備病院に四月一日大阪同病院に轉し七月七日歸郷療養八月廿九日歩兵第三十八聯隊補充大隊に歸隊す卅七八年戰役の功に依り功七級金鷄勳章勳六等單光旭日章の叙賜あり

○同上高田美明は徳島の人初陸軍士官學校に入り卅七年三月任少尉歩兵第三十七聯隊に屬し五月十一日孫家咀子に上陸し十七日叙正八位廿五日金州南山の戰鬪を首として得利寺蓋平大石橋海城鞍山站遼陽各附近の戰鬪を経て沙河會戰に参加し

十一月八日機關砲隊長を命せられ黑溝臺奉天等の戰鬪に従事す三月五日温盛堡に於て負傷し行家臺第三野戰病院に入り海城兵站病院に轉す十五日退院第四師團機關砲隊附となり六月進中尉八月從七位に叙せらる十二月廿六日凱旋す

○同上厚見清太郎は佐古村士族にして卅七年六月十一日充員召集に應し第四十三聯隊第二大隊に入り八月五日柳樹屯に上陸し各地に轉戦して十月十三日摺鉢山攻撃の際左大腿貫通銃創兼骨折兼陰囊盲管銃創を受け屢ば病院を轉して終に善通寺豫備病院に入り卅八年二月廿三日退院内地勤務に従事す卅七八年戰役の功に依り功五級金鷄勳章勳六等單光旭日章の叙賜あり

○陸軍砲兵少尉宇野高太郎は下助任村平民にして初教導團に入り廿八年四月砲兵二等軍曹を以て野戰砲兵第四聯隊附となり大連灣に至る尋て歸朝し卅年十月特務曹長に進み卅七年五月出征廿六日金州南山の戰鬪を始として沙河の會戰に参加し十月十四日敵彈の爲め右耳を傷らる十二月三日任少尉卅八年一月十九日叙正八位同月黑溝臺奉天附近會戰等に参加し十二月十一日和田岬に凱旋す卅九年四月一日卅七八年戰役の功に依り功五級金鷄勳章勳六等單光旭日章の叙賜あり

○同歩兵少尉海部治太夫は徳島町士族にして卅七年八月後備歩兵第四十四聯隊に



屬し九龜衛戍俘虜警備を命せられ卅八年二月出征し三月五百牛糸及馬群丹附近の戦闘に参加し歩兵少尉に任せらる尋て馬群丹附近戦闘場掃除隊及死體收容隊指揮を命せらる四月八日叙正八位五月以降屢敵情又は地形偵察として各地に派遣す十一月叙勳六等卅九年一月十三日高知屯營に凱旋し十七日召集解除せらる戦役の功に依り勳五等双光旭日章並金四百圓を授賜ふ

○陸軍二等軍醫横田豊次郎は徳島の人明治廿八年三月廿日任三等軍醫卅五年十月廿八日豫備役に編入卅七年三月廿七日充員召集に應し第十一師團補充馬廠に編入九月任二等軍醫卅八年三月遼東守備軍司令部付を命せられ卅九年二月後備歩兵第卅三聯隊附を以て召集を解除となる勳六等單光旭日章金貳百圓を下賜せらる

○同三等軍醫多田來二は卅八年七月豫備役見習醫官となり十月任三等軍醫尋て善通寺豫備病院附となり十一月叙正八位十二月卅一日召集解除依功金百圓を賜ふ

○陸軍歩兵大尉小松兼二は徳島の人初臺灣守備歩兵第十一大隊副官たり卅七年八月卅日任陸軍歩兵大尉十月第十二聯隊中隊長を以て出征し尋て第四十四聯隊九中隊長となり旅順要塞東鷄冠山堡壘第三回總攻撃の準備たる攻圍軍作業及警備の任に服せしを始として卅八年一月一日旅順開城に至るまで攻略作業砲臺攻撃等の任

務に服し敵の爆薬の爲め右耳を負傷せしことあり二月福成峪馬群丹五百牛糸撫順等各地の戦闘に参加し卅九年一月十三日高知朝倉歩兵第四十四聯隊に凱旋す功に依り功四級金鷄勳章勳四等旭日小授章の叙賜を拜す位正七位たり

○同土橋眞二亦徳島の人卅七年三月十九日野戰歩兵第十五聯隊小隊長を以て高崎を出發し廣島宇品を経て五月八日孫家咀子に上陸す四月歩兵第十五聯隊第二大隊副官となり金州城方面を追撃し此れより南山攻撃王家屯附近戦闘同高地長子嶺後沙泡各占領戦に参加し八月十三日高崎山夜襲及攻略水師營西南獨立丘阜攻略寺兒溝北方高地夜襲等常に軍の第一線に在りて戦闘に従事せり八月三十日第七中隊長に轉し海嵐山攻撃二百三高地戦闘赤坂山攻撃遼陽奉天附近戦等に參加轉戦して年を涉り卅九年二月二日高崎に凱旋す現第十一師團歩兵第十五聯隊第七中隊長正七位たり卅七八年戦役の功に依り功四級金鷄勳章勳五等双光旭日章の叙賜あり

○同恰國二郎は徳島の人卅七年五月歩兵第二十二聯隊中隊長を以て愛媛縣高濱港を出發し張家屯に上陸し劍山黄泥川大白山大龍山大孤山東鷄冠山望臺等の戦闘又は守備に服し八月廿四日望臺に於て負傷し終に善通寺豫備病院に入る九月十五日事故退院前隊に復し十二月廿日再青泥窪に上陸し第十二聯隊中隊長として東鷄冠



山砲臺附近守備及對壕作業に従事し卅八年一月一日同地東南砲臺に於て戦闘し廿八日鳴鶴軍に編入せられて各地に轉戦し三月十九日病を以て病院に入り月餘を経過て退院歸隊す五月岡支隊に屬し千馬河を出發し遂に英額城に戦ひ大隊長代理を命ぜらる九月六日尙大隊長代理を以て同地に戦闘せしを最後とし卅九年一月十九日多度津に凱旋し三十七八年戦役の功に依り功五級金鵄勳章勳五等雙光旭日章の叙賜あり

○陸軍一等軍醫大島勘平は新魚町の人卅七年六月十四日戦地に赴く軍に在る數月十月四日善通寺豫備病院第二分院長に轉し十一月三日叙勳五等授瑞寶章卅八年七月六日第十一師團第四野戦病院に編入せられ八月八家子舎營病院の業務に従事す卅九年一月善通寺に凱旋す功五級金鵄勳章勳四等旭日小授章の叙賜あり

○陸軍歩兵少尉大久保治郎は富田浦町士族にして卅六年中學卒業の後一年志願兵として第四十三聯隊に入り卅八年二月野戦隊小隊長を以韓國鎮南浦に上陸し安東縣鳳凰城撫順等を経て四月十二三兩日審什附近に戦ひ尋て英額邊門大石頭の戦闘守備に従事し六月任少尉七月叙正八位八月三日大日越附近の戦闘に従ひ卅九年一月卅日召集解除となり功に依り勳六等單光旭日章を授けられ金參百五拾圓を賜ふ

○同工兵特務曹長吉田歡作は安宅村士族なり初陸軍教導團に入り卅一年十一月任一等軍曹卅七年四月充員召集に應し征途に上る七月任工兵曹長卅八年一月兵器廠移轉に付大連を發し鳳凰城に向ひ尋て又賽馬集彈藥中間廠に到る又城廠に轉す五月任特務曹長十三日永盤に到り兵站司令部に配屬せらる卅九年二月六日凱旋召集解除せらる功に依り叙勳七等賜旭日章及一時金參百圓

○同片山謙は徳島町の人卅七年七月充員を以て安東縣に上陸し第一臨時築城團に配屬堡壘築造作業に従事す十二月第一師團に編入防禦工事兵站道路修築に従事し卅八年四月任特務曹長七月病を以て開原兵站病院に入り善通寺豫備病院に轉す十一月退院叙勳八等賜瑞寶章後又勳七等青色桐葉章貳百五拾圓の叙賜あり

○陸軍砲兵大尉阿部保太郎は徳島の人其戦歴次の如し原文に従て之を掲ぐ

明治三十七年三月六日勳員下令後直ニ余が屬セシ第四中隊長ハ馬匹徴發ノ爲メ茨木縣へ出張シタルヲ以テ自分ハ中隊長代理トナリ勳員業務ヲ完結シ候テ待命間ノ人馬ノ保育衛生教育調教ヲモ計畫實施シタリ

同年五月一日午前二時四十八分發列車ニテ中隊隊列及大行李ヲ率テ輪送指揮官ノ資格ヲ以テ午後十一時五分宇品ニ着大雨ヲ使シテ翌二日午前三時廣島ニ着ス故隊ナシ。同十五日聯隊中最古參少隊長トシテ出征シ十九日坂家屯ニ上陸ス。二十三日金州方面ニ向ッテ行進中聯隊長ノ招致ヲ受ケ同騎ヲ從ヘ急騎シテ九里庄高地ニ至ル此高地(金州ノ北約七千)ニハ師團長並ニ軍ノ參謀長モ居タリ。左ノ特別任務ヲ受ケ(午前十時三十分)於九里庄高地



○軍人功績履歴

阿部中尉ハ今日七里庄附近ニ於テ金州攻撃ニ於ケル一々聯隊ノ砲兵陣地ノ指定並ニ附近ノ地形ヲ偵察スヘシ但シ掩護トシテ歩兵第三十七聯隊ヨリ將校ノ率ニ半小隊及佐村工兵少尉ヲ附ス師團長ヨリ左ノ任務ヲ與ヘラル可成敵情ヲ偵察シ來ル可シ

右命令ヲ受ケタル後徒歩ニテ掩護隊ヲ提ケ直ニ出發シ七里庄南方高地ニ登リタル時南山方面ヨリ一重砲彈ヲ受ケシモ幸ニ異狀ナシ午後四時五十分任務ヲ果シテ歸來ス

五月廿四日聯隊副官代理トシテ聯隊長ニ隨行シテ軍司令部ニ至リ軍參謀長並ニ内山砲兵旅團長以下各砲兵聯隊長ノ會議ノ席上ニ於テ前日ニ於ケル結果ヲ報告ス尙師團司令部ニ到リ師團長ヘモ報告ヲナス。同夜左ノ特別命令ヲ受ク(口達)  
一、全營ノ情況ニ就テハ今朝軍ノ會議ニ於テ承知セシ通リ

二、阿部中尉ハ自分ノ小隊ヲ提ケ本夜十二時出發シ八里庄北方高地ニ陣地ヲ占領シ明拂曉ヨリ金州城ヲ砲撃シ金州城並ニ南山ニ於ケル敵ノ砲彈ヲ牽制シ備砲ヲ偵察シ兼テ砲兵第十三聯隊ヲ援助スヘシ。廿五日午前一時三十分小隊ハ榴彈及榴霰彈ヲ裝車各二車輛ト共ニ豫定ノ陣地ニ達シ工兵ノ援助ニヨリ構築シタル肩牆ニ據リ射撃開始後ハ時々砲車ノ位置ヲ變換シテ六門砲車ニ擬セリ同五時十五分砲兵第十三聯隊砲彈ヲ開ケタルヲ以テ續テ射撃ヲ開始シ榴彈四千八百乃至五千五百米ノ表尺ヲ以テ金州城内又ハ城壁(敵兵之ニ據ル)ヲ猛射シ確實ナル命中ト大ナル損害ヲ敵ニ與ヘタリ。同午十時三十分聯隊ノ前進ニ當リ道路上ニ於テ本隊ニ復歸ス

此戰闘中實ニ當聯隊戰闘ノ嚆矢タリ而シテ不肖ノ獨り之ニ參與シ得タルハ過分ノ光榮トスル所ナリ  
五月廿六日金州並ニ南山攻撃ニ參與シ自分ノ屬セシ第四中隊ハ三回陣地ヲ變換シ第一大隊ヲ應援シ功績ナカラス。南山陥落後第二大隊ト共ニ本隊ヲ離レ追蹙隊ニ加ハリ中村少將ノ指揮下ニ入ル。翌廿七日南關嶺東方高地ニ陣地ヲ占ム

同廿九日第四中隊ト共ニ本隊ヲ離レ歩兵第三十八聯隊長内藤大佐ノ指揮下ニ入り海岸ニ沿テ南進シ專ラ西海岸ノ地方ヲ搜索ス

山路險惡行軍甚々苦難ナキ

六月二日晝夜兼行シテ本隊ニ復歸シ普蘭店ニ向フ十四日聯隊長ヨリ左ノ命ヲ受ク

阿部中尉ハ工兵一中隊ヲ先導シテ道路ヲ偵察シ改築シツ、先行シテ小森市南方高地附近ニ聯隊ノ陣地偵察ヲナスヘシ

七月六日聯隊長ノ命ニ依リ萬福莊ヨリ范家屯ニ通スル道路ノ偵察ヲナス。同七日聯隊長ノ命ニ依リ歩兵尖兵ト共ニ前進シ道路偵察並ニ陣地偵察ヲナシツ、午後七時范家屯北方河原ニ達ス間モナク前衛モ亦此地點ニ達シ停止シテ容赦ニ前進セス(蓋平攻撃前)此時軍ノ砲兵指揮官内山少將ヨリ命ニ依リ我聯隊長ヨリ左ノ命令アリ

阿部中尉ハ今日ヨリ小米寨附近ニ至リ砲兵二ヶ聯隊分ノ陣地ヲ偵察スヘシ(小米寨ハ前衛ノ前方約二)但當正面ノ友軍ハ自分ノ線ヨリ出テアラス情況最モ不明ナルヲ以テ危險ヲ覺悟スヘシ(決死ノ覺悟)  
右ト同時ニ師團參謀長ヨリ左ノ注意アリ

東二台子(此前方約六千米突)ニ我騎兵聯隊アルヲ以テ掩護兵ヲ請フヘシ(小米寨ハ東二台子ヨリモ)更ニ前方三千米突ナリ

右ノ命令ヲ受ケルヤ人馬共輕裝シ松永曹長ヲ隨ヘ午後七時三十分前衛ノ先頭ヲ發ス然ルニ騎兵第四聯隊ハ優勢ナル敵騎ニ壓セラレ中尉ノ率ニ小隊ヲ前配東二台子ニ殘シテ退却セシ趣キニテ騎兵聯隊長ハ前進ノ頗ル危險ナルヲ陳ヘテ曰ク小米寨ハ敵ノ嚴密ノ通スル所ニシテ我聯隊ヲ以テスラ前進困難ナレバ到底陣地偵察ノ如キハ至難ノ業ナリト此時自分ハ決死ノ覺悟ヲ以テ前進シ東二台子ニ至リ斥候ノ掩護ヲ乞フテ任務ヲ果サント決シ遂ニ東二台子ニ達ス此時先キニアリシ我騎兵小隊ハ敵ノ騎兵ノ冒ス所トナリ高地ノ東方ヨリ迂回シテ退却ヲナシタルヲ自分ハ知ラザリシガ恰モ真シ土人ノ密告ニ依リ敵騎二十餘騎此村落ニ潛伏セルヲ知ルヤ直ニ退却ニ決シ馬ヲ躍ラセシガ村ヲ離ル、五百米突ナラズシテ早クモ騎銃ノ亂射ヲ受ケ且ツ追フ所トナリ到底賽間ノ陣地偵察不可能ナルヲ悟リ續テ退却セシガ此間我歩騎兵斥候ノ隻影ガモ認ムルヲ得ス日ハ將ニ暮ラントス之ヨリ後方二千米突ノ高地ニ於テ漸ク第六師團ノ尖兵斥候ニ遇ヘリ暫クシテ内山少將モ此高地ニ來ラレタルヲ以テ右ノ次第ヲ報告セシガ己ニ現場ヲ認メラレ居リテ賽間ノ危險ヲ悟ラレ今夜抜刀隊ヲ編成シ敵ノ前哨線並ニ我陣地偵察ヲ兼行スベキ旨命セラレタリ偶々霖雨盆ヲ覆スガ如ク暗夜咫尺ヲ辨セ

○軍人功績履歴



ス午時零時三十分頃漸ク我隊隊ヲ破滅シニ索メテ復命シ採米切幾多ノ辛酸ヲ嘗メテ無事任務ヲ果セリ同十九日聯隊長ノ命ニ依リ海山塞ヨリ三塊石ニ至ル道路ノ偵察修繕ノ指揮及聯隊ノ陣地偵察ヲナス同廿三日第二大隊ハ第七旅團ニ屬ス五台山ニアル敵歩兵約二ケ中隊我前進ヲ止阻ス我第四中隊ノミハ命ニ依リ放列ヲ布置シ之ヲ數發ノ下ニ擊退ス尙陣地ヲ變換シ五台山ノ西方ニアル敵砲兵ト對戦ス更ニ進テ朱家屯ノ西端ニ陣地ヲ變換シ薄暮西方高地ニ於ケル敵砲兵ヲ猛射ス午後六時三十分聯隊ニ合シ朱家屯南端ニ集合ス午後七時更ニ我第四中隊ハ朱家屯西南端ニ放列ヲ布置シ左側敵騎ノ來襲ニ備フ同廿四日大石橋聯隊中薄暮西方高地ニ陣地ヲ據成スルヤ我露而放列ニ對シ望馬台ノ嶺ヲ固守セル優勢ナル敵砲兵ノ集中火並ニ我右側牛心山方面ヨリノ側射トニ依テ十字火ヲ蒙リ土石一塊ノ掩體ヲモ得ル能ハズ曹長先ツ即死シ傳令殆ソド一人ノ健全者ナク死傷續出シ悲慘ノ光景名狀スベカラズ中隊長岩井一郎モ亦胸部貫通砲彈ヲ受ケ危篤ニ陥リ本職モ亦輕傷ヲ帶ヒタリ此時ニ當テ大隊長ノ命ニ依リ代テ中隊ノ指揮ヲ取り直ニ砲手ヲ砲側ニ就カシメ部下ヲ督勵シ榴彈ノ迅速ヲ以テ敵ヲ猛射シ將ニ惜沈セントスル志氣ヲ挽回シ終ニ望馬台方面ニアリシ敵兵ヲ一時沈黙セシメ此間ヲ利用シ機微ノ裡ニ掩體ヲ據成シ中隊ノ損害ヲ減ズルノ處置ヲ取り劇戰夜半ニ涉ル我人馬ノ死傷甚シク甚ク苦戰ヲ極ム(此戰我中隊人馬ニテ死傷ノ自分ハ右足趾同貫通砲彈ヲ受ケシモ終ニ一日ノ休憩ヲ取ラズ)爾來中隊長代理トシテ戰後ノ諸整理人馬ノ保育並ニ衛生給養ヲ保全シタルノミナラス諸勳功モ亦上級ノ職ヲ奉ズ

八月五日(海上戰後)第一大隊副官拜命以來遼陽戰陣並ニ沙河ノ會戰ヲ經山シ命令ノ受領傳達諸偵察諸司令部トノ連絡警備等其任務ト職責トヲ果セリ

十月廿八日第三中隊長拜命以來沙河對陣並ニ黑溝臺ノ戰陣ニ參加ス

十一月十日大尉ニ進級。十二月廿一日正七位ニ叙セラル

三十八年一月三日沙河會戰ニ於ケル拔群ノ功ニ依リ軍司令官ヨリ部下二名ニ感狀ヲ賜ハル(聯隊中ニテ二名ノミ)

三月五日奉天附近ノ會戰中我中隊ハ獨立シテ歩兵第八聯隊長能夫中佐ノ指揮下ニ入り最モ危險ヲ冒シ進出シテ溫盛堡ノ西北細地ニ於テ東方ニ向テ鐵道線ニ正對シテ陣地ヲ占メ溫盛堡ニ向テ二回迴旋シ來ル敵騎一ケ聯隊ニ對シ火彈二千米突ノ表尺照準ニテ猛烈ニ之ヲ射撃シ敵ニ多大ノ損害ヲ與ヘ遂ニ二回共之ヲ擊退シタリ

奉天附近ノ會戰ニ於テ大隊長ヨリ部下五名ニ對シ賞詞ヲ賜ハル

奉天戰後自分ノ屬セシ大隊ハ敵ヲ追擊シテ昌圖ノ西北方ニ陣地ヲ據成シ平和克復ニ至ルマテ第一線勤務ニ服シ此間小戰陣隨偵察等大戰ニ勝ル辛苦ヲ感シタルコトアリ

諸戰陣間爲シタル細部並ニ戰陣外ノ諸動作ハ茲ニ喋々セス

其他出征以來終始戰列隊ニ在テ無弱健全各戰陣遺漏ナク參與スルノ榮ヲ得タリ。自分ノ屬セシ大隊ハ第一線勤務ノ故ヲ以テ卅八年十二月一日陣地ヲ撤シ第二軍ノ先頭ヲ以テ(第四師團ニ於テモ先頭)鐵嶺ヨリ瀋軍輸送、同月八日柳樹屯出發加賀丸ニテ同十一日和田岬ニ上陸同十三日大阪ニ凱旋ス(第三中隊長トシテ)

余ノ屬セシ聯隊長昇進ノ都合ヲ以テ二回又大隊長ハ戰死若クハ戰傷ノ爲メ五回ノ交迭アリ劇戰忠フヘキナリ(上官ノ交迭ハ余等ノ行賞ニ關シテハ大ニ不利益ニハアラサルナキヤ)

奉天戰後我聯隊ハ軍司令官ヨリ感狀ヲ授ケラル

凱旋後第四師團馬匹整理委員トシテ復舊業務ニ從事ス

明治卅九年四月野戰砲兵第四聯隊代表隊トシテ東京大觀兵式ニ參列大蓋ヲ頂戴スルノ光榮ニ浴セリ

日露戰役ノ徵功ニ對シ左ノ行賞ニ與カル(四月一日附ヲ以テ)

明治卅七年八年戰役ノ功ニ依リ功五級金鷄勳章並ニ年金參百圓及勳五等雙光旭日章ヲ授ケ賜フ

同年八月東京砲兵工廠附ヲ命セラレ目下熱田兵器製造所ニ在勤ス。

○陸軍中將上田有澤は德島町平民にして明治三十七年三月十七日第五師團長に補せられ四月十九日勳員下令五月十六日戰役從軍の爲め宇品港出帆二十日張家屯上陸二十五六兩日金州南山附近の戰陣に六月十四五兩日得利寺附近の戰陣に七月六



日より九日に至る葦平附近の戦闘に二十四五両日大石橋附近の戦闘に參與す此月十五日正四位に叙せらる三十一日より八月一日に至る折木城附近の戦闘に二十六日より廿八日に至る鞍山站附近の戦闘に三十日より九月三日に至る遼陽附近の戦闘に十日より十五日に至る沙河附近の戦闘に參與す十一月二日本職を免せられ臺灣守備軍司令官に補せらる十四日宇品歸着十二月五日門司港出帆八日基隆港着赴任途中澎湖島を視察し十六日着府す廿八年五月十三日臺灣島(澎湖列島)戒嚴令施行七月七日戒嚴令解止十月十六日平和克復す三十一日本職を免せられ留守第五師團司令部附仰付られ十一月十七日臺北を出發し二十日馬關に上陸す十二月廿七日復員下令卅九年四月一日卅七八年戦役の功に依り勳一等旭日大授章並功二級金鵝勳章を授け賜ふ七月六日第七師團長に補せらる

○陸軍砲兵中佐木内梧樓は徳島の人卅六年以來由良要塞司令部高級砲兵部員を以て勤務せり卅七年二月同要塞警急配備に就き卅八年樺太軍編成に際し青森市野戦兵器本廠長となり卅九年二月由良要塞司令部に復歸四月岐阜聯隊區司令官に補せらる同四月卅七八年戦役の功に依り勳三等旭日中授章金貳千圓を賜ふ

○陸軍憲兵少佐三宅環は徳島町士族なり夙に身を兵籍に置く卅七年二月十二日召

集第十二憲兵隊分隊長となり下關憲兵分隊に着任す四月第十憲兵分隊長に轉し姫路憲兵分隊に赴任又神戸に轉す十一月叙從六位十二月第五憲兵山口憲兵分隊に赴任卅八年十一月叙勳四等賜瑞寶章卅九年一月四日召集解除戦役の功に依り旭日中授章金八百圓を賜ひ五月任陸軍憲兵少佐十月叙正六位

○陸軍歩兵少尉平岡隣吉は佐古村の人中學卒業の後卅二年十二月一年志願兵として歩兵第四十三聯隊に入り翌年滿期歸郷す卅七年九月補充召集に應し前聯隊に入り内地戦役勤務に服す十二月任少尉卅八年一月廿日柳樹屯に上陸し鴨綠江軍に編入せられ魏子窩大孤山鳳凰城城廠等を経三月馬群丹撫順附近の戦闘に參加し遂に永陵を経て王家大堡に到り第一線支隊の支援隊となり同附近に駐軍せり先是二月叙正八位十一月に至り多度津に凱旋し廿一日召集解除せらる功に依り勳六等單光旭日章金貳百五拾圓を下賜せらる

○同米本利吉は富田浦町平民にして卅七年十一月臨時召集に應し歩兵第四十三聯隊補充大隊に入り十二月任特務曹長十一月後備歩兵第五十九聯隊に編入卅八年一月二十日柳樹屯に上陸し戦務に従ふ二月葦子峪附近を守備し奉天撫順營盤の各地に於て守備又は戦闘し九月任少尉十月叙正八位十一月多度津に凱旋し召集解除せ



らる功に依り勳六等に叙し單光旭日章金貳百圓を下賜せらる

○海軍々醫少監平野勇は徳島の人開戦の初より常に病院船神戸丸に搭乗し艦隊に随伴して傷病者の收容治療に従事し遂に樺太方面に至る卅九年其功に依り旭日小綬章一時金貳千圓を下賜せらる從六位勳四等なり

○陸軍歩兵大尉島田伊三郎は徳島町士族なり卅七年八月後備歩兵第十二聯隊第四中隊長を以て柳樹屯より遼陽方面に急行し滿州軍總司令部直轄に屬して同月廿八日鞍山站附近の戦闘に従事し即日第二軍に編入せられ遼陽首山堡西方高地等の攻撃に従事し九月同地シヤチシヤ村守備に服す十月沙河會戦に参加し三塊石山附近に戦闘す尋て長嶺子沈双台子の警戒勤務に服す十月廿四日叙正七位卅八年一月長嶺子西方饅頭山第一線警戒勤務に服し三月奉天附近の會戦に参加し後三道崗子の敵を撃攘し海鼠山稜子山に追撃し終に渾河右岸の敵を夜襲して二台子北方に至る此後王家勾柳條口小高力屯英城子等の守備に服し十月十六日平和克復に至れり十一月十八日多度津に凱旋す功五級金鷄勳章勳四等旭日小綬章の叙賜あり

○同上三木宗太郎は住吉島村士族なり卅四年十一月任陸軍歩兵中尉卅七年四月十九日第五師團第四十二聯隊野戦隊小隊長を以て第二中隊に入り五月出征して張家

屯に上陸し金州南山附近得利寺附近蓋平南方代嶺嶺大石橋柵木城各附近の戦闘に従事して中隊長代理たり八月第十一師團歩兵第四十四聯隊補充大隊中隊長となり煙台附近に出發す十月門司に着任し第四中隊長となり尋て第五十九聯隊副官命課に編入卅八年一月同聯隊に屬し鴨綠江軍に編入再出征す二月奉天附近會戦に参加し三月李千戸屯附近を守備す三月撫順附近に滞在し尋て王家大堡永陵附近等に滞在し十一月多度津に凱旋す功五級金鷄勳章勳五等双光旭日章の叙賜あり

○陸軍歩兵中尉市田半次郎は徳島町の人卅七年九月十五日補充召集に應し第十一聯隊補充中隊に入り十二月留守第十一師團副官となり卅八年五月任中尉六月叙從七位卅九年二月召集解除となる勳五等旭日章一時賜金參百五拾圓の叙賜あり

○同少尉高井秀次は徳島の人卅八年三月陸軍士官學校を卒業し四月任少尉五月叙正八位六月第二國民兵教育教官を命せらる勳六等瑞寶章金百八十圓を賜ふ

○陸軍三等主計吉田辨二は徳島の人開戦の初徳島聯隊區司令部に在職せり卅七年十一月任三等主計第二師團彈藥大隊附となり十一月出征す十二月叙正八位卅八年一月第二師團糧餉部々員となり黑溝台奉天附近等の戦闘中職務に従ふ十二月廿五日復員下令戦功に依り勳六等單光旭日章金貳百五拾圓の叙賜を拜す